

# 刑 政

號 輯 特 文 論 賞 懸 念 記

號 一 第 號 月 一 卷 一 十 五 第

|  |                              |   |  |                                    |   |
|--|------------------------------|---|--|------------------------------------|---|
| <p>刑務所に於ける社會事業(下)<br/>G・ディブワード 二〇六</p> | <p>明治監獄年譜(十)<br/>辻 敬 助 七</p> | <p>刑務所の一日(隨筆)<br/>——記念懸賞論文第二部——<br/>梅村春汀 三<br/>大福規一 三<br/>泉原浩 三</p> | <p>累犯防遏を論ず(論說)<br/>——記念懸賞論文第一部——<br/>藤山ユキ 二<br/>橋本義二 四<br/>申 仲 植 四</p> | <p>收容者の生活標準(卷頭言)<br/>日 沖 憲 郎 二</p> | <p>彙 報<br/>□ 檢察制度の回顧(光行次郎)<br/>□ 刑政五十卷總目次</p> |
|--|------------------------------|---|--|------------------------------------|---|

行 發 會 協 務 刑 法 財 團

昭和十二年十二月二十八日印刷 昭和十三年一月一日發行

## 彙 報

- 英國のポースタル・システム (四) R・ジェルツ
- プロシヤ刑務法 (三) R・ジェルツ
- 英國のポースタル・システム (五) R・ジェルツ
- 右同 (六) 同
- 刑務官の職務教育 (六) 同
- 英國のポースタル・システム (七・完) R・ジェルツ
- 獨逸に於ける犯罪生物學の役割に就て (四)
- プロシヤ刑務法 (四)
- 海外時報
- 第二十九回刑務官練習所卒業式
- 受刑者の飛行機獻納
- 恩赦の大詔渙發
- 第十一回全國刑務所武道大會
- 新設海上刑務所母船回航記
- 刑務所長會同

七 六 六 三 二 二 號  
六 七 六 六 五 四 頁

二 九 八 三 二 二 二 一 一 〇 九 九  
五 六 九 四 六 六 四 七 四 三 三 二 四 五 六 六 五 三

- 全國刑務所教務課長會同
- 名古屋拘留所開廳落成式
- 刑務所水害
- 大島支所落成式概況
- 勇敢無比の前田看守
- 第三十四回刑務官練習所入所式
- 第十二回刑務教誨研究會
- 行刑研究會創設
- 刑務協會寄附行爲一部變更

六 十 八 八 八 〇 一 一 二 二 一 〇 九 九 八 八 七  
八 五 八 三 七 〇 六 八 九 七 九 三 一 〇 九 八 九

# 刑政

一月號

第五十一卷  
第一號

## 壽戰勝之春

昭和三十一年一月一日

刑務協會

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森 | 吉 | 日 | 吉 | 芥 | 東 | 柳 | 谷 | 椎 | 吉 | 岡 | 瀧 |
| 山 | 田 | 沖 | 江 | 川 | 邦 | 原 | 内 | 名 | 田 | 五 | 川 |
| 武 | 綱 | 憲 | 知 |   |   | 鎮 | 庄 | 通 |   |   | 秀 |
| 市 | 紀 | 郎 | 養 | 信 | 彦 | 平 | 太 | 藏 | 律 | 朗 | 雄 |
| 郎 |   |   |   |   |   |   | 郎 |   |   |   |   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐 | 澁 | 平 | 青 | 大 | 野 | 阿 | 大 | 能 | 野 | 大 | 伊 | 辻 |
| 藤 | 谷 | 居 | 木 | 森 | 口 | 部 | 石 | 勢 | 尻 | 原 | 藤 | 敬 |
| 吉 | 善 | 三 |   | 日 | 幸 | 清 |   | 弘 | 交 | 虎 | 忠 | 次 |
| 次 | 藏 | 郎 | 滋 | 榮 | 喜 | 衛 | 武 | 忍 | 六 | 夫 | 郎 | 助 |

## 收容者の生活標準

最近行刑部内において收容者の食糧問題が改めて論議されてゐる。此問題は輕々しく決せらるべきものではない。想起するのは第十一回國際刑務會議の議題である。その第二部の第二問は第二項において收容者の生活標準を定むるにつき一般民衆の生活標準を考慮するの要ありや否やを問ふてゐる。勿論これは失業が到るところを荒してゐる現時の經濟的危機に關聯する時事問題として取上げられたものであつた。しかしながら問題の解決はあくまで原則的であらねばならぬ。

私の興味を唆るのは此會議におけるドイツ委員とイギリス委員との間の意見の對立である。ドイツ委員の報告は曰ふ。收容者の生活標準を定むるには風土的條件と衛生學の原則に従はねばならぬが、しかし同時に拘禁はあくまで刑罰であり、かるがゆゑに絶対に必要不可欠ならざる限りはいかなる支出をなすことも許されない。原則として收容者の生活標準は最も貧しい市民のそれを越ゆるべきではない。善良ではありながら不幸にして失業してゐる市民がかの收容者の生活標準だに享有し得ないとあつては、それはおよそ正義の理念に戻るのであると。

しかるにこれと著しい對蹠を示すものはイギリス委員の報告である。イギリス委員の見解によれば、收容者の生活標準の問題の解決は國家的立場に立つか、それとも個人的立場に立つかに従つて截然と岐るべきものである。國家の利益といふものが優越してゐるところにあつては、法を蔑しろにした收容者は最少の支出をもつて處遇されるのが當然である。これとは逆に、個人主義的見解の支配してゐるところにあつ

ては、收容者をしてできるだけその生活を享受させることが必要である。國家は收容者の健康を保持しその精神的低下を防ぐため十分な活動力を養はしめ、かくして釋放後完全に社會に復歸せしむることを得せしめねばならぬ。既に自由の剝奪といふことはそれ自體において最大の害悪である。此意味においてイギリスの收容者は甚だよく處遇されてゐるといつてよい。毎日肉食を與へられてゐるのはその例である。

惟ふに收容者の處遇は一國文化の水準と基調を一にしなければならぬ。これは疑ふべからざる要請である。ゆゑに收容者の生活標準を定むるにつき一般民衆のそれを考慮に入れなければならぬことは云ふまでもない。巷に飢ゑに泣く無辜の民が滿ち滿つるとき、囹圄の中にあつて暖衣飽食することは許されぬ。しかしながら收容者の處遇は國家的立場に立つとき最少の支出をもつてなされねばならぬこと、かのイギリス委員の報告に云ふがごときであるか。國家はもとより收容者に對するに安價なる人道主義をもつてすべきではない。が、たとひ收容者と雖も國民の一員である。國家の利益から云つても、收容者の肉體のおよび精神的低下を來さしむることは取りも直さず國民の一員を失ふことを意味する。收容者の最後の一人に至るまでこれをして再び有用なる國民の一員として甦生せしむることこそその任なのである。國家とおよそかくのごときものであり、またかくのごときものであらねばならぬ。もとより收容者の生活標準は簡素たることを失つてはならぬが、それは風土的ならびに衛生的條件に適應すべきものであり、收容者の肉體的健康とかくして勞働力を保持し且つ精神的低下を來さざるやう十分に留意することを必要とする。しかも此必要たるや國家的立場に立つとき特に強調されねばならぬのである。

昭和十一年十二月不浚

日 沖 憲 郎

# 記念懸賞當選論文隨筆

【第一部】

## 累犯防遏を論ず (論文)

——二等當選——

栃木 藤山ユキ

- 序論
- 一 一般的原因の對策
- 二 刑の問題
- 三 保護の問題
- 結論

### 序論

犯罪、特に累犯は近年著しい増加の傾向にある。犯罪と刑罰とは二十世紀の過程に於ては單に法律問題として、なく、一の社會問題として吾人の前に提示さるゝに至つたのである。國家は之に對する最もよき對策を講じ全き社會政

活の實現に努力すべき責務を負ふのである。從來の犯罪對策の消極的、非科學的に其の原因を存し、それに伴ひ特に近年に於る社會狀勢の複雑化は犯罪現象の必然的增加を來した。犯罪の原因を探究して其の對策を考究するところの所謂犯罪闘争學としての刑事政策が、一の學問的體系の下に科學的色彩を以て進歩したのは實に近年に於てである。今や不可避的にこの刑事政策學が重要な一の科學として社會の前面に登場することとなり、そしてこの累犯の防遏は最も重大なる課題としてその解決を急がるゝに至つたのである。私はこの問題を一般的原因の對策、刑の問題、保護の問題の三個に大別し、各方面よりの批判考察を加へつゝ結論へと其の歩を進めてみよう。

### 一 一般的原因の對策

犯罪の原因に關する研究が意識的に科學的に行はれ始めたのは十九世紀に於てである。統計學と人類學との發達が其の主たる原因を爲す。犯罪は人類の總ての行爲と同じく、原因によつて決定せられる因果的事實である。幾多の學者が犯罪の原因に關して種々の研究を發表して居る。リストは「總ての犯罪は一方に於ては犯人の個性に由來すると同時に他方に於ては行爲の時に犯人を取りまいたところの社會的關係に由來する產物である。即それは個人的原因及無數の社會的原因の所産である」とし、又犯人も我々總てと同様な一個の人間であつて我々は外部的事情の幸運なる結果として犯罪に陥らしめられないのであるとした。フェリーはこの個人的原因と社會的原因の外に物理的原因を認め例へば冬期には財産犯罪が増加し夏期には人身に對する犯罪、特に風俗に關する犯罪が多いとしたのである。ロンブローゾーは肉體的精神的特質を重視し、人間の人類學的變種として生來性犯人の概念を設定した。そして一般の學説は個人的原因よりも社會的原因を重視し特に其の經濟的事情を研究の對象とするに至つて居る。私もこの社會と個人の二方面に分類し、其の對策を考究しようと思ふ。

**社會的原因の對策** 社會的原因の根本問題として、資本主義經濟組織其のものが考慮の對象となるのは一般的に認めらるるに至つた事實である。十八世紀後半から十九世紀へかけての歐羅巴の産業革命は竟に現代の大資本主義産業組織の段階にまで爛熟的發展を遂げて來た。かくして富は少數の資本家に集中され、中産階級は早晩没落の運命に逢着せざるを得なくなつた。そして制限なき人口の増加は之に拍車をかけつゝ必然的に無數のプロレタリアートの發生となり、それに伴ひ近年に於ける社會狀勢の深刻化は失業群の氾濫時代を現出しつつあるのである。そして、一般民衆の生活不安となり、社會はそこに多くの犯罪原因を胚胎するに至つたのである。かくして現存社會組織の矛盾の産物として、犯罪現象の増加といふ非文明的な反動を齎したのであると謂へる。現代の結婚難、又家庭内の生活より産業社會への進出の結果として増加した婦人犯罪、家庭生活の不安の反映として頻發する少年犯罪が、矢張りこの根本的原因に胚胎したものであると謂へる。犯罪が現代社會の矛盾の産物である以上、社會政策、刑事政策は革命か改革かの根本問題に逢着せざるを得ないのである。然し現代の國家は資本主義其のものの矛盾は認識するが之を單に自己自らに於て解決し得ないのであり、最も進歩的な改良主義を以て其の矛盾を克服せんとするのである。犯罪の防遏も結局最後の決定は意思の世界、信仰の世界に屬するものであり、科學としての刑事政策の彼方に横はるものであると謂へる。故に國家は最大限の社會政策と社會改革とによつて、其の刑事政策的任務を補ふべき責務を負擔するのである。結局犯罪の防遏が將來どれほどまでに進展するかは、我々の社會が其の社會的乃至經濟的狀態をどれほどまでに改良し得るやに依つて計り得るのであるといふ、一面の原理を發見するのである。犯罪防遏の上より、社會政策の進歩、諸種の社會問題の解決は、最重要なる要件であり、そこに於て、刑事政策が完全に其の使命を果し得るのである。人口問題、勞働問題、農村問題等幾多の社會問題の解決を急がねばならぬのである。幾多の社會問題の中、刑事政策上よりして解決を急がるゝ重要なものは、勞働問題と農村問題であると思ふ。

勞働階級の全狀態の改良は犯罪防遏に最も有力な影響を與へる。其の財政的のみならず身體的、精神的、道德的關係の全體の事情の良否が犯罪の原因を胚胎すると爲し得る。そして勞賃、勞働時間、負傷による勞働不能、失業等の解決に國家の良心的科學的對策を必要とするのである。又極度に疲勞しつゝある農村、困窮せる農民大衆の救助である。農村の疲弊は農民プロを職業問題に悩みつゝある都市へと集中せしめ、都市はより一層の混亂狀態を現出しつゝある。農民は農村に於て生活し得る解決策が講じられねばならない。其の他海外移民の積極的援助をなし、内地の人口過剩、職業問題の緩和策ともし、其の他娛樂機關の營利第一主義を嚴重に監督し、國民の心狀に悪影響を及さぬ様にする等種々の社會問題の解決に全力を注がねばならない。又赤貧者に對する國家の保護の積極性が要望される。救護法は單に形式化して、完全に其の精神を發揮して居ない。又放浪者の強制的收容等刑事政策上より要望される社會問題の數は多い。牧野博士の「社會政策は刑事政策より始まる」といふ新しい提言も、こゝに其の意味を有するのではあるまいか。

**個人的原因の對策** 我々は國家社會の一員として、社會生活を平和に營むべき責務を有する。反規範的、反社會的行爲を爲し、この生活を攪亂する者に對しては、國家は其の對策を考慮して危険性を破壊せしめなければならぬ。そこに法律が生れ、刑罰が存在することとなる。從來の應報刑論に於ては、この個人的原因を重視し、犯罪は自由意志に基づく行爲であり、爲さざるを得るに爲したものでありとして、この對策としては報復的な刑を以て終始した。勿論個人的原因は犯罪の主要素であり、どの様な環境におかれても、經濟的困窮のどん底にあつても犯罪に陥るのはそこに犯罪的素質の存在を認めねばならぬのである。この素質を改良し正しき生活への指導をなさねばならない。そこに單なる應報刑は不充分なりとせらるるに至り、世界の刑罰思想は教育刑へと飛躍的發展を遂げるに至つたのである。この具體的説明は刑の問題の範圍にゆづり、こゝに於てはこの犯罪的素質といふ事に對する對策として考慮せられて居

る斷種及去勢といふ事に對して、批判的考察を加へよう。

ロンプロゾーは犯人の社會的原因を殆ど無視し、全く個人的原因に重きを置き、そして生來性犯人といふ一の犯人類型を立脚した。そして、犯罪其のものを遺傳現象から説明せんとしたのである。然し、最近の學説は犯罪そのものの遺傳性といふ事に對しては之を認めざる傾向にある。ギリンは「犯罪それ自體としては遺傳しない。犯罪は一個の社會現象であつて、個人の肉體的及精神的性格と人格に作用するところの環境との結合から生じるものである。この人格の一部分は勿論祖先から遺傳したる生物學的性格の成果である。然し、犯罪は一の生物學的性格單位ではない。」として、犯罪の遺傳性といふ事に對する否定的立場を採つた。そして、犯罪的影響に容易に支配せらるる様な遺傳的素質を遺傳するといふ點に於て、この問題は新しく研究さるるに至つたのである。刑事生物學は今日では一個の科學として學者の研究の的となりつゝある。量刑及行刑に於て、注意を要する事項の一としてあげらるゝに至つたのである。アメリカ、ドイツ、スエーデン、デンマーク等に於てこの遺傳に對する犯罪防止策としては斷種を規定し、そして、其の對象の一として、常習犯人をあげて居るのである。常習犯人を改善不能者といふ前提の下にその遺傳により子孫に残す惡影響を考慮しての上、社會防衛の目的に於てなされるのである。然し常習性犯罪が果して、改善不能であり、又其の犯罪性が遺傳するといふ事に對しては何等の科學的實證もなく、道徳上よりも再考を要する問題である。然し、強度の犯罪性精神病者に對する斷種及去勢の問題は、刑事政策上又民族衛生上より反對されるべきではあるまい。第十一回ベルリン會議に於てはこの斷種及去勢の問題が一の刑事政策的方法として提出せられた。會議に於ては全體的賛成も得なかつたけれども全體的否定もなく、この問題も國際的承認の段階に入りつゝあることは看過し得ないであらう。劣等なる分子の繁殖を禁絶し社會を保護することは文化國の使命であるのは言ふまでもない。然しこの問題は刑法學上の議題として討論せられるよりも、むしろ人口政策上、優生學上の問題として論ぜられるべき

であり、この方面に於て承認せらるべきであると思ふ。ナチスの保安及矯正處分法に於ては、この處分の一として、危険なる風俗犯人に對する強制的去勢を規定して居る。この去勢を保安處分として規定したところに新なる意義があるのである。とにかく、刑事政策も優生學と提携する時に於てより合目的たることは疑ないのである。

## 二 刑 の 問 題

犯罪の増加、累犯率の増加は犯罪に關する自然科學的乃至社會學的研究の發達と共に、刑法理論に對する大なる變動を來したのである。應報乃至害惡を以て刑罰の中核とする思想は今や過去の追憶とならねばならなかつた。刑罰は犯罪といふ反規範的社會的な行爲が再び繰り返されざる爲の處分でなければならぬことゝなつたのである。刑罰は犯人をして再び國民共同體の有用なる一員たらしむるに於て、其の目的を最もよく發揮するものたり得るのである。そして、そこに國家の責務がありとするのである。こゝに教育刑論の根據がある。然し、この教育刑論に對しては未だ非難をなすものがないわけではない。教育刑の理論に對する最大なる非難は、それが刑罰の一般豫防的價值を無視又は輕視するといふことである。然し、それは大きな認識不足であると謂へる。從來の刑罰に於る一般豫防的價值の重視は特別豫防を全く度外視して居た。教育刑論の確立は犯人の人格を尊重し特別豫防の重要性を強調した。こゝに刑罰經濟の理論を確立したのである。即ち刑罰の効果は、社會防衛の最大限度に及ばねばならぬと同時に犯罪人に科すべき刑罰は其の必要なる最小限度に止らねばならぬとするのである。かくして、特別豫防を強調した一般豫防を排斥するものではなくして、特別豫防を實現することによつて、同時に一般豫防を全うするといふ中心的思想を生ずるのである。我國の教育刑の主張者であらせられる牧野博士は「もし刑の峻嚴なることが治國の道として、當を得たるものであるならば、所謂警察國時代に於る刑政が最もよく其目的を達し得たわけである。然しそれは事實に於て裏切ら

れて居る。刑は其の形式に於て峻厳なることで權威を維持し得るものではなくて、其の實質に於て合理的なる事によりよく其の社會的機能を營むのである。然らば刑の實質が合理的であるとは如何なる意味のものであらうか。それは刑の重かるべきものに對しては重かるべきであるが、同時に輕かるべきものに對しては輕かるべきであるといふことである。これが所謂寛嚴の調和である。刑が輕かるべきに於て輕くとも重かるべきに重きに於てはそこに一般豫防作用が圓滑に發揮されるわけである」と。この事は刑罰の特別豫防といふことが單純に刑罰を個人の利益の爲に輕くすることを意味するものではなくして、犯罪人の各の個性に對して妥當なることの爲さるべきことを意味するのである。又かかる刑罰の個別化に於て、刑罰經濟の原理に於て、同時に特別豫防と、一般豫防とが全うせられることを意味する。換言すれば教育刑の基本思想は刑罰の個別化にありといへる。そして、こゝから、犯罪性の輕きものに對しては執行猶豫假出獄が適用せられ、重きものに對しては不定期刑が必要とせられるのである。

教育刑は團體生活を訓練し、職業を授け、勞働を爲すことを教へ、再び現代社會の人々と伍して生活し得るが如き能力を附與することを目的とする。即ち受刑者を再び社會化することを刑罰の中心目的として居る。この教育刑理論を根本として、刑法、刑事訴訟法の改正が必要となり、刑罰は其の改善的效果を發揮しなければならぬのである。累犯者に對して、この改善的效果を如何にして發揮せしめねばならぬか、如何にして特別豫防並びに一般豫防を完全ならしめねばならぬか、最も重要な問題として争はれる。この問題の根本は累犯者果して改善不能なりや否やを先決要件とする。一九二七年九月カルスルーエに於て、國際刑事學協會のドイツ部會が催された時、リーブマンは其の講演中に於て、この點に就き次の如く答へて居る。「我々は彼等を不能なりとする權利無きことを信ずる。何となれば我々は、我國の刑務所が既に一般に且久しく合理的にして合目的なる教育的事業を爲し來つたとも、又諸種の制度や官吏及行刑上の全精神が専らこの教育的基調に一致したとも、及びたゞ他の『財政技術的、經營經濟的、

純警察的の』見地のみが之に對して後れて居なかつたのであるとも眞面目に之を主張することを得ないから。」とし、彼は唯だ最も教育の困難なる者の存在を認め、之に對しては特別の處遇を爲すことの必要を主張して居る。我々は事實として、我々の手によつては事實改善不能と考へざるを得ない者のあることを經驗せざるを得ないのである。然し之は唯だ我々の手によつては矯正されることが出來ないといふことを意味するに過ぎないのである。我々は現在を以て、行刑の進化の極點に達して居ると信ずることは出來ない。今日の矯正不能者が畢竟どこまでも矯正不能の者であるとの倫理的な意義も科學的なそれも成立して居るわけではないのである。いやしくも行刑の範圍に於ては改善不能なりとの言葉は存在しないのである。累犯防止の目的の下に刑事上の問題となつて居る不定期刑と保安處分に就き論を進めよう。

**不定期刑** 刑罰の終局の目的は再犯の防止にあるのである。現行刑法の下に於てはその目的を威嚇によりて達しようとして居るのである。刑法第五十七條に於て、再犯の刑は其の罪に付き定めたる懲役の長期の二倍以下とす、として刑を加重することによつて犯人の再犯を戒めようとして居るのである。然し再犯を防ぐことが刑の加重の威嚇によりて成功するものでないことは今日迄の統計が之を明示する。その上この加重主義は特別豫防の點より、又一般豫防の點よりしても不完全なものであり、教育刑の根本の建前よりして不當なるものとし、改正を餘儀なくさるに至つたのである。そして不定期刑が科學的原理として、あらはるゝに至つたのである。如何に危險なる常習犯人でも確定刑期に服した後は假令本人が出てから數日又は數週の内にはまた新しい犯罪を行ふだらうとは承知しても、この危險なる人間を釋放してやらねばならないのである。かくして累犯者の數がいやが上にも増加してゆくのは當然である。社會は再び彼を其の一要因として、危險性を孕みつゝ共同生活を營まねばならないのである。不定期刑は理論や學說として考へられたと謂ふよりも經驗が實際化されたものであり、實驗によつて確立せられた科學的結論である。犯罪

に對して、ア・プリアオリに刑を決定することが不可能であり、又改善せられない犯人を社會に放つこと若くは改善せられて居るにかゝはらず犯人を釋放しないことの妥當でないことは久しく論ぜられて居た問題である。刑罰個別化の必然的結論として犯罪に對する社會防衛の最も有效なる方法の一である。アメリカに於ては最も早く、この制度を實施した。不定期刑に就ては之を絶對的とすべきか相對的とすべきかに就き議論が存する。刑事政策上、社會防衛上の點よりのみ考慮する時は、相對的不定期は未だその徹底を期することは出来ない。絶對的不定期刑を以て、最も妥當とするのである。然し現在の社會狀勢、行刑の實際の進歩の點より考察する時は時期尙早の感あり、將來の立法に依らねばならぬと思ふ。然し、國際ロンドン刑務會議に於ては絶對的不定期刑を原則として認め、累犯常習者のみでなく、總ての犯人に就てこの制度の必要なることを認めて居る。

我刑法草案に於ては相對的不定期刑を採用して居る。草案第九十一條に「累犯者にして一年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられ其の執行を終り又は執行の免除を得たる後、長期十年の懲役又は禁錮以上の刑に該る罪を犯し、更に累犯として、有期の懲役又は禁錮に處すべき者、常習として其の罪を犯したるものなるときは不定期刑の言渡をなす」として居る。長期を二十年とし、假釋放は短期の三分の一を經過した時に許し得るとして居る。少くとも三犯の累犯者であり、既に累犯者として、一度、一年の懲役又は禁錮以上の刑の執行を受け、之に續いて更に累犯として、長期十年の懲役又は禁錮以上の刑に該る罪を犯したことであり、其の上常習犯人であることとして居るのである。

累犯と常習犯人の關係に就ては非常に困難なる問題が存する。累犯者はおほむね犯罪常習者たるを通例とする。しかれども累犯者にして、未だ常習者たらざるものあり、又常習者にして未だ累犯の處分を受けざるものあり、累犯者を以て必ずしも常習犯人といふことは出来ないのである。アメリカ合衆國の法律、フランス、ルレガーションの法律、ベルジック社會防衛法では一定の累犯者であることを以て直ちに常習犯人と見るに傾いて居るに對して、他方イ

ギリス豫防拘禁の法律、ドイツ刑法草案では累犯者たることの外に「繼續して不誠實な若くは犯罪的な生活を爲したること又は社會保安の爲に危険なる常習犯人たること」を規定して居る。累犯を以て常習犯人認識の客觀的要件たるものに過ぎぬとして居るのである。後者を以て妥當なるものと思ふ。累犯といふことは必ずしも常に常習性ありとするところの基礎となるものではない。我刑法草案も累犯を常習性認識の客觀的要件となし、累犯の枠の中に累犯を徵表として、常習犯人を認識すべきことと爲したのである。不定期刑實施も時期の問題となつたのである、刑事政策もいよいよ其の軌道に乗つて來た。この制度の實施の曉に於ては、裁判も行刑も根本的に教育刑理論の下に彼等の改善に邁進せねばならぬのである。

**保安處分** 刑罰の個別化は、心神耗弱者に對する保安處分の必要となり、我刑法草案に於てもこの規定を設くるに至つたのである。これ等の限定責任能力者に於て、精神障害が犯罪の原因として如何に重要な地位を有するものであるかといふことが一般に認められるに至つたのである。最近の犯罪現象にはこの種の犯人による異狀犯罪が數多く見出される。社會適應性無き彼等が釋放後再犯に陥り、三犯、四犯と徒らに犯數のみを重ねて行くことは明かな事實である。この心神耗弱者に對する處分といふは刑法理論に於る論争の的をなしつゝあつた。草案は一方に於ては減輕したる刑を科しつゝ他方に於て其の釋放後保安處分に付することを規定して居るのである。常習犯人に對しては刑の一元主義を採り不定期刑主義を是認して居るに對して、心神耗弱者に對しては刑と保安處分の二元主義を採用した。これ等の中間的な人間に對して、保安處分の一元主義を取るか、我國の如き二元主義を採るかといふことについては實際的の見地よりして争のあるところである。これ等の人間に對して普通監獄及監獄訓練を適用することはこれ等の者の病氣を刺戟して一層危険を生ぜしめるのみであり、又普通の精神病院に入れることが反つて、之が濫用せらるゝ虞あるといふ點よりして、監獄と精神病院との中間的な設備を設けるといふことも考へられるのである。ノールウエトでは限

定責任能力者にして公共に危険を及ぼす虞ある者に對して、刑法上裁判所は療養院に收容を命じ得ることになつて居る。ベルジツク法律、社會防衛法に於ては心神喪失者と心神耗弱者とを併せて、其の精神異狀者を刑法より除外しこれを一種の保安處分に付して居る點に於て注目し値する制度であると思ふ。保安處分と刑の二元主義を採用するにしても刑を先にすべきか保安處分を先にすべきかの問題を生ずる。我草案に於ては刑を先にすべしと規定して居る。然し裁判所は保安處分を先にするを命じ得ることになつて居る。

不定期刑と保安處分は刑事政策上、一日も早く、其の實施が要望されるのである。

又一方に於ては短期自由刑の弊害が唱へられて居る。教育すべくあまりに短い期間であり、かへつて彼等を精神的に墮落させ、徒らに前科の汚名を科するに過ぎない短期自由刑に對しては近年専ら主張されるに至つた事實である。そして、之に代るべきものとして、罰金刑の擴張といふことが唱へられるに至つて居る。罰金刑其のものの刑罰價値は自由刑の有つ犯人教化の目的に役立つものではないが犯罪鎮壓の效果があり、且短期自由刑の弊害を避け得る。又この罰金を分納することを許すべしといふ主張も現れるに至り、又執行猶豫の制度の擴張、それに新しい主張として一歩進んだ宣告猶豫の制度も必要視せらるゝに至つたのである。刑事政策的見地よりして、この様な點に於ても刑法、刑事訴訟法の改正が重要な課題となるのである。

次に行刑の實踐問題に就き論じようと思ふ。社會より犯罪原因を除去し、刑事立法も全きを得ても、保護事業が積極的運動を開始しても、この人間を實際に指導し、教化し、正しき人間になすべきを使命とする行刑の實踐に於て其の指導原理を誤り、唯だ形式化せられるに於ては、かへつて其の者の心の奥深く、累犯性を培養してしまふ結果となり、行刑は單なる悲劇と化してしまふ。彼等の入監時より釋放の時まで行刑上のあらゆる問題は犯人を改善し再犯防止の目的の下に邁進すべきである。従來は犯人を監獄に投じた時に國家の責務は全うせられたのである。然し、今日

國家の責務は犯人を監獄に投じた時に開始するのである。自由刑執行の指導原理として草案第五十七條は、自由刑の執行によつて、受刑者が秩序と勞働に慣れしめられるべきことを規定して居るのである。累進處遇令の目的もこの指導原理に存し、囚人を社會復歸せしむる組織的教育方法である。この指導原理の實踐は教育的方法によりてのみ其の目的を達し得る。この方法の中心思想とするものは、解放、責任及規律である。個々の犯罪の正確なる歴史、其の結果を到來するに至つた根本的原因より研究せねばならない。即ち肉體的、心理的狀態、家庭の狀況、職業等を精密に調査し、反社會的行爲を生ぜしめるに至つたところの傷口を發見し、秘められたる善性を引出さねばならぬ。そこから彼を如何にして教育すべきやの根本原理を見出し、有用にして善良なる性格を陶冶するのである。この教育的方法により、受刑者の自發的活動を刺戟し、段々彼をして自ら責任を負ふことを知らしめ、高き目標と社會的目的とに奉仕する様にしむけて行くのである。そして、釋放後社會の一員として人々と伍して生活し得る様再犯に陥らぬ様に訓練するのである。リープマンは「精進せらるべき目標は受刑者の教育である。彼をして、一の非社會的なる屢々實に反社會的なる性質を變じて自己の内心から其の本能と行爲と共に社會共同態の下に復すところの一人の人間にまで作りあげることである。」として居る。

従來の行刑は權威と抑壓とによつて行はれて居た。刑務官は往々にして、職務上の權能を以て受刑者を威壓して其の服従を求め、これによつて社會復歸の訓練を行はうとするの趣があつた。犯人を嚴しい塙塙のうちに隔離し、鎮壓することにより、社會より一時彼等の危險性を除去し得ることは疑ふべくもない。そして、威嚇によつて彼等に秩序を強ひ勞働を強ひることにより、單に刑務所内に於る目的は達せられるだらう。然し、元來又は教育の結果意志の弱い彼等、精神的不均衡なる彼等に對して、この方法は何等の效果ももたらさない。一旦彼等が刑務所を去り永らく加へられて居た強制と壓迫とが除去せられるや、再び犯罪性はより以上の力強い爆發力を以て外部に現れるであらう。

かくして、鎮壓的方法是累犯の源泉となつてしまふ。教育的方法によりてのみ刑罰の教育的任務即ち受刑者を刑務所内のみでなく、社會の一員として、秩序と勞働とに慣れしめた人間と爲し得る。かゝる見地より、累進制度の活用、受刑者の個性審査の科學的研究と科學的分類、作業の奨励、刑務委員會の設置、刑務官の訓練といふことが一列な技術的體系として、最も要請されるのである。

**累進制度の活用** 行刑中に於て受刑者の改悛を促し、その人格の變化につれて處遇を緩和して行く教育手段であり、受刑者をして漸次社會生活に適應せしむるを以て、其の目標として居る。累進處遇令は一定の者を除外者としてその規定を適用しないが、累進制度其のものは一般の受刑者に對しても運用せられるのである。單に彼等を優遇し一般社會生活に類似せる生活をなさしむるといふが如き意味ではない。彼等が出所後一般社會生活を爲すに於て、再び其の社會の落伍者とならぬ爲、再犯に陥らぬ爲の心狀並びに行狀の習慣を作らしめるの意である。累進制度は教育刑と離るべからざるものである。然し、近時増加せる累犯現象を以て、教育刑に於る一失敗であるとし、特に、累進處遇の價値を非難せんとして居る傾向を看過し得ない。第十一回國際ベルリン會議に於てはこの累進處遇の價値如何が討論の中心問題をなした様である。世界の行刑に採用せられる様になつたこの累進處遇の制度が又新に検討せられねばならなかつたのである。この累進處遇により、受刑者に與へられた多大の特權が果して其の目的を達したかどうか、かかる處遇の根本觀念が果して正しいものであるかどうかといふ點に於て再検討せられたのである。この問題は遂に何等の解決的理論も與へられず尙研究を要する問題として残された様である。行刑が受刑者の改善を以て其のモットーとし教育刑思想が世界の刑罰を支配して居る以上、今更この問題が其の價値如何を問はれるべきではなく、むしろ其の實行方法に於て誤りなきや否やが重要な課題となるべきだと思ふ。この運用方法を誤るに於ては却つて彼等の僞善と利己心とを刺戟し、精神的に墮落せしむるに至らう。近年累犯現象は増加して居るのは事實である。

然し、この結果を以て、累進制度其のものに對する非難の理由にはならない。この原因は行刑のみに負擔せしめられるべきでもなく、累進制度の無價値の故でもない。社會自身も其の責任の一半を頷つものであり、又刑を科する價値なき者、刑の短期なるが爲に矯正すべき期間のない者、又矯正過程に入りつゝあるけれども刑期滿了によりて未完成のまま釋放しなければならぬ者の數は多い。累進制度が教育刑遂行の第一要件として、刑事立法との平行、社會の積極的理解を得るに非ざれば完全に其の目的を達し得ない。この運用に就ては充分なる注意を要し、濫用、優遇の過剩等は許さるべきではない。累進制度は彼等の優遇方法ではないのである。累進制度に於る處遇の漸次的變化は、一見優遇を思はしむるが、上級に従ひ責任生活の範圍を擴大し、自我を抑へ、行狀を慎み作業に精勵することにより出所後の一般社會生活に於て、再び犯行に至らざるの心狀を養ひ、行狀の習慣を作らしめ、社會訓練をするのである。其處にこの制度の價値を存するのである。累進制度それ自體を以て、目的とするものではないのである。リープマンは累進處遇に於る特典を以て、教育事業實現の技術的手段に過ぎないとし、又累進制度を以て囚人の改悛を確認する方法と見ることは許されないものであるとして警告を放つて居る。

**受刑者の個性の科學的研究と科學的分類** 從來の行刑の一失敗原因が受刑者の個性を科學的方法により審査せず單なる推測判斷等により爲されて居たことに存するのは明かな事實であり、行刑の個性審査の科學化は最重要な意味を有するのである。其の者の性格と行動との間の必然性とか事件の發展の論理的連絡を正確に把握するには個性の審査を最精密に最科學的に行はねばならない。累進處遇令第九條に於て「受刑者の個性及心身の狀況に付ては醫學、心理學、教育學、社會學等、其の判斷を爲すに必要な知識を基礎として調査すべし」と規定して居る。又假釋放審査規程もこの種の規定を設けて居る。二十世紀の行刑は人格調査の制度を科學的に色彩することに於てその飛躍的發展を遂げたのである。この人格調査の制度が行刑に於て、又量刑に於て、最重要なるファクターとなるのである。木村教授

は人格調査の方法に就き注意すべき事項として、次の三點をあげて居る。第一にはそれが單に囚人の悪い性質の側面のみを摘發して之に對して非難を加へる爲に用ひられることがあつてはならない。教育刑の本質は囚人の改善可能性と改善能力とのみ依頼して爲されねばならぬとし、第二に人格調査は單に改善可能者と、改善不能者を識別斷定するに終つてはならぬ。改善不可能といふことは行刑の理念の上に於て存在すべきことではないとし、第三として、人格調査は單に一回だけ或は稀にのみ行はるべきではなく、繰返して行はれることが必要なりとして居る。そして人格調査の精神を更に徹底するならば寧ろそれは自由刑の言渡以前、有罪宣告以前に於て、行はれるべきものなりとして意義深き意見を發表して居るのである。然し、今日行刑の實際に於てどれほどの調査が實現せられて居るかといふ點に於ては未だ疑を入れざるを得ないのである。勿論その實踐にあたりては其の審査の對象が人間である故にそれは勿論簡單容易なものではない。かくて今日の行刑に携る者の常に現代の人間學の動向に對する眞摯なる關心の把持といふことが要望視せられるのである。この個性審査の科學化が完全に遂行せられる時、犯罪の防遏も行刑の目的もより有力なものへと近づくであらう。併し、現在の如く、この科學的任務を全然職員の手間に委して居るといふはあまりに負擔が多すぎ完全を期し得ない憂がある。今日學者間に於て論ぜられる様になつた個性審査所の設置の實現が要望視されるのである。この審査所を各刑務所に置くといふことは今日の醫學上又經濟上不可能であり、其の結果考へ出されたのが拘禁ブロックの制度である。其の組織、方法等は未だ確定せるものはないが、科學的行刑の完全なる遂行上期待せらるべき制度である。この個性審査が科學的に確定せられる時に於て、分類制度が完全に實施せられ、個別處遇が全きを得るのである。從來の單なる初犯、累犯の區別には大なる効果を期し得ない。累犯者の中にも初犯者と同じく悪性の少いものもあり、初犯者の中にも累犯者以上の悪性者もあるのである。

**作業の奨励**

作業によりてその人間性を陶冶するといふことは、すでにかのペスタロッチが提唱して居るところである。

ある。刑務所に於る作業が單なる經濟的意義に於て重要視せられ、單に作業收入の多きを誇る手段となるに於ては教育刑の理念上不當なる事であり、其の指導原理を誤るものである。作業は囚人の勞力の搾取ではない。そこには壓迫と強制との觀念は存在してはならない。強制された作業、それは教育の効果を齎らさない。個性審査の研究による作業の配置の合理性と彼等の自由と意志とが尊重せられねばならぬ。

勿論教誨教化の價値を輕視するものではない。宗教的感化によりて受刑者の心に信仰的信念を喚び起し、彼等の改悛の拍車とすること、又日常訓練には戒護の嚴重なる規矩をあてはめ規律に馴れしめること等共に重要視せられるのである。其の上、終日從事する作業に於て、其の効果を大ならしめることが必要であり、最も合理的方法である。そして彼等に働くことの愉悅を感じしめ、勞働の意慾を喚起せしめ、そして勞働の能率を導く時、彼等の自らの働きによつて結局獨立獨歩の生活に踏み出し得べき素養を培はれるに至るのである。そこに當然の結果として、監獄費が彼等の手により消却され自給自足といふことが確立されるのである。茲に於て、自給自足主義が完全に教育主義と調和し、刑務作業をより合理的たらしむるのであり、行刑に於る作業の重要性を深めるのである。

**刑務委員會の設置**

刑務委員會の設置といふことは既にリストによつて提唱せられて居るところであり、其の後諸國に於て、之が實施されて居る。我國に於てもこの委員會設置も最早、時期の問題である。行刑の教育化、累進制の活用上又他方に於ては行刑に於て個人の自由の保障を全うする爲に必要視せられる制度であり、行刑に關與して最重大なる機能を發揮し得るのは假釋放の適否審査の場合に於てである。假釋放にあたり、其の審査を誤るに於ては行刑は其の目的を達し得ず社會は再び犯罪の危險に曝されるに至るのである。現在に於てこの假釋放の具申權は典獄の手の中にあり、其の自由裁量に委せられて居る。刑務官が如何に教育訓練されても典獄が如何に良心的判斷を下しても、

其の審査に於て正鵠を失するの虞なしとは断定出来ない。行刑機關の判断のみに委せず素人的要素を加味した刑務委員會を設け、審査規定に基き、最も妥當なる判断を下し、行刑を以て一前進せしめねばならぬのである。勿論この委員會が行刑全般に對する權能を有するものではなく、之を一の評議機關として關與せしめ、特に假釋放審査を以て使命となさしめるのである。

**刑務官の訓練** 刑務官の訓練、教育といふことについてはドイツは之を自由刑執行の原則中に明規して居る。「專任の刑務官は刑務所の事務につき、理論上及實際上の教育を受けたる者のみを以て之に任ず」として居るのである。行刑が如何に科學化されても之を取扱ふ刑務官が非進歩的な者であれば、行刑は單に其の形式を整へるにとゞまりその効果をあげ得ない。我國に於ても刑務官練習所が設置せられ其の教育に邁進して居るのである。正木檢事が「いくら刑事制度が完備しても監獄の目的は監獄官吏の人格思想教養が十分でなければ効果を望むことは出来ない。この意味に於て、監獄問題は人と人との關係であるといはれる。役人が囚人の阿諛便佞を喜んだり、當路者に迎合したりして、出世の爲に卑屈な根性をあらはすやうでは益々囚人を悪くするばかりで教化目的は言ふべくして行はれない。今日監獄官吏の教養の必要が叫ばれ、現に刑務官練習所が設置せられて居るのも其の關係からである」として、刑務官吏の訓練の必要を説いて居られるのである。

又刑事司法官の教育といふことが刑罰個別化の當然の結論として、要請されるのである。犯人の前歴を研究し、其の個性を探究し、如何なる刑を最も妥當とするか、如何なる者に執行猶豫を適用すべきか、これ等の種々の問題に對する裁判官の明確なる判断は行刑をより合目的に運用し得る第一要件であり、法律知識以外に心理學、醫學、社會學等の研究を必要視せられるのである。刑務官の訓練が重要視されると共に司法機關の豫備教育といふことが問題視されて居るのである。

### 三 保護の問題

刑罰を以て犯人教化の手段であるとし、刑事法は改正されつゝあり、行刑も其の目的の下に邁進しても、彼等の釋放後に住むべき社會が彼等に對して、如何なる態度に出るかといふことは刑罰の實質を左右する大きな問題である。生活不安の現今に於て、前科者の包容せらるべき社會は益々せばめられつゝある。其處に保護問題の重要性が存するのである。第十一回ベルリン會議に於ては免囚の保護が一の議題として討論せられたのである。「免囚に對して、ホームを創設することは望まじきや、しかりとすれば其の組織、收容すべき免囚の種類、従事せしむべき作業如何、諸國に於る狀況如何」といふ内容に就いて論議せられた。免囚に對する積極的援助が彼等の更生に最も必要であり、其の一方法としての勞働所又はホームの設置といふことが是認せられたのである。保護事業が積極的運動に入りつゝあると謂へる。我國に於る之等の保護事業は非常に不完全なものであり、現在の釋放者保護團體に就て見るに、その活動は全く小範圍に限られ、消極的な觀あるを痛感する。職業紹介所、企業家、産業家との積極的連絡を計り、職業を與へることにより、彼等の社會復歸の手段たらしめねばならぬ。釋放後の職業問題はもつと積極的方法によりて解決されるべきだと思ふ。前記のホーム、勞働所の設置等が期待される。これ等の事業不振は一般社會の無理解が其の一半の理由をなすと思ふが、從來この事業が民間の限られた特志家に委せられて居る爲、資金の欠乏、役員の不足等にて活動が不活潑とならざるを得ないのであると思ふ。獨逸行刑法草案第二四〇條に「釋放者保護事業は國家及社會の共同事業とす且釋放者保護の目的は刑に處せられたる者を一般社會に於る適法にして秩序ある生活に誘導するに存す」と規定し、各方面よりの援助の必要を示して居る。昭和十一年法律第二十九號、思想犯保護觀察法はこの點に於て注目し、各方面よりの援助の必要を示して居る。昭和十一年法律第二十九號、思想犯保護觀察法はこの點に於て注目に値する制度であると思ふ。この保護觀察による司法保護の法制化によつて、保護事業の上に一貫せる體系が整へら

れるに至つたのである。この保護観察の制度は歐米に於る宣告猶豫の制度に其の歴史的發點を存し、我國に於ても少年者に對しては早くよりこの保護観察が實施されて居る。起訴猶豫者、執行猶豫者、假釋放者、滿期出獄者にして、その者の社會復歸の目的を達せしめるに之が保護観察を必要とせられるものは思想犯のみに限らないのである。一般刑法犯の再犯者の數は非常な多數であり、之等に對する再犯防止の爲力強き保護が重要とせられるのである。從來の警察監視制度が如何に苛酷なものであり、釋放者の社會復歸の障害を爲しつゝあるかを思ふ時、之に代るべき保護観察の制度の必要は最早議論の餘地を存しない。起訴猶豫者執行猶豫者が其の期間中に失敗を繰返さない様に保護監督し、或は前科何犯といふしたゝか者となるかもしれぬ萌芽を完全につまみ取らねばならぬのである。刑法草案はこの保護觀察を規定して居る。「保護觀察を行ふには本人の罪を犯す危険を防止し、且、本人をして正業に従事せしむる爲適當の處置を爲すことを得」として、積極的な保護を宣明して居る。然し、これが如何なる組織を持ち、如何なる人選の下に、又如何なるイデオロギーの下に運用實施されるか、問題である。從來の私設保護團體との連絡を計り、或程度の統制的立場に於て、力強く其の事業を開始さるゝべきだと思ふ。然し、煩瑣な指導監督は一種の生活干渉となり、却つて彼等の自立獨立の精神を滅却せしめて社會復歸の障害となるだらう。この制度の運用は慎重な考慮と研究との下に爲されるべきであり、あくまでも保護の萬全を期せねばならない。今や國家に於てこの事業の積極的活動を約束するに至り、保護事業もいよく其の軌道に乗つて來たものと謂へる。不定期刑が常習性累犯者に對して適用實施されるのも時期の問題であり、この制度の實施後はこの事業は一面樂になるけれども、假釋放の形式により出獄する改悔せる犯人を保護し、社會復歸せしむる爲に、保護觀察の制度はより以上強調されるのである。保護事業が釋放者の就職を周旋し、又各種の保護の下に再犯に陥るのを防がねばならぬと共に、次の問題に對する解決に邁進すべきであると思ふ。前科者に對する權利剝奪の法律問題も看過し得ない。前科者は官吏となることが出来ない。種々の資格試

驗を受けることが出来ない。選舉權も認められない。刑餘者なるが故に、種々の點より社會進出が阻止され、彼等の社會はせめられて居る。故に或者は社會を敵視し餘儀なく又犯罪を繰返さねばならぬ。眞に改悔し、正業に就いて居る者に對してはこれに對する緩和策が講じられねばならないのである。草案に於る前科抹消法が一日も早く法規化され、實施される様に努力すべきである。

次に少年犯人の保護に就き一言したい。少年犯罪は不良家庭の反映として生ぜしめられるものであり、其の動機、原因に於ても非常に單純である。彼等を感じ化し、前科者となるべき犯罪の萌芽を刈取らねばならない。感化事業擴張發展と、少年刑務所に於る處遇の進歩性が要望される。其の個性の發見、精密なる分類により、徹底的感化、保護を與へ、新しい人生生活を踏み出すべく、教育せねばならない。

結 論

以上に於て、私は累犯の防遏といふ問題を三個の方面より解剖し、批判考察を加へて來た。累犯現象を防止するには、先づ犯罪そのものの胚胎する原因を除去することであり、最も進歩的な方法による社會政策、技術により科學による社會問題の解決が要望されるのである。そこに刑事政策が全きを得るには社會政策の援助が重要視されるのである。そして犯人を陶冶し、社會適應性を培養し、個人的原因を除去することにより、再犯防止を使命として刑事政策的任務を負擔するのが教育刑である。國家は犯人を監獄に投じた時に其の責務が開始され、彼等を眞人間にして送り出すべき重大使命を負ふのである。其の使命遂行の爲に刑罰は個別的でなければならず、科學的原理の採用となり、技術的方法が要請されるのである。そして、彼等の一人をも再犯に陥らしめぬ様に、累犯者を作らぬ様に、最も效果的に宣告され、執行されねばならぬのである。その任務の最後の補裝としての保護の重要性が強調されるのである。

かくして、國家は其の刑事政策的任務を完全に果し得るのであり、累犯の防遏は其の理想に近きまでに成功すると信ずる。そこに於て、人類と國家と文化とは力強く理想へと其の歩を進め得るであらう、そして躍進日本の輝き明日は約束されるのである。

X X X

二等當選  
三重橋本義 一一

一 緒論

二 行刑に對する社會の認識に就て

三 犯罪者及釋放者に對する國家の態度

四 受刑者の經濟的復歸と刑務作業に就て

五 釋放者保護の制度と保護機關に就て

六 結論

一 緒論

累犯防遏の問題は既に多くの學者によつてあらゆる方面から研究が遂げられてゐるが未だ解決を見るに至らない難問である。國家が社會保全の爲に刑罰法規を定め一般の犯罪を豫防警戒し若し犯罪者ある場合はこれを行刑の方法に

よつて教化善導し良民として再び社會生活を営ましめ結局安全平和なる社會の出現を理想として努力しつゝあるにもかゝらず、その理想に反して更らに犯罪を反覆する者のある遺憾を如何にすれば防止し得るやと言ふのであり、言葉をかへて言へば行刑の目的を確保する爲には如何なる手段方法によるべきやと言ふ事が本問の結論であらねばならぬ。多くの學者の言はれるやうに刑罰制度本來の不備缺陷を探究せねばならぬであらうし、社會制度の不備も訴へて萬全を企圖せねばなるまい。翻つて刑罰執行に當つての總ての處置が刑事政策本來の目的に合致して行はれてゐるや否やも検討せねばならぬ。各方面に互つて解決せらるべきものの數限りなく多くを持ち合はせてゐるこの問題は、恐らく今後共刑政の中心問題として尙久しく残される問題であらう。如斯複雑困難な問題を取上げてその全般に互つて研究を重ねると言ふことは克くこの紙上に盡し得る業ではない。私は行刑の立場から現在の行刑教育が犯人改善を可能とする建前に於て、行刑に對する社會一般の認識と釋放者に對する國家の態度こそ行刑の目的達成に至大の影響を及ぼすものであり、寧ろ此點がかかつて累犯防止の重點であると見る。かかる見地からこの點に對する理想と矛盾とを對蹠的に拾ひ上げることによつて拔本塞源への方途を所期し、尙現在の行刑施設の上から釋放者が社會復歸への階梯に於ける機構の總てが合目的であるか否かを検討し、聊か私見を挟んで見たいと思ふのである。

固より今日の行刑が理想とする犯人改善の實を擧げ得ることを前提としての本論旨は、その對照を自から内因的外因的に刑罰目的達成の容易ならざる所謂改善困難の常習的職業的犯罪者とすべきであり、これ等の者を中心として研究すべきが本問題であらうと考へる。

二 行刑に對する社會の認識に就て

私は行刑と釋放者の保護問題とはこれを切り離してはならぬ、保護問題を切り離しては行刑は未完結であると考へ

る。その意味から行刑と釋放者保護に對する社會一般の理解が如何に累犯の消長に響いてゐるかを考へて見たい。日本の新聞が報ずる犯罪事件の主人公が前科者であり殊にそれが假釋放者などである場合、社會一般は行刑の効果未だしとして只一概に冷評を以てするのである。吾々行刑の局に當る者にとつては更らにより深憂に堪へないものがある。偶發の犯罪者が幾年かの刑務所生活によつて翻然改悛を誓ひ更生の決意を抱いて歸つて行つたその家庭や親族間の融和に缺くるところがあり、近隣の感情が豫期に反した場合でも、前科者なるの故のみをもつて社會に容れられず求むるに職なく生活に窮しての犯行の場合でも、或は性來の缺陷から社會の誘惑に打ち克つ力に缺くところがあつて再び惡の虜となつた者の場合でも等しく行刑の効果に歸納してその罪を問はんとするのが社會の現状であり、其責に任じてゐるのが行刑の現在である。行刑が刑事政策の中軸として特別豫防を目的とする建前を是認して其効果を過當に期待してゐるからではあるが、あまりにも大きい責任の負擔と言はねばならぬ。

寢食を忘れて累犯防止に必死の努力を續けてゐる行刑の背後を一步振り返れば恐るべき再犯醸成の原因が數限りなく發見せらるゝのである。保護施設の不備を第一として就職難がそれであり、從來の社會感情や道德習慣の上にたてられた諸種の制度の上からも數へ切れぬ社會的原因が擧げられようし、また一面釋放者その者に生理的缺陷ある者を刑期満了の故を以てそのまま社會に送つたその日から再犯に陥る危險の多分にある者も少しとせぬ。<sup>(一)</sup>それ等の者に對しても社會制度の上から刑事政策の上から見逃がされてゐる多くのものが擧げられよう。相當堅い決意の者でも數限りない社會の誘惑に對し徒手空拳をもつて抗せしめんとすることはあまりにも大きな期待ではあるまいか。數へ來れば枚擧に遑のないこの再犯の原因の總てにまで手を伸ばさねばならぬ義務をも行刑に背負はすべきであらうか。行刑の目的が累犯防止にあり、これを理想と言ふことは行刑が累犯防止の唯一の手段であり方法であると言ふことではない。刑罰以外の方法にして防犯の役割をもつものについては極めて廣い範圍に互る種々の制度のあることは勿

論である。しかし今日の教育行刑の建前から特別豫防を第一義とすることには些の疑のないところである。

然り而して行刑が理想の効果を擧げ得て犯人が社會適應性の完全な訓練を成就し改善の實證を得たとしても彼等が歸つて行く社會がこれを容れないならば忽ち路頭に迷はざるを得ぬではないか。<sup>(二)</sup>なるほど今日の刑事立法の趨勢から言へば行刑の目的が犯人の改善であり社會共同生活への訓練であるとするに對應して一方に於ては前科をなくするといふ國家の理想を具象化しつつあるにしても、猶社會のあらゆる角度から彼等を前科者として白眼視する以上、犯人自身の改悛自新と行刑當局の努力は結局水泡に歸するではないか。そこには彼等が社會生活に融合同化するに都合よき社會政策的な施設がなくてはならぬ筈である。行刑は温室で咲かせた花を鉢に移して眺めるのであつてはならぬ。收容期間に於ける教育訓練によつてこの誘惑多き社會生活の田園に移植して次第に根を張り葉を茂らせて最後の結實を見なければならぬのである。保護監督の耕耘が必要であり職業紹介や生活指導の肥料が用意されねばならぬのである。

刑罰が犯罪の防衛を目標とし行刑が犯人の教化を基調として釋放後の周到なる保護と相俟つて始めて刑事政策の目的を達し得るのである。刑事裁判は適切なる行刑に依つて効果を擧げ得るが、行刑は釋放後の保護によつて最後の仕上げがなされるのである。裁判と行刑は釋放後の保護と聯絡協調してこの同一目的の爲に共同の作用をなさねばならぬのであるが、特に釋放後の保護は刑事政策の最も重要な地位を占むるものである。この意味から言ふならば累犯防止の最後の鍵は釋放後の種々の保護施設によつて握られてゐると言つても過言ではない。然るに現在の實狀より見れば裁判及行刑の確立したる制度に比して保護の施設は尙遙かの距離を隔ててゐるのである。これに關する制度施設の完璧を期することこそ累犯防止の第一の要諦であり司法國策中最も緊要なるものである。如何に檢察裁判が理想通り行はれるとしても、釋放後の保護に於て萬全を期し難いとすれば九仞の功を一簣に缺くの悔いを免れぬであらう。

今日行刑の任にある者は過分の重責に喘ぐ前に、もつと行刑と保護との關係を強調してその施設の完璧を期する爲に一段の努力を捧ぐべきであると私は考へる。<sup>(三)</sup>勿論保護問題についての當局は夙にこれが考究に努力されており、全国各地の司法保護事業研究會に於てもこれが法制強化と組織經營について幾度か論議されてゐる。<sup>(四)</sup>昨年十一月思想犯釋放者に對する保護觀察法の公布を見、尙一般犯罪の釋放者に對する同法の制定も近き將來にあると聞く。<sup>(五)</sup>保護施設の立法化とこれが行刑の延長として理想の制度たらしむることを待望して止まぬと共に、行刑と保護との關係に對する社會一般の認識を深め社會共同體の義務として行刑事業を取扱はねばならぬことの理解を得ることが必要であることを痛感するものである。

- 一 尾後貫氏はその累犯防遏論に於て前科七犯の放火犯人の例を擧げて精神的欠陥者で刑罰適應性に欠くところのある者を尙刑罰の對照としてゐる現在の刑罰制度の矛盾を指摘せられ、これ等の者に對する具體的對策の講ぜらる時累犯防止の目的の多くは達せらるると言はれる（刑政第四十九卷第六號）、牧野博士「心神耗弱者と社會防衛法」（刑政第四十九卷第十一號）
- 二 正木學士は「前科をめぐる刑事上の諸問題」に於て「我々は刑罰をもつて犯人教化の手段であると觀察しかく主張しつつある。又事實行刑の上に於てはそのつもりで刑の執行を爲し法もその趣旨を明かにしてゐる。然し犯人が釋放後住ふべき社會が之に對して如何なる態度に出るかと言ふことは刑罰の實在を左右する大きな問題である。（中略）今日我國の制度を見るに一度刑に觸れた者にはその門をくぐり得ぬやうに閉ざされてゐる」とて其例を擧げられてゐる。（刑政第四十九卷第三號）
- 三 正木學士の言はれるやうに釋放後の就職難や保護事業に對する無理解をしかく社會の罪にのみ歸すべきでない。行刑が密行主義を堅守して社會をして受刑者の改善程度を視知せしめざる限り、社會が釋放者を容れることに大なる不安を感じるのは當然である。それには行刑に第三者を含む刑務委員會の實現も望ましいことであるし、あらゆる機會に今日の行刑の歩みを社會一般に知らしむるの舉に出づべきであると考へる。
- 四 司法保護資料第二輯昭和一〇、一〇號

五 第六十九帝國議會思想犯保護觀察法議事速記録及昭和十一年六月全國刑務所長會同に於ける森山保護課長講演、代護士小林錡氏の一般釋放者保護法の制定についての所論（行刑思潮第八卷第十號四四頁以下に據る）

### 三 犯罪者及釋放者に對する國家の態度

行刑の當局者は社會一般の行刑に對する認識を深め、その理解を得て釋放者の處置の萬全を期することに努力せねばならぬことは前述した。しかし國家として社會共同の保全を圖る上からこの釋放者の處置について如何なる態度をとつてゐるかと言ふことは最も重要な事柄であらねばならぬ。そしてその理想に對する制度の矛盾は速かに是正するの舉に出でねばならぬ。以下極簡單にこの點について述べて見たい。釋放者が社會に入つて更生の途上何よりも大なる障碍となるものは「前科」の二字である。この二字の烙印を押されてゐるが爲に世人から白眼視せられ、就くに職なく住ふに土地を狭められ生活に窮して惹いては一家一族に至るまで深淵に沈淪するの悲境に遭遇し、果ては自暴自棄となり再び犯罪に陥るを例とするのである。實に前科は恐るべきであり前科こそ累犯の因である。この前科に對して今日の國家は不起訴處分や起訴猶豫の制をとり裁判に當つては刑の執行猶豫の制度を設け、更に宣告の猶豫や又保安處分などの制度をも立法化され<sup>(一)</sup>つゝある。殊に少年犯罪者に對しては刑罰に換へて保護處分に附し得るあらゆる場合を法定して能ふ限り前科をつくらぬことに努めつつある。又一面には處罰に對する累犯加重があり各種社會法に於ては前科者に對する權利剝奪の法を定めてこの前科の恐るべきを一般に警戒してゐるのである。蓋し前科をなくすることが國家の理想であるからである。犯罪防止の上から刑罰以外の方法がより有效であるならば寧ろそれによるべく、成可く刑務所に入れないと言ふことが社會共同體の保全の上から望ましいことであるからである。そしてそれと同時に一旦收容した者はなるべく出さないで行刑の特別豫防の效果に期待するといふことが教育刑の刑事思想でもある。この

意味から現在の法制上自由刑が定期刑であることが教育刑理論の遂行上大なる障碍であるとされ、不定期刑の採用が唱へられる所以である。不定期刑理論に關しては既に多く説かれてゐてその論點が大體一致してゐる様であり、既に我國に於ても少年犯罪者に相對的不定期刑の制定を見、一般刑法に於ても近き將來に立法の體制を整へるであらうことを信ずる。現在の法制に於ては改善の證明を経ずして釋放せねばならぬ遺憾を如何ともすることが出来ないで、一旦收容した者はなるべく出さなまいといふ建前に反する矛盾を繰り返しつつあるのである。行刑累進處遇令を實施せる今日速かに解決せらるべきは不定期刑の問題であると言ふ聲は行刑に當る者の等しく唱ふるところのものである。不定期刑に對する非難も一二に止まらなまいらしいが釋放時期の不確定なるが故に刑は苛酷に過ぎ、行刑官吏の專恣に委ねては收容者の失望から自然長期に互る收容を餘儀なくするし、又行刑官吏に適當の人を得る事の困難なることが擧げられてゐるやうである。若しそれ言はるるやうに自然長期の收容を餘儀なくするであらうとすれば、それこそ教育刑の目的遂行上合目的であり、改善の證明を得ない者の釋放を餘儀なくして感ぜしむる社會の不安を少くする所以でもある。また刑の苛酷と言ふことや行刑官吏の專擅や行刑官吏そのもの、問題は豫防處分や行刑陪審の問題が解決さるる時自ら氷解すべき問題である。これ等の問題に關しては前科をつくらぬといふ國家の理想を基調として立法技術の上から論ぜられた多くのものがある。<sup>(四)</sup>要するに前科をつくらぬことを國家は理想として、この理想を以つて總ての犯罪者に臨んではゐるもの、現行法制の下には尙敍上の矛盾と不備を藏してゐるのである。これ等法制の改良是正と相俟つて行刑は益々其効果を確實ならしむるに至るであらうと考へる。尙國家の理想とする前科をなくする建前によつてつくられた前科者の資格制限の問題が釋放者にとつて大なる妨げとなつてゐて、これが撤廢や緩和を望む聲が相當高いのであるが、私は本論の對照とする部類の者の間には人の資格の問題よりも差當り就職の問題を適宜に考慮することがより急なるものであると考へて論及しないことにした。しかし孰れにしても社會適應性の完全な修

練を積んだ者のみが社會へ送り歸さるることになれば、必然的に釋放者の復權の問題も、各種社會立法に於ける人の資格に關する制限撤廢の問題も考慮されねばならぬ事は言ふまでもあるまい。

- 一 尾後貫氏「刑罰の本質より觀たる不起訴處分と執行猶豫」(刑政第四十四卷第六號乃至第八號)、小野博士「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫」、「起訴猶豫處分及留保處分刑の執行猶豫の教育的考察」、司法研第九輯、「伊太利刑法典報告」第八章(司法資料第二〇七號)、我刑法委員會草案第十條、尙ナチス獨逸は一九三三年精神病者の療養施設、酒癖矯正所、節制所、勞働留置所への收容を法律化し危險なる性的犯罪人の去勢、遺傳病豫防に關する法律を制定した。(司法資料第二一一號「保安處分」)
- 二 少年法第四條
- 三 泉二博士「不定期刑論」(行刑論集)
- 四 泉二博士「保安處分に就て」(刑政第三十九卷第十一號)、正木學士「執行獨裁主義の緩和(行刑上の諸問題)並に「刑務委員會設立の是非」(刑政第四〇卷第五及六號)、

#### 四 受刑者の經濟的復歸と刑務作業に就て

今日の社會に立つて獨立の生計を營まんとする者には何と言つても經濟問題を離るることは出来ない。人口過剰の爲競争の激しい生存場裡に相當の能力と資材を持ち合はせてゐても動もすれば失業の憂目に遭ひ生活の根底を覆へさるる今日、沉んや前科の重荷を背負へる釋放者に於てをやである。されば彼等が社會復歸の爲第一に考慮さるべきは經濟的復歸の問題であり、次では就職の問題である。行刑の問題は刑務作業の問題であると言葉の一面の理由も經濟的復歸への手段としての考察にほかならないのである。勞働が人生の最大義務であり只生きが爲のみの働きではないにしても、生活の糧は矢張り自ら働くことによつて求めて行かねばならぬ。少くとも受刑者の大多數の者は釋放のその日から生活の安定を得ない状態にある。今日に於て刑務作業の經營をして先づ彼等の社會復歸への階梯にこの就

職の問題を解決すべく考慮せられねばならぬのであるまいか。勿論今日の行刑作業の根本方針は彼等の釋放後を考慮して作業技術の訓練と勤勉美風の養成を主眼とし、それによつて規律的生活を習慣づけ身體の保健と勞働能率の保全を考慮してその經營に當らねばならぬとされてゐる。しかし現在の制度に於ける作業經營の總てが直ちに大多數の釋放者が據つて以て生業とするに可能なる組織になつてゐるか、刑務作業から自由勞働への移行に都合よき機能が用意されてゐるであらうか。或種の技術を習ひ修め堅き決意を抱いて幸ひ都合よく同種の職業に就くことの出來た者に就いて前科者の悲しさから繼續し得ぬ破目に陥るものが殆んどである實狀を知る吾々は、この作業經營の根本に就いて考へて見たいのである。國家は刑法に於て懲役の刑を定め懲役は監獄に拘留して定役に服すと定め、その定役の何物なるやを定めないので只行刑當局の選擇採用に委ねてあるところに根本の矛盾があるのであるまいか。行刑作業が他の事業官廳とその性質を異にするからであるとは言へ、今日の社會生活上行刑教育上勞働訓練を外にしては最早や考へられない重要性をもつに至つたとすれば、刑務作業そのものもこれに合致する機構を確立すべきではないか。單一特定の生産を專業とする官廳や民間事業會社に於てすら専門の技術者を必要とし、日に新らしく進歩して行く機械設備の改良と優秀技能職工の永續を希求して尙且つ寧日なき努力を續けねばならぬ激しい企業界の競争場裡に割込んで、而も受刑者職業訓練の必要上ありとあらゆる作業種類の取入れを要求し複雑多岐極まりなき設備と施業方法に、彼等をも直接教育訓練の任に當るべき極少數の刑務官吏の内より少なくとも作業の局に當る者は、殆んどこれ等の企業家達と需用先の競争をすることにのみ没頭してゐる有様である。時には誠に面白からぬ問題も少なしとせぬし、或は理由なき民業壓迫の問題までも起して國家の經營たるの權威もなく、世の景氣の波にまで翻弄せられつゝ尙今日の制度を續けねばならぬであらうか。<sup>(一)</sup>

行刑の三位一體の理論から監獄の自給自足が理念せられ、刑務作業の官用主義が唱へられ作業統制によつて官廳用

品の製作に軍需品の引受にその量的にも相當の地位を占むるに至り、最早や「罪人にやらせる」と言ふ古き觀念の生んだ言葉は既に解消したのである。行刑當局の不斷の努力と各方面の新らしき認識による結果であるが、現在までの状態では僅かに次官會議の申合せやその主旨の通牒によつてこの域に迄達したのである。ここに於て更らに百尺竿頭一步を進め、この行刑に對する新らしき認識を基調として官業の或部分を刑務所作業に法定することが何故企圖されぬであらうか。煙草の專業に、各種の軍需工業に、兵用被服の縫製に、或は各種鑛山の開鑿に官用勞働の分野は今後尙擴大するものと見てよろしい。その一部を刑務作業に取入れることは決して不可能なことではないと考へる。現在の制度に於ける一般會計豫算の建前から運轉の途なき資金を尙制限せられ、企業家の最も重きを置くべき資金難より來る不合理な經營はもとより、民業壓迫の問題も刑務官吏が市場商人に等しき商行爲をまでもせねばならぬこともなくなるであらうし、受刑者釋放後の就職の問題もその總てが解決せられると言ふものである。累進處遇による試練期の者や釋放後頼る者なき輩は特に區域を異にしたる場所に於て同種の作業に就業せしめ保護機關との連絡を保持して一定の寄宿舎式の又は特定の社宅式の居住設備を以つてこれに充て、信用を得るに従つて妻帯を許し家庭生活に入らしめ、行刑作業を終生の職業たらしむ所謂國家の經營工場に於ける前者は寄宿工であり後者は通勤工たらしめば、彼等の就職が數年間習得した作業であり、それによつて生活の安定が得らるるならば、一定の住所なき殆んど大多數の彼等にとつて、假令それが入所前の住所にあらずとも、或は入所前の職業と異なる者にとつても、遂には永住の地となり安樂の世界となるであらう。もとよりそこには一般社會生活に伴ふ總ての設備が期せずして出來るであらうし、それによつて就職の爲彷徨する者も都會を憧れて出奔する者もなく、社會保全の政策の目的に合致するものと言へる。如斯にしてその成績良好にして再犯の虞なき者は希望によつて郷里へ或はその志す他の業へ又は都會地へ轉住せしめて危険はないのであるまいか。

勿論受刑者の全部がしかく優秀なそして官業労働に適する者であり就業可能な職工たり得ないであらう。そこには例外に各種の特設刑務所が用意さるべきであり科學的に個性判別の可能となつた今日労働を基調とした分類拘禁を企圖すること必ずしも困難な問題ではなく、現在の作業制度の上からもかくすることの望ましい事は度々唱へられるところである。一面官業の専有によつて民業壓迫の問題同様社會は自由労働者の労働分野を侵蝕し現在の就業職工を如何に處理するやと言ふ問題も生ずるであらうが、社會に在る時は必ずや一定の職業に就き得る權利を保有せしめ居る以上、その就職率に於て何等の變りはない筈であるし、統計の示すところによれば最近全國労働者數は日傭労働者を除いても三百六十餘萬にして官公營工場労働者と鑛山労働者のみにても四十五萬に近い數に上つてゐる。<sup>(二)</sup>現在の全國受刑者がその悉くがこの種労働に就き得る可能性ありと假定しても、その數に於て問題とするに足らぬのである。

要するに國家直營の必要工業を行刑作業に法定することによつて從來の經營の上に於ける總ての不合理と收容者釋放後の生業問題は解決せられ再犯防止の目的の大部を達することが出来ると思ふのである。<sup>(三)</sup>私は現在の制度の上に於ても前述の意味から民業との融和問題を考へて見たいのである。全國の各地方に企業さるる民業を一定の條件下にこれを取り入れ或は半官半民の組織とし、同様の方法によりて釋放後も引續いて就職せしむる如く區域を異にする同一技術による作業を考慮してその生業となさしむと共に、保護の方法にして宜しきを得るならば相當期待すべき効果あるものと考へる。

次に收容者の労働生活の實際について考へて見たいのである。人間が働くと言ふことは生きて行くことである、働く事の嫌な者は最早や生くる望のない人である。今日人間が理想や空想で生きて行かない以上、獨り懲役囚のみに限つた刑務所作業の原則は誤つてゐる。人間が生活の糧を得る爲にのみ働くと言ふことはそのいはれでないにしても、働いた結果に附隨する報酬は決して卑むべきものでなく、働いて得る報酬の尊さこそ彼等に體得感銘せしむべきものである。

である。炎大に汗し寒中に水をくぐることによつて始めてこの尊さを體驗し得るのである。然るに受刑者には働かざる前に衣食住が保證されてゐるのである。法治國思想の見解に従へば國家と受刑者とは一つ法律關係であり權利關係に立つとされ、保安目的を越へざる限度に於てのみ肉體的の隔離は承認される。従つて精神身體の保全は國家に於てその責を負ふべきであり、生活の保證は確保さるべきである。しかし乍ら萬一にもかゝる國家の保證が彼等の依頼心を助長せしめ生活上何等の不安なき日の連續が彼等の自立奮起の心を麻痺せしむる虞ありとすれば、考慮すべき重大な問題である。求むるに職なく檻衣粗食して尙事缺き乍ら失業の憂目を見ざらんが爲に致々として働き、多數の家族を擁して苦痛慘憺たる一般下級労働者に比してこれを視る時甚しき懸隔を發見するのである。言渡されたる刑期中はこの息づまる生活戦は全く休戦状態に入つて如何なる不況の襲來があらうとも失業の心配は行刑者のそれであり、彼等は與へられたる料程をさへ果すに於ては些の不安もなく生活の安定が得られ、生きんが爲の生活の糧の脅威も失業の苦痛も感ずることなく過して行けるのである。かかる衣食住に何の不安も感ぜざる幾年かの生活が次第に競争激甚なる生活社會の實狀と懸隔れて行く時、何時かは歸つて行かねばならぬ彼等の精神に忘れられて行くものがないとは言へぬのである。強い正しい社會人としての養成を主眼とする行刑に、これはまた逆行の甚しいものと言はねばならぬ。如斯不安なき生活の裡に感化せられる彼等の魂が果して自から食つて行き如何なる誘惑にも打克つて能く世の荒波を乗り切つて行く強い固いものとなり得るであらうか。根本的に考慮を要する問題は此點であるまいか。日々の糧に對する謝恩の働きは言はずもがな、居住や衣服に對する費用の償還も考慮に入れる必要があらう。失業を恐れる不斷の緊張や不時の災厄に備ふべき貯蓄心の養成をも考慮して、社會の實狀に出來得る限り近からしむることこそ、彼等が社會復歸への道程をして容易なるものたらしむるものであると言へよう。この意味から私は受刑者の労働に對する賃金制度と共に受刑者の生活費償却の制度と被害者に對する賠償や刑事裁判の費用をも償還せしめ、不時に<sup>(四)</sup>

備ふる爲の貯蓄心の養成や家族に對する生活の補助までも考慮した制度のもとに、責任ある活きた勞働生活をなさしむることが勞働の貴さを體驗せしめ正しき鞏固なる精神の養成を主眼とする行刑の目的に添ふものであると考へる。賃金制度の問題が尙議論の餘地ありとするならば、せめて現行の作業賞與金計算の制度を作業出來高に對する歩合制に還元し、敍上の精神に添はしめたい。

私は以上受刑者の經濟的復歸の問題を中心として作業教化の方面のみに偏した説を試みた。見よ同じ境遇に在る者にも或者は克己忍耐苦闘を續けて居り他は犯罪に陥るの例は、一つに精神訓練の程度の差と意思の強弱の差より來るものであり、精神訓練を度外視した作業教化の効果なきは論を俟たざるところであるが、又一面作業による精神訓練の効果は沈黙の獨居や教誨の比ではないのである。又行刑によつて理想の人格者を要求するのではない、罪を犯す念を矯正するを以つて満足せねばならない。如何なる境遇に陥るとも克己忍耐して苦闘を續ける社會人となせば理想であり、社會の實狀に融合同化すれば最早や目的は達せられたとせねばならぬ。その爲には勞働に興味をもたしめ、釋放後の生活の手段を全ふせしめねばならぬ。社會の實狀に融合せしむる爲には收容中の生活様式を社會の現狀と同一の軌道に置くべきであり、飽くまで不安なき生活を以て終始せしむることがあつてはならぬ。

- 一 吾々は作業官吏である前に刑務官であることを忘れてはならぬ。この意味から不況による作業の不足を來さざらんが爲、或は作業訓練の必要上、時代作業の取入れに晏如たり得ないで、注文の引受けや作業賃金の交渉に市場商人に等しく否より以上に關心を怠つてはならない現在の制度の矛盾を指摘しておきたい。
- 二 社會局發表昭和十年末勞働統計（昭和十二年發行朝日年鑑に據る）
- 三 我國に於ける先年廢止の運命となつた三池刑務所の採炭業の例や、大正十一年開始以來其期待通り成功を見ない網走刑務所の農圃作業等も、他の官業に於ける如き法的根據を置き釋放者の保護施設と聯絡協調して勞働生活の組織機構を確立するならば相當の成績を擧げ得たのであり、又擧げ得るであらうと信ずる。現在相當の成績を擧げつつある小田原少年刑務所の

漁撈作業にあつても、殆んど無制限に展開する勞働分野に向つて一段の基礎を確め釋放者をも就業せしむることとすれば、作業訓練の意義更らに深きに至るのではないか。要は國家的に經營され訓練に引續き釋放後の生業として組織立てられねばならぬ。

四 賃金制度の問題に就ては、森山博士「刑務作業に對する教化的考察」（行刑論集二九一頁以下）、チャレルス・ハイネマン「刑務作業獎勵方法としての賃金問題」（刑政第四〇卷第七及九號） 正木學士「受刑者に勞働賃銀の請求權ありや」（刑政第三十七卷第十二號）、渡部武氏「自由刑の執行と刑務作業」（司法研究第八輯第六章）等、尙正木學士は「行刑上の諸問題」に於て囚人の賃金請求權の問題は社會責任論が擡頭し、累進制度の觀念が行刑の重點とされるに及んで竟に理論の問題より實行の問題へと進まねばならなくなつたとされてゐる。

### 五 釋放者保護の制度と保護機關に就て

裁判が處方箋でありとすれば、行刑は調劑投藥であり、釋放者の保護は回復後の保養であり治療後の靜養であるとも言へる。この時期に於ける處置を誤るならば折角の藥效も治療も無駄に歸するのみならず再發後は餘病さへ併發する。精神の疾病たる犯罪に於ける同一の理論が肯定されよう。累犯防止の要諦は釋放者保護の萬全を期することである。この意味から保護制度の確立を必要とすることは前にも言及したことである。將に生れんとする保護法の内容が如何なるものなるや知るに由もないが、これが立法の體制を整へて近き將來に國家の制度として警察裁判行刑と共に相連絡して累犯の防止に當ることは將に刑事制度の完璧に近づくの所以であり、今日迄累犯増加の最大原因が釋放者保護に對する國家制度の不備にありとされる遺憾も解消されると言ふべきである。學者の言葉に従へば刑罰と保護と一連一貫したる指導精神の下に於て、刑罰の教育目的を基調として人間教育といふ觀念を忘れてはならないとされ、保護客體の分類化とその意味から保安處分法制定の必要や累犯釋放者の保護教化の爲の監督所設置と、そして釋放者の更生の爲の復權裁判制度をも必然的に考慮されねばならぬ。そして行刑と保護と復權裁判とのトリオに於て初

めて再犯防止としての釋放者保護の意義が認められるとされる。洵に然りである。私は行刑と保護は切離しては考へられぬと前にも述べた。この建前から保護施設の法制化と共に當然起つてくる問題であるところの組織機構の問題について少しく考へて見たいのである。曩に制定公布された思想犯釋放者保護觀察法の制度に於ては、その職員には判事・検事並に學識経験ある者を以つてせられ、更にあらゆる方面に於ける識者に其事務を囑託し、現在行刑官の内よりも相當の轉出を見た様であり、その職務を囑託せられて居り、事務の統一と連絡に就ては周到なる通牒が屢々發せられて、本法が我國司法保護事業の制度の先驅をなすものであり、同事業興隆の鍵を握るものとしての瀨踏みがなされつつある。未だ議論を挟むべき時ではないのであるが、もともと保護事業なるものは行刑と切離して行はれない。その根本を行刑に置くべきであるからには、本制度の機構は行刑と同一系統に歸一して組織立つべきものである。平素當人と何等の交渉をもたない人を以つてしては、机上判斷に終始して不徹底の譏を免れないであらう。

釋放者の個性を知る者は行刑官吏である。家族との連絡に、或は彼等の陥り易き性癖の破産防止に、或は彼等の長所を生かして誘導する爲に、行刑官吏以上に役立つものはあり得ない。逃走犯人が逮捕さるる時、警察官吏に捕へられん事を念願するといふ心理も、又數年間面倒をかけて時には反感を抱きたる釋放者が、謝禮の爲に擔當看守の居室を訪れ、或はこまごまと禮狀を寄する心理も、孰れもが一種の親しみからと自己の個性を知悉せられし一種の卑下から來る心理状態である。この心理こそ強き忍耐の原動力なのである。釋放のその日から彼等の殆んどが若し萬一事志と違ひし場合に於ても、同一刑務所の門をくぐり面識ある刑務官吏に會はざらん事を念じ且つ祈るのである。かかる心理を理解して是に親切と慈悲を以つて保護指導するに於ては、必ずや其效の大なるものあるを疑はぬのである。此意味より推論して保護官廳は行刑官廳と同體のものたるが最も望ましいのであり、理想の効果を收めんとすれば行刑官廳即保護官廳たる組織とし、行刑官即保護官たる者をして直接せしむべきであると考へる。現在の行刑官廳を擴大強化

して緊密なる連絡をとり、其管轄區域内の釋放者保護に當ることが能率上經濟的である。勿論保護の大事業が行刑保護官廳のみで完全に行はるべきではない。府縣各市町村警察署並に地方機關等の周密協調せる保護網の整然たる活動によることとなれば、現在の戸籍事務の如く徴兵事務の如く各機關共通同等の働きによつて圓滿迅速なる處理が期待されるであらう。何と言つても保護の中樞は行刑官廳に統べ、轉免共通なる行刑保護官吏をして實際保護の任に當らしむる如く組織立てねばその効果は期待出來ないであらう。刑務作業の法定により釋放後に於ても所内に於て修得せる作業に就かしめ一定の居住設備に生活の根據を置くとすれば自ら監督區域も制限さるる關係上、保護の官吏も事務の連絡もこれに要する經費の點よりも誠に經濟的である。如何に立派な法の制定を見るにしても、同一人の受刑者を收容中と釋放後を切り離して異なる機關によつて取扱ふことの間起る矛盾は、熱意をもつて努力しつつ尙満足な効果を期待し得ぬ現在の保護事業の状態と結果に於て變りないことになりはせぬか。結局役人養成に終始して保護する者の保護法たるの譏をのみ残すこととなるであらうことを恐れる。

- 一 正木學士「再犯防止と釋放者保護」(法律新聞第四〇七四號)
- 二 行刑官廳を擴大強化し保護の一課を置く。地方保護團體は直接保護を主とし刑務作業と聯絡労働生活に入らしむ。信用を得、再犯の虞なき歸郷者又は轉出者若しくは家庭環境良好なる歸郷者並に病院收容者、精神病監置者等は間接保護とし、府縣市町村警察署長等囑託保護官吏をしてこれが連絡監督をなさしむる。

六 結 論

これを要するに從來の行刑が密行主義に始終してゐたが爲、社會保全の役割の重要さに對する一般の認識を缺きたるところに責任の一半はあるにしても、社會共同體に於ても自己防衛の爲の任務を怠つてゐたのであるとも言へる。國家が社會保全の爲に前科をなくすることを理想としてゐることに間違ひはないとして、今日の緊迫せる國際情勢に

對處して、國家の非常時局に對する國防國策の唱へらるる今日より大なるを聞かない。その反面にこの獅子身中の蟲とも言ふべき國家内の犯罪の恐るべきを唱ふる聲の響かないのは甚だ遺憾の至りである。國家の外敵に向ふ國民の魂の結束が第一の要諦であると同様に、この犯罪の豫防も累犯防止の問題も同一の建前におかるべきである。空しく犯罪防遏の爲に國家は重要國策の一として是を取扱はねばならぬ。電力國家管理案や燃料國策に聲を大にして騒ぐ前に、識者はなせもつとこの重要な而も貴重な人間の問題を取り上げないのであらうか。行刑作業の問題も釋放者生業の問題も官業を取り入れた刑務作業の法定によつて解決されるであらうし、勞働に堪へざる老病弱者の處置も精神欠陥者の始末も、現在の如く民間保護團體や慈善事業家に一任してゐる間は遂に解決はつくまいと考へる。國家事業としての實現が國費の上から困難とされるなら、現在の財團をそのまま國家の管理に移して官營としての體制を整へるならば、數倍乃至數十倍の力となすこと必ずしも至難とすべき問題ではあるまい。今日の非常時に際しては彼等受刑者が國家に對する責任觀念も社會一般人と何等異るところはない。寧ろ自己の犯行からより強い切なるものあることを知る吾々は、國家の事業に直接從事せしめることによつて國民の一員として國恩に報ずるの念慮より生ずる贖罪觀念の啓發と改悛自新に大なる効果を信じて疑はぬものである。

繰返して言ふ、累犯防遏の要諦は行刑國策として刑務作業と釋放後の保護施設を立法化し、行刑と保護とを同一體系に歸一せしめ、教育刑の要請する不定期刑の採用と併せて行刑陪審の制度を確立し、一面に於て犯罪者そのものの刑罰適應性を考慮して保安處分の制度と精神欠陥者の監置等に關する制度を整へ、社會適應性の訓練の爲には刑務所内の生活をして現實社會の状態と同一軌道に置く爲に作業に對する賃金制度と共に生活費償還の制を設け、精神活動をして休戰状態に入らしめざること、そして社會共同體の一員であり多數家族の生活と不時の災厄を考慮して常に生きた生活に終始せしめることにある。

文意甚抽象的にして盡さざるところ多きを恥づるのであるが、現在の行刑の立場より當面の問題について大膽率直に私見を述べたつもりである。識者の叱正を得ば幸である。

× × ×

——二等當選——

西大門 申 仲 植

- 一 はしがき
- 二 累犯者増加の趨勢
- 三 累犯と常習犯人・職業犯人
- 四 立法的對策
  - イ、累犯加重刑の是非
  - ロ、不定期刑の提唱
  - ハ、保安處分（特に豫防拘禁について）
- 五 行刑教育上の對策
  - イ、分類拘禁の問題
  - ロ、職業訓練
  - ハ、智・情・意の教育（教誨教育について）

六 社會立法と保護  
七 結 論

『累犯の防遏を論ず』といふ題目の下に、論據の薄弱と文章の拙悪なるを顧みず大膽にも此の文を起した。欲する處は大方諸彦の御叱正を乞ひ、同時に至らざる自分の勉學の糧としたい一念のみである。

惟ふに今日に於ける刑事政策上の最も重大にして且つ中心問題は此の累犯の防遏であらう。それは人道學派の祖ラ  
ンザが『刑罰は教育的なものである。さうでなければ刑罰のその依つて立つべき基礎はない』と、刑の教育性を叫び  
出して以來、多くの人道學派の人や、多くの實證學派の學者によつて刑が教育作用であるとの理念が強調せられた結  
果、その觀念が是認せられたのではあるが、最近に至りこの教育刑に對する『不承認』の形式とも云ふべき累犯者の  
増加は種々なる方向より問題にされ、鬭争されつゝあるのである。

それ故に各國の刑事立法上、累犯者の増加に對し如何なる對策を講ずべきか、これを防遏するには如何に規定すべ  
きかゞ一番重要視されるに至つた。それは過去に於ける刑法が累犯に對し無力であつた、否、全然無力ではなかつた  
にしても、我々の願ふ程に役立つたものでなかつた所以である。又行刑上の問題にしても、刑法理念の推移と共に『教  
育行刑』即ち行刑の教育的處遇の形式は確立された。そうしてその使命は社會復歸であり、如何にしたら累犯に陥ら  
しめぬかであるが、是に反する證左として累犯率の上昇は我々をして行刑の内容に再考さるべき處がありはせぬだら  
うかと云爲させられるのも理の當然でなければならぬ。

社會政策的見地からも累犯者は常に問題にされてゐる。それは社會は、數次に亘る侵害者即ち累犯に對し、自體の  
保護並に防衛上から、凡ゆる手段と對策を講ずるのは敢て不合理ではない。  
斯くして累犯者の増加、これに對する防遏の方法は今や各方面から議論せられるに至つたのである。私は此の論文  
に於て現行の諸法を参考とし批判しつゝ、將來の對策を考察して見よう。

二

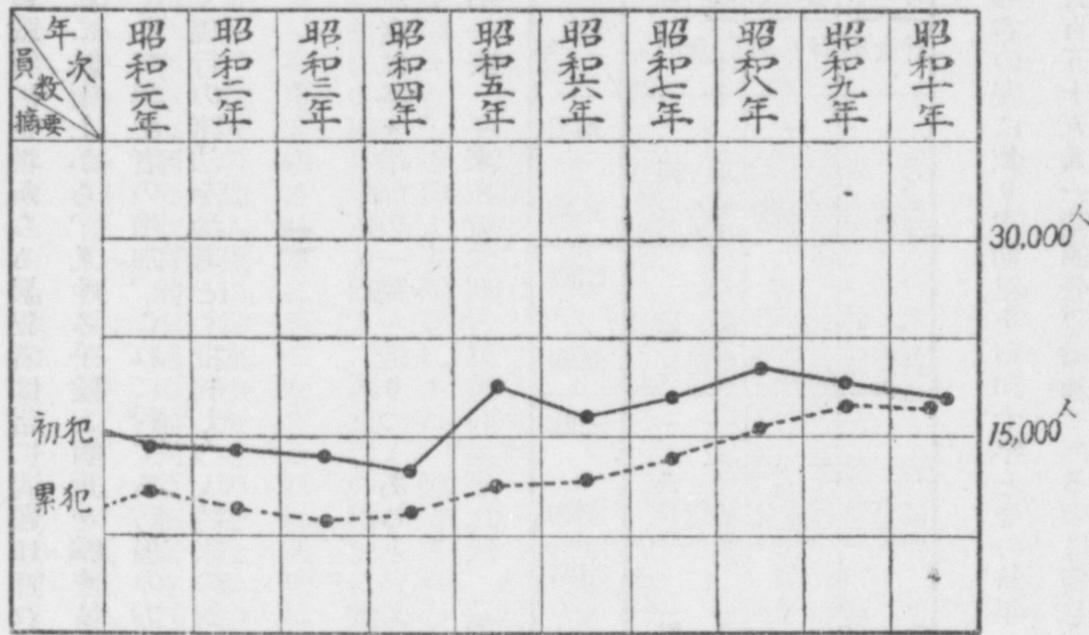
累犯者は益々増加の一路を辿りつゝあるといふ。その趨勢を數字的に考察して見よう。

第一表 年末在監受刑者犯數別累年比較 (第三十七行刑統計要旨ニ據ル)

| 犯數別 | 年次     |        | 元昭和    |        | 二昭和    |        | 三昭和    |        | 四昭和    |        | 五昭和    |        | 六昭和    |        | 七昭和    |        | 八昭和    |        | 九昭和    |        | 十昭和    |        | 平均     |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 初犯     | 累犯     | 計      | 合計     |
| 初犯  | 16,070 | 15,123 | 13,699 | 14,233 | 14,019 | 16,250 | 16,875 | 19,568 | 22,483 | 19,749 | 22,843 | 22,513 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 | 22,483 |
| 累犯  | 507    | 473    | 410    | 419    | 405    | 405    | 404    | 423    | 481    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    | 536    |
| 合計  | 16,577 | 15,596 | 14,109 | 14,652 | 14,424 | 16,655 | 17,309 | 20,000 | 22,964 | 20,285 | 23,386 | 23,049 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 |
| 計   | 16,577 | 15,596 | 14,109 | 14,652 | 14,424 | 16,655 | 17,309 | 20,000 | 22,964 | 20,285 | 23,386 | 23,049 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 |
| 合計  | 16,577 | 15,596 | 14,109 | 14,652 | 14,424 | 16,655 | 17,309 | 20,000 | 22,964 | 20,285 | 23,386 | 23,049 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 | 23,019 |

即ち右の表に依り、初犯を昭和十年と其の前年とに比較するに六人約三毛の増加、最近十ヶ年の平均と比較するに  
二千五百五十五人一割四分の増加であるのに對し、累犯は前年に比較し二千五十四人即ち七分二厘の増加、十ヶ年平均

(ルヨニ旨要計統刑行七十三第) 表圖年累別數犯者刑受新 表二第



均數に比較し五千三百三十二人二割一分の激増率である。  
 然しながら此の表は各年の年末現在人員である故に一年を通じては一日平均人員にしたならば多少は相違あるものと謂はねばならないけれども大差ないものであらう。  
 更に最近十ヶ年間の新受刑者を犯數別に圖に表はすと左の通りである。  
 右の圖によつて見ても累犯は其の數が將又率が眞實増大の一路を辿りつゝあることが窺知出来る。  
 然らば如何なる犯罪に累犯が殖へつゝあるかを検討して見よう。最近十ヶ年間に於ける新受刑者中累犯者のみを罪名別に分けてその數を擧げると次の通りである。

第三表 新受刑者中累犯者罪名別累年比較

(懲役ノミ 第三十七行刑統計要旨)

| 罪名       | 年次     |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 平均     |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 元昭和    | 二昭和    | 三昭和    | 四昭和    | 五昭和    | 六昭和    | 七昭和    | 八昭和    | 九昭和    | 十昭和    |        |
| 竊盜       | 五、六九六  | 七、二〇三  | 六、八〇三  | 七、六二二  | 八、三三三  | 八、七七七  | 九、八三二  | 一〇、六四九 | 一三、四九八 | 一一、五七七 | 八、八八一  |
| 強盜       | 一、三六   | 一、八九   | 二、二八   | 二、四三   | 二、二五   | 二、〇七   | 二、四八   | 二、二五   | 二、七六   | 二、五四   | 二、三    |
| 賭博、富籤    | 七、六三   | 六、九三   | 五、五三   | 五、五一   | 五、一三   | 五、三    | 四、三    | 五、一三   | 五、八九   | 六、七三   | 五、七九   |
| 詐欺、恐喝    | 一、三、二〇 | 一、五、三三 | 一、四、〇三 | 一、五、八五 | 一、七、三四 | 一、八、六一 | 一、九、九三 | 二、二、三二 | 二、五、四三 | 二、八、四五 | 一、九、〇五 |
| 横領       | 三、九    | 三、四五   | 三、二六   | 三、六四   | 三、七五   | 三、四三   | 三、二八   | 四、四一   | 五、〇七   | 五、六四   | 三、九一   |
| 贓物ニ關ス    | 七、三    | 七、七    | 八、五    | 九、二    | 八、七    | 一、二、五  | 一、二、一  | 一、五、九  | 一、四、五  | 一、四、六  | 一、一〇   |
| 通貨偽造     | 三      | 六      | 七      | 一、二    | 七      | 一〇     | 一、一    | 六      | 一、六    | 一、一    | 九      |
| 文書印章偽造   | 一、三    | 一、二〇   | 九、七    | 八、七    | 一〇、四   | 九、五    | 一〇、七   | 一、一〇   | 一、二七   | 八、四    | 一〇、五   |
| 猥褻、姦淫、重婚 | 二、九    | 三、七    | 二、五    | 三、四    | 三、三    | 三、七    | 四、七    | 二、七    | 三、九    | 四、五    | 三、五    |
| 傷害       | 二、九八   | 三、九    | 三、一    | 三、〇七   | 三、四一   | 三、〇三   | 三、三九   | 三、五〇   | 三、六七   | 三、八七   | 三、三一   |
| 殺人       | 六、八    | 七、五    | 五、二    | 三、四    | 五、五    | 四、九    | 五、二    | 七、三    | 六、八    | 七、四    | 六、〇    |
| 墮胎       | 七      | 七      | 九      | 四      | 三      | 五      | 七      | 六      | 五      | 七      | 六      |
| 騒擾       | 九      | 九      | 一      | 七      | 一      | 一      | 二      | 三      | 一      | 一      | 三      |
| 放火       | 三      | 三      | 三      | 六      | 二      | 四      | 四      | 七      | 四      | 六      | 四〇     |

| 計    | 九、一九三 | 一〇、一九五七 | 一〇、二五五 | 一一、一九〇二 | 一一、〇九二 | 一一、六九四 | 一二、九三三 | 一五、二五七 | 一七、六六〇 | 一七、二五二 | 一三、〇六一 |
|------|-------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 其    | 三六    | 三六      | 三九     | 三九      | 三六     | 三九     | 三六     | 三二     | 三二     | 三五     | 三五     |
| 他    | 九二    | 九六      | 九四     | 一〇二     | 一一七    | 一二六    | 一四三    | 一四六    | 一六五    | 一九九    | 二一七    |
| 特別法犯 |       |         |        |         |        |        |        |        |        |        |        |

さて右の表に依れば、竊盜は毎年全累犯中六十二パーセント強乃至七十パーセント強の數を示してゐる。その實數は昭和十年は前年に比し千三百七十一人の減少であるが、然しながら昭和九年は昭和八年より千八百四十九人の増加であるのみならず昭和三年以降毎年最低五百名餘、最高千八百五十名の増加であつた。昭和九年迄異數の増加に一驚したのであるが、昭和十年に減少したといふことは此の年以後インフレ景氣に影響を受けてのことではなからうか。昭和十年が前年に比し多少減少してゐるとは謂へ、その數は十年前即ち昭和元年の數より二倍強の増加であり、十ヶ年平均數よりは二千六百九十六人の増大數である。次に増加率のこれと殆んど同じなものが詐欺恐喝の罪である。昭和十年は前年に比し三百人の増加であり、十年前よりは千五百二十人の増加であるばかりでなく十ヶ年平均數よりも九百四十人多い。そうして昭和三年以降毎年百三十人乃至三百十人餘宛増加されてゐる。其の外、強盜、横領、贓物に關する罪等は概して増加しつゝあるものと謂ひ得る。

以上の如く財産犯は皆増加するのみであるが獨り奇異に感ぜられるのは賭博富籤に關する罪のみは減少しつゝある。初犯者のこの罪は相當數宛増加するに反し累犯者は減少するのは面白い現象でなければならぬ。然しながら殺人、傷害、墮胎、猥褻姦淫重婚の罪は、その數が平均數に比し又十年前のそれに比し大差なきものである。要するに財産に關係する罪は加速的に數に於て、率に於て増加しつゝあるも、人身に關する罪及その他の罪は或は多少増加するものもある、又一時的に増加現象を呈したるものもあるが、これは獨り累犯のみの趨勢ではない。結局

最近に於ける累犯者の激増といふ言葉の對象は財産に關する罪の増加を指すものであると謂ひ得るであらう。

三

千八百九十五年に於けるパリ國際刑務會議に於て、累犯の問題が議せられた。勿論その以前の會議に於ても、その後の會議に於ても論議せられたことはあるが、パリ會議程に眞劍であつたことはない。

さてパリ會議に於ける第一の論點は、佛國竝に其の他の國に於ても『浮浪、乞丐、醜陋、賣淫』等の所謂輕き累犯 (La petite récidive) が激増してゐるが、是等の者に對し如何なる防衛策を講ずべきかであり、第二は所謂一般累犯と、そして特別累犯の問題であつた。

即ち累犯とは、前犯と後犯との間に犯罪の種類を等しくする必要なく、いやしくも重ねて犯罪を爲した者はそれによつて反社會性は表示されたものであるとの論者と、反社會性は同一の犯罪が繰返されることによつて表明せられるものであると主張するものとが論争したのである。換言すれば、我々の觀念する單に犯を重ねた累犯と、慣習的犯人竝に職業的犯人との定義の問題であつた。勿論その會議に於て兩者に對する決議が違ふ様に、將來に於ける防過策を論ずるに於ても、此の兩者を認むると否とに依つて自ら相異なるものである。故に私はこれに對しても一言せねばならない。

千九百八年成立した、イギリスの犯罪豫防法施行法案の説明にあつた時の内務大臣チャーチルは次の様なことを云つてゐる。即ち「慣習的犯人とは同胞を掠奪せんとするところの積極的意圖若くは犯罪の爲めの犯罪人たることか

らではなくして、寧ろその環境、肉體的無能力、若くは精神的缺陷から犯罪に陥つた者を謂ひ、職業的犯人とは一定の目的を以て、精神的肉體的に健全で有能な、否屢々優れた技能を有する人間であつて、且つ熟慮の上意識的に犯罪生

活を選び、犯罪生活に必要な總ての技術を心得た上で犯罪を犯した者である』と。

慣習的犯人及び職業的犯人の意義は以上で十分である。さて累犯中には前犯の罪と後犯の罪と犯罪の種類を等しくせずして單に犯を重ねたるもの、慣習的犯人、職業的犯人の三個の類型に區別することを得ると思ふ。然しながら我は之等の者を同一に觀念してしまひ易い。此の觀念は明かにしておくべきである。累犯と慣習犯人(常習犯人)又は職業犯人とは全然別個なものである。職業犯人はしばらくさておき、常習犯人について考へて見ても、累犯は皆常習犯と謂へるものでもなく、又常習犯人は皆累犯とは限らない。累犯の中でも常習犯でないものも多く、常習犯人であつて累犯ではないものもあることを想像し得るのである。而して累犯の中前後の犯罪が全然異種類であり、客體を全然異にするものであつたならば、寧ろ其は偶發的なものであると云ひ得るのであるが、累犯者中何れが慣習犯人(常習犯人)で、何れが偶發的な累犯かを認識することは甚だ困難なことである。

木村學士も『勿論累犯者と慣習的犯人とは別個である。然し累犯者の中から慣習的犯人を認識する外に方法は差當り、存在しない』と云はれてゐる如く、慣習的犯人と然らざるものとの區別は判然としない。のみならず現行法も之に對する處分を別にしておらない。然しながら私は眞に累犯防遏上の問題となるものは、そしてその對象となるものは慣習的犯人(常習犯人)竝に職業的犯人であるものと考へるのである。

第三表に表れたる如く財産犯以外のものゝ増減が著しくないのはそれが偶發的に起り得る犯罪であり、竊盜詐欺等財産犯に累犯が激増しつゝあるのは、現代の社會情勢就中、經濟的事情がその環境、肉體的無能力等の者をして、累犯に陥らしめつゝあり、慣習的犯人(常習犯人)をつくりつゝあるものである。而して偶發的な累犯者もその表現せられた、反社會性に對しては制裁を受くるものではあるが、これは偶發的なものである故に累犯中、犯罪を常習とするもの竝に犯罪を職業とするものとは根本的に犯罪の發生原因、反社會性の發露を異にするものである。

それ故に科せらるべき刑も、その内容たるべき行刑なり、社會的な防衛策なりを異にせねばならないものではなからうか。累犯の防衛といふ問題は、累犯者中偶發的なものを除いた常習犯、職業犯がその對象であるものと觀念して可なるものである。私は論ずるところ勢此の點に重きを置いてゐることを斷つておきたい。

四

1 累犯加重刑の是非

累犯とは我が國に於ては前項に述べたる如き三種の類型を區別せず、所謂一般累犯を認めてゐる故に、てつとり早く云へば、再犯以上累次犯罪行為を反覆したものの總稱である。現行刑法上累犯といへば、即ち懲役に處せられたるもの又は懲役と同質の罪に因り死刑に處せられたるものがそれゝ執行の免除を得又は懲役に減輕せられ其の執行を終りたる日より五年以内に更に罪を犯し有期懲役に處すべきときを再犯とし、再犯以上の者を累犯として、之には其罪に付定めたる懲役の長期の二倍以下を以て刑を加重してゐる。併合罪中に懲役に處す可き罪があつたときは、その罪が最重のものでない場合も再犯例の適用には關係なく、裁判確定後再犯者たる事が發覺されたときは、執行を終り又は免除ありたる後であれば不問に付するが、その以前であれば矢張累犯として刑を加重する。加重刑の最長期を二十年とし、それ以下に於て處分する。

抑累犯者に對し斯く刑を加重することが妥當なものであるか否か、妥當なりとせば如何なる範圍に於て、加重すべきものであるか、それが果して累犯の防遏に役立つものであるか否か、これ等の問題は研究の餘地が多分にあるものである。我が國のみならず諸外國も、不定期刑を採らざる國は皆この加重制度であることは言を俟たない。さて累犯に對し刑を加重するの所以の本義は、反覆された反社會性の矯正に相當な期間を要するものである、との

前提のもとに加重される刑は反社會性の尺度として加重されるのであるが、最近に於ける累犯者の激増は反社會性の矯正の爲めに加重された刑は奏効したるもの、役立つたものではないことを證左するものである。即ち加重刑制度は最大限の刑を科するとしてもそれは定期刑であり、定期刑である以上は何時かは釋放せらるべきであり、しかもこの釋放は絶對的である故に、その時に於て矯正の域に達せざる者ありとするも釋放せざる可からず、故に、恰も全治に至らざる傳染病患者を退院せしめ、社會を脅かし、しかる後幾何もなく又入院せしむるが如きものと同様にして甚だ大なる矛盾に逢着するものである。私は現行刑法の如く累犯者に對し單なる刑を加重する制度、換言すれば定期刑制度は累犯者の矯正にそうして之を防遏するのに何等意義なきものであると思ふ。それは左の表に付て見ても窺はれる。

第四表 新受刑者入監度数百分比累年比較（第三十六行刑統計要旨ニヨル）

| 犯數   | 年次 | 大正    | 昭和元年  | 昭和二年  | 昭和三年  | 昭和四年  | 昭和五年  | 昭和六年  | 昭和七年  | 昭和八年  | 昭和九年  | 平均    |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 初 入  |    | 五三・三  | 五二・八  | 四八・三  | 四七・八  | 四五・八  | 四八・五  | 四八・三  | 五〇・〇  | 五〇・六  | 四六・九  | 四九・〇  |
| 三入以下 |    | 二六・八  | 二七・七  | 二九・六  | 二八・五  | 二九・九  | 二七・七  | 二六・三  | 二七・七  | 二七・九  | 三〇・〇  | 二八・四  |
| 五入以下 |    | 一一・二  | 一一・五  | 一一・九  | 一一・三  | 一一・五  | 一一・八  | 一二・七  | 一二・八  | 一二・四  | 一二・六  | 一二・五  |
| 六入以上 |    | 八・九   | 九・〇   | 九・三   | 一〇・五  | 一〇・八  | 一一・〇  | 一〇・五  | 一〇・四  | 一〇・一  | 一〇・五  | 一〇・一  |
| 合 計  |    | 一〇〇・〇 |

即ち加重刑制度の加重刑が役立つたものであるとするならば、少くとも三入以上の新受刑者は數に於て、將又率に於て減少せねばならない。しかるに却つて六入以上のものが漸次増加しつゝあるのに注目される。我々が平凡に考へても五度も刑務所に入るならば、それ以上は諦めねばならぬし、又諦むべきでもあらうと思ふが、此の六度以上の入監

者數が増へつゝあるのは要するに定期刑の無能を指すものでなくてなんであらうか。定期刑は加重されても無能なものである。

又以上の如く刑法に於て加重制をとるの外、累犯者に對し特別法の制定されてゐるものもある。例へば我が盜犯防止法、米國のポームス法の如きである。勿論盜犯防止法は累犯者のみに限らず適用されるのであるが、特に累犯の處分に付特別の條項がある以上一考の餘地がある。即ち盜犯防止法は常習として第二條に規定せる罪を犯したるものは竊盜に於ては三年以上、強盜に於ては七年以上といふ刑にて嚴罰主義を採つてゐると、そうして常習として行爲前十年間に一定の犯罪を三回以上、六月の懲役以上に處せられ、其の執行を受け又は執行の免除を得たるものは、その間未遂罪があつても矢張前述の通り加重される。斯くして此の法律は累犯者の處分を主とするものである。さて我が此の盜犯防止法はアメリカのポームス法に嚴罰主義を採つてゐる點、その他累犯者を對象とする點が近似してゐる。それ故にポームス法に對する評をその儘引用して見よう。木村學士の『常習犯人に對する刑事政策的考察』と云ふ論文には『學者はポームス法を以て「古き法律思想の存續」若は「舊思想の再生」であるとなしてゐる。不定期刑の國、自治制の國として行刑の新思想の淵源と見られて來たアメリカ合衆國においてかゝる單純なる威嚇主義、復讐主義、功利主義の立法が成立せしめられるに至つたのは一見不可思議とせられるところであるが、エリオット女史の謂ふところではかゝる立法は「執行猶豫、假出獄及び不定期刑の不成績なる運用に對する社會的不信任」を表示したものであると謂ふ。然しながらさればといつて、かゝる威嚇主義、嚴罰主義を以て常習犯に對する有効なる對策なりと認め得るであらうか。

少くとも専門家の間においては、それは一致して拒否せられつゝある。例へばヘーンズは謂ふ「ポームス法は犯罪の防遏方法としては嚴罰主義の上に立つてゐる。勿論かゝる對策に信仰を置く人々はその効果について樂觀であり得

るであらう。裁判官、検事、行刑官はやゝもすると犯罪人の數の表面的減少を以てこれ等の法律（ボームス法）に由來するものなりと解するに傾くであらう。然し決定的な結論が導かれる迄には尙ほ幾多の年月を經過せねばならぬ。犯罪問題の解決は若干の峻嚴なる法律さへ作れば足ると考へる人々の思想程單純なものはない。かゝる意味においてボームス法の犯罪防遏作用に關する報告は之を以て同様の立法が他州においても必要であるといふことを保障するものなりと爲すには充分ではない」と。これがボームス法に對するアメリカ刑事學者のとりつゝある態度である。私は我が立法についてもその主旨が充分採用せられることの必要を強調して置きたい」と木村學士はいはれてゐる。（刑政第四十五卷第三號）

アメリカのボームス法にしる、我が國の盜犯防止法にしる當時の社會的感情なり、情勢なりが之を成立せしめたのである。然しながら之は一の威嚇主義、嚴罰主義、報復主義の現れに過ぎない。

かゝる主義、かゝる立法が累犯を防遏し得るものでない。その意味においてボームス法同様此の法律は法の後退であり、立法術の失敗であると謂ひ得る。ボームス法に對するヘーンズの言は私の盜犯防止法に對する言葉と態度を素直に表現してゐる。

要するに累犯に對し特にその中常習犯人竝に職業犯人に對しては現行法の如き一般的な刑の加重も、盜犯防止法の如き特別法による特別加重も、それは單なる刑罰の加重により峻嚴を示すもののみである。峻嚴を示すことは累犯の防遏に何等寄與するものでない。又防遏されてゐないことも第四表を見ることによつて窺知し得るものである。

不定期刑の提唱

定期刑の加重制度は累犯防遏に役立つものでなく却て矛盾を包藏するものである。それはアメリカのボームス法然り、我が現行刑法然り、盜犯防止法然り、例へば盜犯防止法が施行せられた昭和五年以降も一向累犯は數において、率において減少しておらざることを前述の諸表によつて明らかにし得る故にこれを知り得る。

そこで私はこれに代るべきものとして不定期刑を提唱するものである。泉二檢事總長は謂はれる『定期刑制度によるときは犯人は滿期放免に依り其罪責を償ひ曾て犯罪を爲さざりし者の如く自由を回復する權利あり、此解放權は絶對的にして犯人の特性及び目的如何に無關係なり、彼は直ちに犯罪計劃を自ら告白するも刑期後に拘束するの途なく彼をして事實上當然に自由の人たらしむるの外なし。是れ定期刑主義の最も危険なる點なり、改悛せざる出獄者は最も頑固にして失望せる犯人階級に屬し犯罪企業に於ける専門家たり煽動者たり、巧妙なる指導者たり、若し夫れ公衆の耳目を聳動せしむる大犯罪が此種の犯人に依つて實行せらるゝものなることは實例の證明する所なり。而して應報的定期刑制度は絶へず此種の犯人を放免して其特別社會を再び充實せしめ、其勢力を更新し、其元氣を鼓舞し、經驗ある指導者を之に供給するものなり。本制度の改良を必要とする所以茲に存す。抑國家が犯罪人を獄裡に拘禁するの正當なるは狂人を癲狂院に檻置し天然痘患者を病院に強制的に收容すると同理にして、其根據は社會保護に在り、犯罪及犯人の處置に關する國家の唯一の正當なる目的は應報的刑罰にあらずして社會の保護に在るなり。故に犯人が如何に長く如何なる苦痛を受けざるべからざるかは問題にあらずして犯人を如何に處分することが社會の保護及び安寧に最も適切なるかゞ樞要なる唯一の問題たり。蓋し疾病治癒すると否とを問はず一定期間を限り狂人又は傳染病患者を收容するは愚の至りなり。社會に對し危険を醸すの虞なきに及び始めて退院せしめざるべからず合法的生活を營むの望なき犯人を放免するは社會自殺的愚計なり。不定期刑制度の必要茲に胚胎す』と。（行刑論集四四八頁迄）

即ち定期刑制度なるものは社會自殺的愚計なのである。犯罪人がたとへ初犯であるとも反社會性が持續されてゐる間は不定期刑が妥當であるものなれば、いはんや反社會性の反覆された累犯者に必要なることは贅言を要しない。

我が國は少年法に相對的不定期刑を規定してゐる。これは大正十二年施行せられたのであるが少年の犯罪、特に少年の累犯の防遏に効の擧りつゝあることは論を俟たない。諸外國も實質において餘り大差のない不定期刑を少年には

適用してゐることである。而して現在では絶対不定期刑よりは相對不定期刑の方が社會的感情に照して妥當なものであるとする學者並に實務家、立法家が多い。

さて少年以外のものに對する不定期刑の法制を考察して見よう。臨時法制審議會決議中刑法改正の綱領を見ると、その十七に、常習犯に付ては特に刑を加重すべき規定を設けること、その十九には不定期刑の言渡を爲すことを得べき規定を設けること、とされてゐる。

又我が刑法改正豫備草案には累犯の或者に對しては、不定期刑を科することを命じてゐる。即ち「同一又は類似の罪種に付再犯の前科を有する常習犯人に對し有期懲治を科すべき場合に於て三犯以上の加重を爲し法律上の減輕を爲すも仍ほ長期五年以上なるときは判決主文に其の長期を指示し不定期刑に處する旨の言渡を爲すべし。」同一又は類似の罪種に付三犯以上の前科を有する者に對し有期懲治を科する場合も前同様であり、此の規定は裁判確定後に於て累犯者たること發覺され之等の條項に適合し不定期刑に處すべきものにも準用される。」といふ様な規定がある。

我が刑法草案が累犯者に對し不定期刑を科すべき規定を設けたるは、刑事政策上の要求に應じ輓近の刑事思潮をとり入れた大なる進歩であるといはぬばならぬ。然しながら此草案中にある規定は不定期の要件に關し、木村學士は「特に——不必要に——嚴格である……即ち不定期刑の要件とせられるのは第一には同一又は類似の罪種の累犯者即ち特別累犯者であることであり、第二には有期懲治の再犯以上の前科を有する者が新に有期懲治の宣告を受ける場合三犯以上の加重を爲し且つ法律上の減輕を爲すも仍ほ長期五年以上であることであり、第三は常習犯人であることである……(中略)……既に常習犯たることが要件として揚げられて居る限りその認識方法の一としての特別累犯たることは之を重複的に掲げることとは不必要と謂はれねばならぬのである」と。(刑政第四十五卷六號)右の言葉は至言である。事實において不必要に嚴格であり煩雜である故に成案とするには再考さるべき問題であらう。

さて不定期刑の適用こそは累犯防遏上の中樞になる要件である。而して私は既に偶發性の累犯、常習犯たる累犯、職

業犯たる累犯の三類型に區別し得ると述べた。これを區別するの所以は科刑に當つて、最も各自に適切なる、そうして矯正可能なる刑を選ばんとするにある。斯るが故に私は以上の三類型の累犯中、偶發的な累犯は本質において偶發性のもの故にこれには初犯同様、加重刑を科すべきでもなく不定期刑を以てすべきでもない。然しながら常習犯職業犯には不定期刑を適用して、その常習性、その職業的な犯罪性を撲滅する様にせぬばならぬものではなからうかと考へるものである。

### ハ 保安處分(特に豫防拘禁について)

少くとも現代の新刑事思潮の波につて成立した各國の刑法なり、その草案なりの中には、保安處分を規定しないものは皆無である。これは要するに刑罰が社會の防衛を本義とするものであり、その防衛作用を徹底するには刑罰のみにては期し得るものでなく保安處分が附隨してこそ望まじきものである所以である。保安處分は犯罪の経験者又は犯罪の虞あるものをして更に犯罪に陥らしめず又は未然に犯罪より救済するを目的とする。過去の経験によるも保安處分は社會の保安、犯罪の防衛に役立つたのである。それ故にこれを律せざる立法は、刑の社會防衛作用を抛棄したものであり、刑法をして骸骨化せしめたものではなからうか。

さて保安處分といつてもその種類は實に多い。例へば千九百二十五年の獨逸刑法草案は十指に餘るものを規定してゐる。即ち、沒收、判決公示、選舉權の喪失、公務員の資格喪失、國外放逐、酒場の出入禁止、保護觀察、豫防拘禁、酒癖矯正所收容、精神病者の治療監置、等であり、又英國に於ては彼の有名なキャンプ・ヒルの豫防拘禁は既に實驗済みであり其の他重罪者の再犯に對し七年未滿の警察監視、善行誓約保證、勞役場留置等もあつた。我が國にも勞役場留置や、矯正院への收容、少年法にある保護觀察、最近にありては思想犯に對する保護觀察は保安處分として實施されてゐるものである。更に刑法豫備草案中には豫防監護、酒癖矯正、勞働留置、豫防拘禁、保護觀察、保護監督

は保安處分として明記されてゐるものである。又草案中にある刑の種類中、資格停止、資格喪失、居住制限、譴罰、沒收の如きものは刑であるのみならず廣義における一の保安處分である。

私は以上の數多い保安處分の中特に豫防拘禁と保護觀察に付累犯の防遏上に如何なる役割をするのであるかを一考しよう。豫防拘禁といへば英國のキャン・ヒルに於ける豫防拘禁を想起する。この豫防拘禁が最も新らしき教育刑主義の思想の下に築かれたものであることは何人も否定しない模様である。即ち此處では累犯者中特に常習犯人を矯正する爲めこれ等の者を拘禁したのであつたのであるが、しかしながらその成績に至つては「最初の豫期以上の好成績を示した」(英のラツグルス・ブライズ)「一般に認められつゝある如く明らかに失敗である」(木村學士)「重大犯罪が二割減少してゐる」(獨のハインドル)「重き竊盜犯人の減少に効果を及ぼしたことは認められぬ」(獨のヘンチヒ)「豫防拘禁所は厄介物、持て餘し物だ、豫防拘禁は寧ろ失敗だ」(獨のフォルチン)「世界最善の設備であるが比較的少數の者のみを改善し得る」(英のブロードリック)といふ風に或人は效果的であつたと謂ひ、或學者は不成績といふよりも効果が皆無であつたと謂ふ工合に見る人によつて觀察點を異にしてゐる。私はキャン・ヒルの豫防拘禁に多少の非難は免れ難い所であり、成績も期待した程に擧らなかつたものであると思ふ。

豫防拘禁自體は理論上甚だ妥當なものであり、効果あるべきものであるとされるのであるが、しかしながらそれだからといつてそれが直ちに現實に適合するものであり、實地に符合して効果が確實なものであると謂へない。理論と實際は時に斯く隔絶するものである。そこで果して豫防拘禁が現實化して、累犯を防遏し得るであらうかを疑はしむるものである。

我が刑法草案も豫防拘禁を規定してゐる。即ちそれによれば『懲治以上の刑の執行終了に因り釋放せらるべき者釋放後に於て更に放火、殺人、又は強盜を爲すの虞あること顯著なるときは豫防拘禁に付することを得』とある。この

規定がその最高の目標を累犯の防遏に置いてゐることは云ふ迄もない。しかしして私自身もそう考へるが學者間にその要件が餘りにも簡單過ぎるとの非難がある。豫防拘禁が實質において刑とその内容を異にしておらぬものである故に簡單に規定して、却つて釋放者を悪化せしむるのは社會防衛上の眞義に悖るものといはねばならぬ。

我が豫防拘禁の目的は『豫防拘禁に付せられたるものは之を豫防拘禁所に收容し改悛せしむる爲必要な處遇を爲すべし』とあるところよりして改善作用がその根幹であるが、しかしながら刑の隔離作用、矯正作用と、保安處分のそれとが餘りにも近接してゐるものである。更に刑と最もよく似てゐるのは拘禁の期間である。その期間は原則として二年としてゐるが更新が許されるものであるから無制限といつてもよい。これは不定期刑同様である。斯る規定は立法技術としては考慮の餘地がある。キャン・ヒルの豫防拘禁が餘りにも拘禁期間が長過ぎた爲失敗に歸したとの論者もある故に、たとへ豫防拘禁たるとしても相當参考とすべきことであらう。

さて私は豫防拘禁は理論上理想的であり、妥當なものであると謂ひ得るけれども、現實の問題になると幾多考へねばならぬものであると云つた。それは大凡左の如き理由からである。

- 一、絶對不定期刑の場合は豫防拘禁の必要はない。
- 二、相對不定期刑の場合も差して必要のないものである。何んとなれば不定期刑によつても改善不能のものであるならば豫防拘禁によるも改善不能に終るものである。
- 三、即ち相對不定期刑の長期に至るも改善不能者は存在するであらう。その者は豫防拘禁に付するも改善不能なのであるから、寧ろ其の様な者には精神的缺陷者として治療的な方法を講ずべきである。
- 四、累犯者として不定期刑を終了せる者に對し、簡單すぎる疑を以て、實質が刑の延長であり、刑そのものにすぎない豫防拘禁に付するは刑の加重である。それは人權に關する大問題であるのみならず、社會復歸を無視し、釋

放者の家族を眼中におかぬ暴擧であり、却て釋放者をして惡への道に導き、改善不能者を作る様なものである。

五、例へ我が草案の如き條件にて拘禁するとしてもその實數は、即ち累犯にして強盜、殺人、放火等を犯すものは第三表にあるが如く僅かでありその中の常習犯人はもつと少い故に豫期の效果は全くないものと斷じ得る。

私は刑に不定期を採るならば此の制度は必要のないものと斷じたい。その代り他の保安處分が考察せらるべきであらうと思ふ。

不定期刑と結び付いて保安處分としての眞面目を發揮すべき保安處分は保護觀察であらう。此の制度は既に少年に對し、思想犯に對し施行されつゝあることは既知の通りである。これが理論上の問題、實證的な議論は止めることにするが、私としては何故に常習犯並に職業犯の累犯者に對し、更に一步進めて、一般釋放者をして累犯者たらしめざるべくこの制度が之等の者に適用されぬかを不思議に考へるものである。思想犯に保護觀察制が生れる前に前記の者にはこの制度があるべきものと考へたのであるが、この期待は外れた。兎に角國家は最大の犠牲を拂つても、累犯防遏の眞の效果を期せんには保護觀察制度並に不定期刑の制度を採用すべきである。

而して累犯者の保護觀察にはキャンプ・ヒルの豫防拘禁の如く二犯以上の者の中常習犯人のみを選ぶ必要もなく、我が草案の豫防拘禁の如く大きつばに簡單にすべきでもない。犯罪の經驗あるもの此の虞あるものは皆包含すべきである。それは豫防拘禁の如く刑の延長でもなく、それに近接してゐるものでないから斯く規定しても可なりと信ずるものである。

五

1 分類拘禁の問題

檢察官が犯罪者を餘す處なく檢擧し、裁判官又之等の者に對し適切なる科刑を爲したとしても、それは單に一時的の鎮壓に止るものに過ぎない。檢察と裁判、そのみにては犯罪者を内部から改造する、即ち反社會性を根本的に矯正し社會に適合せしむることは不可能である。不定期刑にしる、保安處分にしる、その制度が反社會性の矯正に理論的に合理的だとはされてゐるのであるが、その内容たる有機的な作用が空漠なものであつたならば、何等犯罪の性格を矯正することに役立つものであり得ない。科刑され、さうしてその間彼等の性格が矯正され、社會に復歸されてこそ累犯は防遏されるのである。それ故に矯正すべく有機的な作用が累犯防遏上最大の役割をするものである。

さて刑の内容たる有機的な作用である行刑上の問題中、累犯の防遏上常に考慮されねばならぬ二三の重要問題を考察して見よう。

行刑の目的は二つある。即ち犯罪者を社會より完全に隔離する社會的隔離作用と、犯罪者を隔離するに止るのみならず、一定の隔離期間内に彼を教化して社會に適應せしむる社會的適合作用とである。社會的隔離によつて社會の保全を計り、社會的適合によつて本人の累犯性を根絶する、兩様の作用相俟つて累犯を防遏し得るものである。累犯防遏を目的とする此の二つの作用が即ち正木學士の謂はれた『累犯に陥らしめぬといふことは結局行刑の任務は教育であるといふことになる』そのことなのである。それ故に行刑の諸般の機能は皆二作用を達成せんが爲め有機的に全能力を發揮するものである。

さて私はその第一の社會的隔離作用に付先づ一言しよう。由來刑務所は犯罪の學校であると酷評を受けたときもあつた。犯罪の初心者をして却つて犯罪の熟練工に迄仕上げの一の工場であると見做されたこともあつた。或方面の人からは未だに犯罪の巧妙なる手段なり、方法なりを修習する處即ち刑務所であると見られてゐる向もある。若斯る事

が事實だとすれば、我々刑務官は何をおいても先づ是等の不純極まる事實を除去すべく、斯る作用の根本是正策に努力せねばならない。それは社會的隔離の本義は單なる身體、即ち犯罪者の肉體のみを一時隔離することにあらずして、その本人の犯罪性の絶滅を計り、各人に對しては犯罪性の傳播を防ぐのが目的であり、永遠に犯罪性再發生の事實なからしむべくするのが本然の責任であるからである。若刑務所に於て犯罪を研究し、手段方法を覺へて出たものがあると假定するならば、社會は保全を計らんとしてその者を隔離したることは將來に向つて一層不安なる状態、益々危険なる事實に遭遇せねばならず、保全の爲めの隔離作用はこれに相反する結果を生ずる様になるものである。社會防衛の見地より、無秩序な拘禁制度程危険なるものはなく、累犯防遏上の見地よりしても無鐵砲な拘禁制度程危険なものはない。それ故に拘禁制度は最も秩序的たるべく、最も合理的たるべきである。斯くあるには最も科學的に、最も個別的に分類され、それによつて拘禁せられねばならない。科學の基礎の上にさうして最も個別化された分類拘禁制度は、犯罪性の傳播防止にも、引いては累犯の防遏にも最も必要な處であるのみならず之は監獄の生命である。

抑ジョン・ハワードが監獄改良の論を叫び出したのは男女雜禁によつて紀律も、風儀も頹廢したイギリスの監獄を參觀して後のことであつた。無秩序なる拘禁制度は紀律や風儀の紊亂は勿論の事、犯罪傳播の虞があり、これが最も危険であるからである。我監獄法は、男女の性別及年齢による分類は嚴格にすべきを命じてゐる。又何れの場合にも雜居拘禁をする場合は、罪質、性格、犯數、年齢等を斟酌して監房を別異するのみならず、監房においても工場においても座席を定め、且交談を禁止してゐる。

さて、單に犯罪性の傳播を防止する一點のみを考慮するときそれは嚴正獨居拘禁を最も良い方法とするであらうけれども、一方において社會復歸を目的とし、社交的本能性のある人間をばこの一拘禁制度に終始せしむることを許さなす。

輓近の行刑思潮上から謂つても獨居拘禁制よりは寧ろ雜居拘禁制を善用すべきであるとなされてゐる。雜居拘禁には分類を前提としてのみ是認されるものであり、前記の我が監獄法は大體に於てその據るべき標準を示してゐるもので妥當ではあるが、餘りにも形式的に流れ、プロ科學的なものである。形式主義に囚れ過ぎたアメリカの拘禁制度に對し、その一釋放者は行刑當局に抗議した。彼の言ふには『累犯者が初犯者を層一層惡に導き輕き罪より重き罪に至ることを誇らかに教ふるものであると考へられた從來の觀察はむしろ偏見であつて、累犯者こそは、眞に社會生活を翹望し、出来ることなら犯罪生活から足を洗ひたいとの氣持を抱くものが多いので、そんな累犯者は寧ろ初犯者と雜居せしむることが望ましい』と。

我々は犯數のみにこだわる現制度の形式的な偏見は排し實質的な見地に立脚すべきである。此の實質主義の上に立つた立法としては、千九百三十三年八月ナチス行刑方針のもとに律せられたプロシヤ行刑法及恩赦法中に分類制度の根本として從來の初犯累犯の分類拘禁の外、初犯でも同囚間に有害なる感化を及ぼすもの又は處あるものは累犯刑務所へ又逆に累犯者でも前生活の如何に拘らず、組織的生計を營まんとする熱意あるものは、職業犯人及慣習的犯人を除く外初犯の刑務所に拘禁することが出来るとしてゐる。この實質主義の要求、實質主義の立法に對して正木學士は『今日の刑事學に於ては最早犯人の分類、犯罪防壓策に付形式主義を捨て、實質主義をとるべく要望されてゐることを見逃すことは出来ない』と云はれた。(刑政第四十七卷十一號卷頭言)

さて累犯防遏の行刑上の解決は完全なる分類拘禁にその第一歩が始る。完全なる分類拘禁は實質主義の上に諸科學を、即ち醫學、心理學、教育學、社會學等を基礎にした、さうしてそれ等の科學によつて分類され拘禁されることであり、斯くすることによつて犯罪性の傳播を防ぐのみならず、教化作用も運用することを得るものである。これが最近の行刑思潮である。この思潮をとり入れた我が行刑累進處遇令は受刑者の分類に

一、個性及心身の状況に付ては醫學、心理學、教育學及社會學等其の判断を爲すに必要な知識を基礎とすること  
 二、其の他境遇、經歷、教育程度其の他身上關係を調査すること  
 三、初犯、累犯に分類したる上罪質、年齢、刑期其の他を分類すること  
 等可成詳細に互り科學的に調査の上分類すべきことを命じてゐる。

而して諸般の關係上これ等の理想は全國の刑務所に未だ徹底されて居らないものであるが、最近に或二三刑務所において科學的方法による調査が結論されたやうに聞き及ぶ。一日たりとも早く我が國の全刑務所に此の實質的科學的分類拘禁の制が行はれんことを熱望して已まない。

私は再び叫びたい。隔離作用は監獄の生命である。そして隔離作用の生命は分類拘禁である。累犯の防遏は隔離作用の生命たる分類拘禁を生かしてこそ期待されるものであることを!!

職業の訓練

我々は常に受刑者の社會復歸といふことを強調し又終始之に多くの力を傾注する。行刑とは一言にして云へば社會復歸の作用である。行刑の使命の一に教化作用がある以上社會復歸が行刑の最大眼目であることは否定出来ない。それ故に社會復歸作用が完成されるれば行刑の目的は達成するのである。斯くいふ社會復歸とは何か。『權力によつて調整されたり、腕力によつて威壓されるやうな社會でなく、各人の責任と互讓の精神とによつて組織される平和社會』(正木監獄概論七十七頁)に適應せしむることである。此の適應性を涵養する教育方法を行刑教育といふ。故に行刑の全機能は此の社會適應性の涵養といふことに集中されるであらうし、これが涵養された日こそ累犯を防遏し得た日であることは多言を要しない。

さて社會適應性の涵養といつてもそれは甚だ抽象的なものである。具體的に如何なる方策によりこれを涵養するか  
 が問題になる。青木誠四郎氏は『この社會の生活に參與し共同するとは、これを實際の問題としてはこの社會の生産生活に關與し共同する、即ち一個の職業人としてこの社會生活をなし得ることを指す以外の事としては考へられないのであるから受刑者達は、その職業的知識技能を鍛練して社會共同生活に於て必要な働きをなすことが出来るやう、即ち立派な職業能力を獲得すると共に、この職業によつて社會に共同するために缺くべからざる道德性を涵養すること、企てられ、行はれなくてはならないのである』と。社會適應性の涵養の具體的方法として職業訓練のことを謂はれた。(刑政第四十七卷七號三十二頁)私も社會適應性の涵養は職業訓練を主としそれに道德性を培養して之を具體化せねばならぬものと思ふ。

而して過去に於て既に社會復歸が失敗であつた累犯者には勿論のこと、初犯にしてもその者をして累犯に陥らしめざらんには層一層此の二方面の訓練を必要とするものである。刑務作業は、とりもなほさず勞作的な教育法であり、それはその知識を啓發し、その技能を練磨させて、獨立して社會生活を営み得る人物を作り上げる職業訓練の方法である。職なくして社會生活を営み得ず、職なき故に累犯に陥りたる者の數少くなきことを我々は實證し得るに非らずや。極端過る言であるかも知れぬけれども『彼に職を與へることが即ち累犯に陥らしめない途である』と私は云ひたい。因に新受刑者の職業状態を見れば

最近十ヶ年新受刑者職業人員並百分比累年比較 (第三十六行刑統計要旨ニ據ル)

| 年次    | 職業別人員比       |               |               |            |               |               |               | 合計 |
|-------|--------------|---------------|---------------|------------|---------------|---------------|---------------|----|
|       | 農            | 業工            | 業商            | 業          | 公務自由業         | 其ノ他有業         | 無業            |    |
| 大正十四年 | 二、六五三<br>九・〇 | 六、七六五<br>二七・七 | 四、一三三<br>一六・九 | 九四八<br>三・九 | 四、五七五<br>一八・七 | 五、三六三<br>二二・九 | 二四、四三五<br>一〇〇 |    |

| 昭<br>和<br>元<br>年 | 昭<br>和<br>二<br>年 | 昭<br>和<br>三<br>年 | 昭<br>和<br>四<br>年 | 昭<br>和<br>五<br>年 | 昭<br>和<br>六<br>年 | 昭<br>和<br>七<br>年 | 昭<br>和<br>八<br>年 | 昭<br>和<br>九<br>年 | 平<br>均  |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|
| 二、四九九            | 二、五九〇            | 二、四五〇            | 二、二八二            | 二、六二六            | 二、六九三            | 二、九一七            | 三、二七〇            | 三、一五四            | 二、七二八   |
| 六、四五六            | 七、一一〇            | 六、七〇三            | 六、五六一            | 七、三九四            | 六、六六八            | 六、四四六            | 六、七七三            | 七、三三七            | 六、八三三   |
| 四、〇九三            | 四、〇九八            | 三、五九三            | 三、一九二            | 四、二八九            | 五、〇七八            | 五、二六六            | 五、九二三            | 六、〇九六            | 四、五七六   |
| 九〇五              | 一、〇〇三            | 一、一三三            | 一、七九四            | 一、四八六            | 一、〇一八            | 一、〇四三            | 一、一九三            | 一、五七五            | 一、二一〇   |
| 四、四六一            | 四、六七七            | 四、三四〇            | 四、一九三            | 三、九八二            | 四、〇八七            | 三、八六〇            | 四、〇三三            | 四、五九〇            | 四、二八〇   |
| 五、二二七            | 五、六二二            | 五、〇九〇            | 六、〇八三            | 七、六三三            | 八、八七六            | 一、二、二四三          | 一、三、八〇四          | 一、四、二九三          | 八、四二六   |
| 二、三、六八三          | 二、五、〇九〇          | 二、三、二七〇          | 二、四、一〇四          | 二、七、四一〇          | 二、八、四一九          | 三、一、七七四          | 三、四、九九四          | 三、七、〇六五          | 二、八、〇三五 |
| 一〇〇.〇            | 一〇〇.〇   |

さて右の表に依れば、農業は實數においては多少宛増加して居るも全新受刑者の割合から見れば毎年其の率が減少してゐる。農業を職業とするものは他の職業に比して逐年犯罪に陥るものゝ率が少くなりつゝある。工業も農業と殆んど同率を以て減少しつゝあり、實數もさして増加して居らない。これは技能を持つものは近年の様な不景氣時代も犯罪に陥るものが少いと云へる。商業、公務自由業は大した増減なく、その他の有業者は減少しつゝあるに係らず、單り無業者のみは實數に於て十年前より約五千人、二一、九の百分比であつたのが昭和九年は三八・六即ち一七・弱の増加である。更に我々が不景氣のどん底といふ昭和六、七年は前年に比し異數の増加であることに目をひく。

これは不景氣即ち經濟的事情が犯罪を醸成するものであるとの證左であり、又我が國は國民の八割を農民であると

謂ふ農業國であるにも拘らず犯罪者層に商、工業を職とするものが農業者より約四倍の數であるのは、都市集中による人口の不自然なる増加に因るものである。無業者の増へる一因としては釋放者の群が多く諸種の事情より故郷に歸農せず都市に居残り、さうして腕に技能なく、その上資本なく犯を重ねつゝあるものゝ數が益々多くなるからではなからうか。即ち現代の資本主義機構のもとに發達した不均衡の文明は人間をして餘りにも都市に集中せしめた。都市集中の餘弊として、都市における生活様式なり、環境なりが如何に多くの犯罪者を作り、如何に多くの累犯者を醸造しつゝあるか量り知れない。都市に於ける犯罪率並に累犯率は益々加速的に上昇するのみである。職業訓練をなすには此點特に考慮すべき問題である。

而して私が職業訓練といふ言葉を多く使ふと、それは單なる機械的作業を修習せしむることであると誤解され易い。私の謂ふ職業訓練とは斯るものではない。謂へば彼等の入所前の職業、歸住すべき地方の職業、その者の家族の業等により出所後その職業によつて身を立て正常なる社會生活を営み得る、換言すれば復歸すべき社會環境に順應しそれに合致する職業を訓練することである。それ故に指物工、鍛冶工の様な技能の業を或は他の機械的作業を修習せしむることのみが職業訓練ではない。農業、漁業、その他の業に就かしむるのも職業訓練の一端である。否我が國民の八割は農民であり我が國は古來より農業國であるものなれば、農業の職業訓練こそ最も力を致すべきものではなからうか。正木學士の或論文中に『網走刑務所を出たもので一人として農業に従事しないものなく、静岡刑務所の抄紙工に就業せしもので出所後一人として抄紙工に従事するものがない』といふ意の文を披見したことがある。

さて累犯を防遏するにはその者の將來の生計を保障するに足るべき職業の訓練が必要である。我が國は監獄法中にも幾多これに關する規定あり、さうして『受刑者職業訓練概則』(大正十五年六月行甲第九七八號行刑局長通牒)も制定されてゐる。而して我が行刑に於て世界に誇り得る、さうして累犯の防遏に最も効果のある施設としては、農園監獄

としての網走刑務所、遠洋漁撈作業を主とする浦賀刑務支所の二特設監獄であらう。此の二監獄の存在は實に意義深く且つその功績の甚だ大なるものあるを認識するに十分である。

職業訓練を主張する私は左の如き獨斷的な方法を考へた。

- 一、刑は勿論不定期刑を理想とする。
- 二、受刑者の分類は職業訓練を主眼とすること。
- 三、農業國の我が國は矢張歸農するもの多かるべき様農園監獄の増設が望ましい。その農園監獄には種々なる分科が設けられるの要がある。農園監獄にて訓練したる後釋放後例へば滿洲國邊りによきものは移民するのも一方法である。
- 四、農園監獄のみならず漁業、林業なりの特設監獄もあつてよい。斯くして犯罪者の都市集中を防止する。
- 五、技能の修習は現在の通りにするも、もつと合理化する。
- 六、刑期、心身の状況等にて職業訓練の望まれないものは労働意欲の喚起に努め、治療的處遇制を確立する。
- 七、職業訓練を單なる技能の修習に終らせない。その職業と社會の經濟情勢の變化を教へ、同時に例へば素品の製産地、市價、賣價、販路等も極力修得せしめ社會復歸に困難ならしむ。

行刑は教育である。その教育は概念のみの教育に終つてはならない。勞作による實踐の教育、生命の教育であらねばならぬ。我々は職業を授けることを根幹とする勞作教育、實踐教育、そして社會教育法としての教育法が即ち受刑者に強制する刑務作業であるやう、そこ迄進展せしめたいものである。

ハ 智・情・意の教育（教誨教育について）

刑の目的は受刑者の教育にある。

この行刑教育も學校教育なり、社會教育なりと規範を異にすべきではない。而して何れの教育に於ても、人間の全人格の完成がその目的となるのである。勿論行刑教育も受刑者の全人格の完成を目的とするものであることは謂ふ迄もない。全人格の完成とは智・情・意の圓滿なる發達を遂げた性格の所有者を謂ふのである故に、行刑教育は受刑者にこの三方面の教育をなすことなのである。全人格の完成された人間即ち智・情・意の圓滿に發達を遂げた人間は立派な社會人であり、善良なる國民である筈なる故に、斯る者が犯罪に陥るものではない。犯罪人層において何れも、その何れかが缺けてゐるものである。故に我々は累犯防遏上の一問題としてこの智・情・意の教育に努力することを忘れてはならない。

而して智の教育は我監獄法に規定された所謂教育の施行によつて得られるばかりでなく、職業訓練も亦一の智の教育である。情・意の教育は宗教的な情操教育によつて期せられるものであるから監獄教誨と關連する。

顧みるにアメリカに於ける初期監獄改良運動にはベンヂャミン・フランクリンを始めその屬するクエーカー宗徒は人間は無言の行をなす中に神に接し、さうして斯くすることによつて改悔の心情湧き、道徳的良心的に覺醒するものであり、宗教的に感化されるものであるとなし、獨居拘禁制を最良の方法と考へ監獄拘禁上ペンシルヴェニア制なる一新機軸を創始したのであつた。然しながら其の後伊太利實證學派がこれに代ることによつて、人類學、社會學的に實證せられざる論であると輕視されたのであつたが、さて我々人間は動的な方面があると共に靜的方面を欲するものも人間であり、何人も宗教的な良心は常に内在し、神佛に接せんとする心情は介在するものである。犯罪者といへども、この宗教心はある。或は犯罪人にこの宗教心がない様に見られる場合もあるが、しかしながらないものではない。それ故に宗教的反省を至上の方法とする前記の主張者の論も或程度迄傾聽するに値する。

宗教は釋迦やキリストを信仰の対象とし、これを信することに因つて神佛に接近しそれに依つて自己を純化し、絶對者の發見によつて自己を向上せしめ、他愛的感情を持つと共に正しき自我を認識せんとする信念である。これは釋迦やキリストを盲目的に信することではない。盲目的な信仰は我々の生活を向上淨化するものではない。而して犯罪者のその多くは宗教的反省心の少きものであり、破廉恥的なものが多い。即ち情・意の缺けたものが多いのである。それは十九世紀に於ける極端なる物質文明の發達が人間の精神的方面を餘にも度外視した故、動もすれば宗教否定的情勢が然らしめた所以でもある。それ故宗教は犯罪を防衛し得るものであらうかの點論議せられた時であつた。今や更に宗教復興の時代は到來した。精神的方面に宗教が存在しなければならぬことも自覺されて來た。宗教が人間の情意の教育に役立つものでありそれより引いては犯罪人の自制心を養成し、又人をして犯罪に陥らしめない力があることは否定する人が今はない。宗教が犯罪を防衛し得るのに異論があるとするならばそれは消極的であり、信念の問題であり、計數的に實證し得られないものであるからである。宗教が人間を純化し、他愛感情を培養するものなれば犯罪性を抑壓し、犯罪傾向あるものをしてこれに向はしめないことに役立つものである。故に受刑者に眞の宗教的人間になる様、その信仰心を喚起する様にするには累犯防遏をなす所以のものである。

監獄教誨は飽迄宗教を基本として進むべきであるが、信教の自由といふことは憲法上保障されてゐるものなる故に、受刑者も法治國の國民の一人としてこの權利を享有することは勿論のことなれば、一宗の教憲一派の教理を強制しその信仰を迷はしむることは許されない。受刑者は兎角神佛に對する觀念乏しく、信仰心なきもの多く、宗教に對する認識を缺くもの多ければ、第一より秩序あり、條理ある教誨によつて信仰心を扶植する様、そして人間性を自覺する様努むべきである。斯く宗教的に情・意の教育をなすことが全人格の完成の道である。

次は教育である。人間は理解力少き爲め犯罪を犯すものが多い。一例を引けば我が國民中無教育のものは義務教育

のある今日でも百人に付二人乃至三人の割合だと聞いてゐるが、受刑者においては、大正十四年新受刑者二萬四千三十五名の中無教育、無筆のものが九千九十九人もあつて、全受刑者の二十九パーセント餘であり、毎年これ等の者は減少はしてゐるが、然しながら昭和九年は新受刑者三萬七千六十五人の中八千八百二十八人もあつた。全受刑者の約二十一パーセントである、國民全體の教育に比し犯罪者に無教育の者が多いことが窺はれる。即ち犯罪者には無智なもの多く、犯罪に對する理解力少なき爲め敢て罪に陥つたものが多いことが分る。然るが故に累犯を防遏するには智的教育を與へる必要があるものである。

我が監獄法は十八歳未満の者には小學校卒業程度の教育を施し、その外補修教育も施すことにしてゐる。少年教育令は甚だ妥當にして結構な立法だと賞讃せざるを得ない。然しながらその外の者に教育は強制してゐない。私は累犯防遏上の問題として受刑者に義務教育を施す必要があるものと思ふ。それ故に受刑者中無教育のものには年齢に係らず教育を施行すべきであらう。受刑者に義務教育を爲すが又累犯を防遏する一方法である。

六

累犯に陥らしめないといふことは國家の理想である。それは犯罪者を累犯に陥らしめぬことによつて、國家自體の防衛も策され、個人も保護されるからである。私は今迄刑事立法上の問題、行刑上の問題について話を進めたのであるが、累犯に陥らしめぬといふ國家の大理想は單に之のみでは實現されるものではない。刑事立法と共に社會立法あつて、行刑あると共に保護あつて後、刑事政策上の問題としてあると共に社會政策上の問題として考慮されるに至つてこの理想は實現するものである。

累犯に陥らしめぬことが國家の理想であり、前科者をして更に前科を重ねしめないことが國家最高の目的であり、適

切なる保護をなすべきが使命とされる故に、その理想や目的や使命を達成する爲めに出来得る限りの方法と手段を講ぜねばならぬのであるが、累犯者なるの故を以て、前科者なるが故に國家から、國民から顧みられざることを甚だ多く、その感情、道徳、習慣上冷視されることの甚だしきに思ひ至る時我々は感なきを得ない。國家の理想とするところと逆行しつゝありて、却て如何に多くの累犯者を醸成しつゝある現状であらうか。『前科あるが故に彼及彼の一家は白眼視せられるのみならず入學に、就職に、果ては婚姻にまで尠からざる制肘を受ける。そこに希望も向上もなくその生活は竟に破滅に導かれて行く場合が尠くない。われ／＼は現代を以て法治國と誇り而して法治國の餘惠は罪九族に及ばないことであるとなすのである。然し裁判所こそ刑の宣告を爲さないが事實國民間には父の前科にしてその子に孫にまで、にくしみの刑を宣告するのである。形の上は法治國ではあるが實質に於てはさうでない。かくして前科は再び犯罪の動機原因たり得るの可能性を持つのである』。(刑政第四十九卷、卷頭言第三號六頁迄)

國民の感情が以上の如くであるばかりでなく、國家は又前科者に對し國民として、人としての權利に對し如何に多くの制肘制限を加へ、否之を剝奪してゐるか。見よ！ 貴族院令第十條、衆議院議員選舉法第六條を……否そればかりではない。高等試験令、辯護法、辯理士法、計理士法、公證人法、兵役法、所得税法、恩給法、醫師、齒科醫師、藥劑師、獸醫師法等の法令に前科者に對し何んと規定してゐるか。更に官公吏の任用資格に於て、或は特殊な技能業に就く條件に於て、前科あるの故を以て權利の全部を剝奪されてゐる現状であるではないか。斯くして前科者の世界は如何にも狭くなりつゝあり法治國としての思想が進展するにつれ前科者は法治國の世界から追ひつめられつゝある。國家は刑事法によつて前科者を累犯に陥らしめまいと努めつゝ、一方に於て社會法に於ては前科者の世界を狭ばめ累犯を醸成しつゝある。實に矛盾も甚だしいものと謂はねばならぬ。

又釋放者の保護について考へて見ても國家は進んで保護施設を設け積極的に努力せねばならぬものであるが、然しながら宗教家や篤志家の手に任かせて少額の補助金を與へてゐるに止まる現状である。更に具體的に司法省豫算中裁判、檢察、行刑方面の經費と保護方面の經費とを比較して見ても、如何に最も重視すべき保護方面が等閑視されてゐるかが分る。刑は應報だ、害惡だとなされた時代も釋放者に對し金品の惠與の如き慈善的意味の保護はあつた。封建社會の徳川幕府時代さへ立派な釋放者の保護施設として、人足寄場があつた。現在の如く或一部人士の隠居仕事か、刑務官吏の餘暇仕事の様になされる保護ではなく、立派な授職場であり、更生所であつた。

現行監獄法令中に申分けのある衣類旅費の惠與、乗車船場迄の同行、或は僅少な補助金の給與等によつて、國家の理想たる累犯を防遏せんとするは、大海中に涙一滴を流したると同様効を期待することが間違つてゐる。『適切な裁判より適切なる行刑、適切なる行刑より適切なる保護が一層重要だ』といふ言葉を聞いた。保護は最も重要なことである。累犯防遏の鍵である。國家の理想實現の最も近い道である。行刑有終の美は保護によつて結實する。

さて斯る保護は社會法的に、社會政策的に如何に體系づけらるべきであらうか。

- 一、國民の感情、道徳、習慣にして前科者を冷視しこれを醸成するが如きを是正すること。
- 二、前科者に對し人としての權利、國民として、社會人としての權利を剝奪し又は制限する法令を徹底的に廢止すること。
- 三、前科者の保護法が制定さるべきこと。この法中には以上の保障規定があるばかりでなく就職の保障、社會復歸に關する諸般の事項、保護觀察等が規定さるべきこと。
- 四、保護所を立てること。これは國家又は自治團體の管理とすること。従つて保護所は官立か公立にすること。

累犯の防遏は最も大きい問題である。而して以上の諸點が社會法として、社會政策として具體化する曉に刑事法、刑事政策、行刑教育上累犯防遏に努めし効が現はれるであらう。

千九百二十五年ロンドン國際刑務會議に於て英國の内務大臣ジョンソン・ヒックス氏が次の様なことを謂つた。

『從來は政府は犯罪人を逮捕し、これを監獄に投じたとき、社會に對する責務が全うせられたと信じたものであつた。しかし今日ではその時をもつて責務が終了するのではなく、却つてそこに責務がはじまるとすることになつた。國家が犯人を逮捕し、その自由を剝奪した場合は國家に對しては重い責任が発生する。それはその囚人に對し、これを適當に處遇し且つ教育するいふことである』と。

此の國家の責任たる犯罪人の適當なる處遇及教育とは、とりもなほさず犯罪人を社會の有用なる人物に迄仕上げる工作であり、竟局の處は累犯者たらしめないことであり、累犯の烙印を捺させないことである。さうして前記の國家の責務は累犯者なればなる程もつと重くなるものであると謂へる。さて彼が犯罪者たり、累犯者たるの原因は或單純なる一の事にあるものではない。

或事が原因となり、結果となつて原因を生み、原因は結果となつて犯罪を犯し、累犯に陥るものである。それと同様に彼を再び犯罪人たらしめない、累犯に陥らしめないといふことも一の單純なる原因によつて出来るものではない。或は不定期刑を、或は保安處分を、その他の法制の整備を計ると共に、或は職業訓練を施し、隔離作用の充實を計り、宗教的に反省させ、智的な教育を施して行刑教育を完うすると共に、或は司法保護の擴充、社會政策の實現即ち防貧救貧事業、保健衛生事業等社會救濟事業の振興を望んで始めて累犯防遏を期待されるものである。國家が多角的方面からこの問題の解決に向つて働きかけてこそ奏効するものである。

さて私は社會政策上の問題に付いてはもう少し検討して見たかつた。例へば救貧防貧と累犯防遏、犯罪人の家族保護と累犯の問題等について。しかしながら紙數の關係上許されない。又各項に互つて、特に教誨教育の項並に最後は甚だ不得要領で不充分であることを寛恕されたいと願ふものである。

【第二部】

刑務所の一日（隨筆）

一等當選

名古屋

梅村春汀

自分が今御厄介になつて居る家の主人公は刑務所の看守さんださうな。刑務所の看守さん！此處へ引越して來た當初仲間の一疋から始めて主人公の職業を聞いた時、自分は自分の耳を疑つた。そんな職業があるだらうかと、自分も鼠仲間では随分長生きの方だし、若い時から彼方此方を遍歴して歩いてあらゆる職業の家を荒し廻つたものだ。米屋の土藏にも巢喰つたり質屋の家根裏にも住んだ、お寺の庫裡のお勝手口でも三四ヶ月厄介になつたし、カフェーの下水溝の穴でも生活した、がまだ看守さんのお宅を訪ねたことはない。最初この家へ腰を据ゑた時。天井板の節穴から二三日家の様子を覗つてゐたら黒い制服制帽に嚴めしい劍を吊つて顔を苦味走らせたこの家の主人公らしい男が、朝早くから何處かへ出掛けては日暮になるとまたガヤチ／＼とサーベルを鳴らして歸つて來るので、ハハーン此處は巡查さんの御住居だなあと思つた。がどうも巡查さんとも様子が違ふらしい。で仲間を訪ねて始めて刑務所に勤めてゐる看守さんだと云ふ事が判つたわけだ。だが看守さんて一體何をやる人だらう。大體自分には刑務所といふとが判らない。鼠仲間では一かどの物識りを以て任ずる自分だが残念乍ら是れ丈は未知だ。元來好奇心の強い自分は物事を判らず仕舞でごまかすことが大嫌ひだ。で何事も先輩に伺ふに如かずと、古くから此の家に巢喰ふ仲間の一疋に根掘り葉掘り主人公の事を尋ねた。其奴の説明するところに依つて臆氣ながら主人公の仕事や環境が判つた。刑務所とは監獄のこ

と、平たく云へば牢屋のこと、牢屋と云へばこの自分だつて知つてゐる、悪い事をした人間を抛り込んで置く處だらう。判つた、さうすると看守とか云ふ主人公の職業は要するに牢屋の番人だね、牢番だらう。と話の途中で半可通を振り廻したら其奴が急に怒り出した。「馬鹿！だから貴様達は認識不足だと云はれるんだ。時代の流れを知らぬ奴は氣の毒だなあ、昔の牢屋と今の刑務所とは牢屋は牢屋でも大變な違ひだ。昔は悪い事をした人間をドン／＼牢屋へブチ込んでウンと苦しい思ひをさせて本人を懲らし世の中の人にみせしめをすれば其れでよかつたんだが、今の刑務所はさうぢやない。今の刑務所は人を出す處なんだ。と云ふと變挺に聞へるが要するにだ、悪い事をした人間を刑務所内に隔離して世の中の被害を救ひ不安を除くと同時に、悪い事をするに此ういふ小痛い眼に逢ふぞと云ふことを世の中一般に警告することは昔も今も變りはないが、其の後の犯罪人の取扱ひ方が違ふんだ。昔の牢屋は唯懲らしめるだけで罪人が改心しようがせまいがお構ひなしだつたんだが、今は有難いことに、罪人だつて正道に還れば忠良な臣民の一人だ、踏み迷つた道に何時迄も墜して置くのは氣の毒だから國家の力でこれを引上げてやる、二度も三度も迷はないやうにシツカリとした心の目標を教へてやる。所謂改過遷善の目的で罪人を教育して立派な正しい人として世の中へ出してやる、と云ふのが今の刑務所の仕事だ。悪い人間を一人でも減らして之を善い人間にして社會へ出す、何といふ尊い仕事だ。さう云ふ尊い仕事をやつてゐるのが看守さんだ。牢番とは何だツ」……滔々數千言、古參君の鼻息の荒いこと。黙つて聞いて居れば際限がない。先生永年この家に巢喰つて天井裏から主人公の書齋をのぞいては聞き嚙つた行刑知識を賣りして新參の自分を煙に捲くのだからひとが悪い。

古參先生更に曰く、「手前達驅出しには難づかしい事を話しても判るまいが、御厄介になつてゐる家の御主人だ、一度位は御主人の勤めてみえる様子を見て置くがいゝ。まつたく涙ぐましくなる程、看守さん達は一生懸命に教育してゐられるんだぞ。」先刻からの長談議で自分の好奇心がいゝ加減に煽られたところへこの言だ。渡りに船。「フォーム中へ

這入る事が出来るんなら一度見たいもんだね。話の種、否後學の爲め主人公の仕事を理解することは大切だからね。どうしたら這入れるんだい」「ところがさうお安くは問屋が仲々卸さないんだよ。人間なら學術の研究とか何とかで玄關から堂々と參觀も出来るんだが鼠では其も不可能だ。だが強つて見度いと云ふなら別の方法があるんだ。乃公なんか其の手で一度見て來たんだが鼠族の常攻法としては下水溝から訪問するか電線を傳つて這入るんだが、下水溝も今では仲々設備が完全だから訪問困難だ。が然し一度は見て置いてもいゝ、お前のやうなインテリ鼠にはな。幸ひ乃公の友人が炊事場の倉庫あたりに巢喰つてゐる筈だから紹介状をやらう……」。てなわけで、話のはずみで飛んでもない事になつて仕舞つた。刑務所を見學する、看守さん達の一日の生活を見せて貰ふ。テへ偉いことだぞ。だが自分も鼠仲間では社會改良家を以て任ずる先覺者の一疋だ。よし人間社會の別天地、人間を練直す道場を見學して、社會改良の一端にでも寄與せん哉だ。

昭和×年×月×日午前何時だか判らない。兎に角眞暗闇だ。先輩の言に従つて主人の家から二丁程の間は下水溝傳ひにやつと刑務所の外壁まで辿りついたが、サーどつこい、下水排出口は確りと鐵網で交通遮斷、何處にも這入口がない。仕方なく第二段の戦法を執つて電燈引込線を危い綱渡りを演じて渡り越しやつと構内へ飛び降りた。アツ恐い。膽が冷えた。あたりはシーンと静まり返つてゐる。主人の家を出たのが十時頃だつたと思ふから恐らく今は眞夜中だらう。深沈と更けて……暗い、方角が判らない、心細くなる、ジーと闇を透すとガツチリとした大きい建物が聳えてゐる。同じ間隔を置いて同じ大きな窓がキッチンと並んで明々と電燈が灯つてゐる。四棟も五棟も自分の眼の届かない彼方にはまだどの位あるか判らない。……ハーン大きなもんだなあと感心してゐると急に自分の後ろでガチャリとサーベルの音がした。吃驚してあわて、傍の植込の中へ身を隠した。恐々、音のする方を見たら懐中電燈

を片手に家の主人公と同じ服装をした人が綿密に周囲を見廻りながら通つて行かれた。後で判つたことだがこれは巡警勤務と云つて夜通し構内外を警戒監視して廻る看守さんなさうな。一時は電線から忍込んだ自分を捕へに來られたのかと思つて膽をつぶした。やつと氣を落ちつけて建物の傍まで走りついた。灯の洩れる入口からソツと中を覗くと、何とまあ素敵なんだ、奥行三四十間もあらうかと思ふ廊下の兩側にズラリと並んだ部屋々々。中央に二ヶ所程電灯が光つて廊下の石疊を冷々と照らしてゐる。シーンと静まり返つて微かに扉が洩れる。此處にもキチンと制服を正した看守さんが一部屋々々を丁寧に覗いては巡察をして居られる。御苦勞様だ。草木も眠るかと思ふ深夜、勤務とは云へ尠しの油断もなく監視して廻られる御骨折、枕を外して居る者があれば呼び起して是を直させ、布團を蹴脱いだり寢衣をはだけて居れば注意して是を着させ、寝冷えせぬやう過ちのないやうにとの、細心の親切振を見てゐたら、まったく涙ぐましくなつた。あんなにせられたらどんな悪人だつて改悛せずには居られまい。成程先輩氏の云つた通り有難い扱ひだ。が今から感心してゐたんじゃ先が捗らない。早く紹介して貰つた鼠氏に逢ひ度い。炊場つて何處だらう見當がつかない。然し炊場つてなあお勝手のことだ、食物を扱ふところだから鼻で見當をつけて行つたら判るだらう。……

……「そりや感心な心掛けだ。意氣は壯だが随分要心せんと危いぜ、昔と違つて今日設備も新式になつたし衛生も行届いてゐるから我々の棲む場所も狭められたし日中なんかうつかり姿を見せやうものなら忽ち捕鼠器に掛けられて仕舞ふ。昔の監獄は夜なんか鼠の洪水だつたが今は俺達この倉庫に巢喰つてゐる同族を除いたら殆ど他に姿を見ない程だから、所内參觀なんか餘程緊張して姿を人に見られんやうにしてやらんいかん……」。場所は炊事場の天井の隅の梁の上。暗の中を苦心してやつと探し當てた彼氏紹介狀の主の忠さんに所内參觀の心得を承つてゐる自分。先輩子が紹

介して呉れたゞけあつて忠さんは仲々親切だ。參觀の豫備智識を叮嚀に教へて呉れ、明日の案内を引受けて呉れる。……

突然入口の扉が開いて警燈の光がサツと闇に流れる。二人の看守さんに護られて受刑者が一人、驚ろいて眼をみはつてゐるとパツとあたりが明るくなつた。炊場内の電燈が一齊に灯つたのだ。見ると何時の間にか起きて來られたかもう一人の看守さん(炊場擔當)が嚴然と控へて見える。ソツと柱時計を見ると三時十分前。忠さんの説明に依ると是が炊場の仕事始め、今の一人の受刑者は蒸氣罐の火夫ださうな。成程眼下を見ると高さ二間長さは六七間もあらうか途方もない大きな蒸氣罐、其の罐の中へ今の男がせつせと石炭を投げ込んでゐる。一あの罐一つで二千二百人の大世帯の飯から湯から風呂まで立てる蒸氣を沸かすんだ」と忠さん。罐を隔て、此方には直徑六尺以上もあらうかと思ふ蒸氣鍋が二十個餘りヅラリと並んでゐる。飯も汁も菜もあの鍋で炊くんださうな。飯量は毎食五〇〇キロ約二千二百人分を八ツ程の鍋で炊くんだから一鍋で三百人近い飯が炊ける。蒸氣を通して三十分で、千人以上の飯も汁も炊けるんだから大したものだ。蒸氣罐のメーターが大分昇つたなあと思つて見てゐると、また入口の扉が開いて六七名の受刑者が看守さんに送り込まれてくる。三時半だ。この連中は飯や汁を炊く役、炊き揚つた飯を一定分量の固形に搗固める役。湯や汁を桶に分配する役の人達ださうな。先刻忠さんが説明して呉れた通り見て居ると物凄い程面白い。蒸氣濛々として炊揚つた飯を大鉢にブチあける。其の飯の山を二人の搗役が一定の型にはめて傍の配給箱の中へ置き並べてゆく。其の手際の鮮なこと瞬く間に飯饅頭の洪水だ。聞けば二人掛りで小一時間の中に二千以上の飯を搗くのださうな、馴れとは云へよく訓練されたものだ。五時頃までに飯も汁もすつかり支度が出來て、是を配給トロツコに積む。忽ち十數輛の御飯列車が編成される。待機の姿勢だ、もうこれで起床を待つばかりだ。

五時五十分、曉闇をつんざいて高鳴る景氣のいゝ汽笛。サア活動だ、刑務所の活動の幕の切つて落される起床の合圖だ。今迄静寂の底に眠つてゐた所内は一ぺんに活氣づく。二千有餘の收容者はこの汽笛を合圖に一齊に床を蹴る。黎明の狭霧の中に看守さんの元氣のいゝ靴音がする、サーベルが鳴る。「オイ看守さんの朝の點檢を見に来い。」忠さんの後について下水溝傳ひに表事務所の大廊下へ出る。あゝ何と云ふ整然。はち切れるやうに元氣に充ちた四十名程の早出勤務の人達の顔。夜はまだ明けるとか明けないかといふ今もう御出勤だ。一人の遅刻もなく忽ち所定の勤務位置に走られる。今出勤される看守さんもお辛いだらうがあの方達を送り出す家族の人達の早朝の骨折は大へんなことだらう。さう／＼家の主人公の妻君なんか四時前から起きて朝食やお辨當の仕度をして居られたが今思へば成程なあ……流場にこぼれた残飯を頂戴して朝の腹をつくる……收容者の人達の朝食ももう済んだらしい。六時三十分、始業の汽笛が鳴る。空の御飯列車が歸つて来る。蒸氣鍋の掃除、晝の仕度、炊場の中も戦争のやうに忙しくなる。「所内に在る十何ヶ所の工場では今の笛を合圖に二千の受刑者が一齊に仕事に就くんだ。そりやあ見事なもんだぜ」と忠さん。事務所の廊下を五六人の人がニコ／＼微笑みながら看守さんに伴はれて行く。刑務所に來て何があんなに笑ふ程愉快なのだらう、と不思議に思つて忠さんに聞いたら「ありやあお前今朝放免になるんだ。社會へ出して貰へるんだから嬉しい筈さ」……成る程もう満期で出て行くのか……明るく自由な社會へ、嘸嬉しいだらうなあ……キツト心を入れ換へて再び戻つて來るやうな事のないや……鼠乍ら自分は其の人達の更生と將來の幸福を蔭ながら祈らずには居られない。

八時、一般お役所の出勤時間。此處も八時から所内の全機能が完全に動き出す。遅出勤の看守さんや事務所の方の人々が全部揃つて活動の第二幕は切つて落される。

忠さんの案内、説明を承りながらやつと此處迄辿りついた。途中随分苦勞したが所内の様子に明るい忠さんの先導だからうまく捕鼠器にも掛らずヤレ／＼。ヤア此處は印刷工場だな。何んて素晴らしんだらう。十何臺とある活版機やオフセット機が轟々と運轉してゐる。立働いてゐる百三四十人の人々。活字を拾ふ人、紙を搬ぶ人、製本をする人、荷造をする人何と云ふめまぐるしい忙しさだ。が皆よく働いてゐるなあ、見る／＼雑誌が出來上る、色刷の美しい廣告ビラが出來てゆく。……ブーブーあゝ驚ろいた。今頃何の汽笛だい、と忠さんに訊ねやうと振返つた途端、けたましい電鈴が鳴響いて今迄轟々と動いてゐた機械が一度にピタリと止つた。と同時に工場内の人々が一せいに仕事を止めて工場の出口から静々と戶外に流れ出て行く。「ラヂオ體操だよ」と忠さん。成程工場備付の擴聲器が輕快なラヂオ體操の號令を放送してゐる。ツルツルと梁を傳つて出入口の上の方から戶外を見ると成程やつてゐる。八列縦隊に整然と並んだ百數十名が元氣一杯に手足を振つて……擔當さんは一段高い指揮臺の上でワイシャツ一枚の輕装で音頭をとつて見える。よく揃ふ、立派だ。精神の爽快と全身筋肉の平均發達、日光浴と清淨な空氣、リズムを透して養ふ心身の營養、いつか主人公の行刑衛生のノートを盗見したら戶外運動獎勵の項にこんな文句が記してあつたが成る程これはいゝ、心身の健康法としてはこれが第一だ。午前九時の空氣は朗らかに澄んで手足を振る受刑者は元氣潑濺だ。體操が終ると行進運動だ。整然と二列に並んで擴聲器から流れる音楽レコードに合わせて手足を活潑に振り力強く大地を踏んで……やがて聲高らかに唱和せられる行進軍歌は聞くも懐しい「道は六百八十里」。軍隊訓練のそれにも劣らぬこの規律、この明るさ、蒼天を仰いで微笑む瞳に春光のやうな希望と感謝の輝きが見える。

鍛冶工場も洋裁工場も木工場も見せて貰つた。何處の工場でも皆よく働いてゐる。感心に働く。あんなに熱心に働いて居つて何故世の中で飯が喰へないのかなあ、不思議だ、鼠の自分には其のへんの消息がとんと判らない。「オイ晝飯だよ」と忠さん。「まだ腹は空かないよ」「馬鹿だなあお前ぢやない受刑者の晝飯を喫べるところを見ると云ふ

んだ」……

十一時半だ。ズーと一列に長い列を作つて飯臺の前に座り黙々と箸を動かしてゐる姿を見ると一種異様だ、が平和だ。二十分程見てゐると食事を終つて休憩の爲め戶外へ出る。敷並べた長い敷物の上へ座つて日光浴だ。とまたラヂオの擴声器が鳴り出す、今度は體操ぢやないラヂオ教誨だ。忠さんの説明に依るとラヂオ教誨は教誨堂に設置したマイクロホンの前で教誨師さんが訓話や時事解説や常識涵養ニュース等を日割を定めて放送されると其が各工場毎に設置せられた擴声器に通じて全所内一せいに是を拜聽することの出来る仕掛になつてゐるのださうな。朗らかに暖い日光を浴びて休憩しながら有難い教誨や時事解説を承つて、在所中ともすれば社會から取残されてゆく智識上の缺陷を救つて下さるなんて、何と云ふ勿體ない事だらう……

晝食時の看守休憩室。窓から明るい陽がさん／＼と注いでゐる。天井の高い広い部屋、疊敷が十疊あまりこれは宿直の時床を伸べるところださうな。土間には長椅子が十脚餘り疊の上で寛ろいだり椅子に掛けて食卓に向つたり、御辨當を開く人、お茶を飲む人、新聞を披げる人、雑誌を読む人、煙草をふかす人、賑やかだ、朗らかだ、春のやうに暖い雰圍氣だ。此方の隅では一團になつた若い人達が歡談に花を咲かせてゐる。ワハハ景氣の好い爆笑、忠さんに聞いたら看守さん達は二時間勤務に就かれては三十分宛交代で休憩を執られるんださうな。張り切つた氣持や態度でグツタリと疲れた心身を、この三十分で解消して次の新しい活力を養つてゆかれるんだから、休憩所こそは看守さんの魂と身の安息所だ。朗らかであれ無邪氣であれ。

「オイ時間だ」唯かゞ叫んだ。時計は丁度零時半。「ソレツ」一せいで起立だ。靴をはく劍を吊る壁の大掛鏡に向つて姿勢を正す、あれだけ賑やかにしてゐた人達が一分とたぬ間に皆勤務に出て行かれる。「規律正しいもんだら

う、兵隊さんにも負けない立派さだらう」忠さん我が事のやうに自慢する。今まで案内して貰つた工場や倉房や事務室や運動場に於ける看守さんの行届いた戒護振り、善良なる管理者の注意とか、師父のやうな愛の籠つた取扱振を見、今また整然たるこの規律の統制振を見て、成程人を教へ導いて行かれる人の心構へは違つたものだとしみ／＼感じ入つた。

恐ろしく廣々とした講堂のやうな處へ出た、教誨堂とか云ふのださうな。千人以上も座れさうな立派な所だ。成る程見ると正面一段高い壇上に金光燦爛たる阿彌陀佛が安置してある。毎月二回の免業日又は大祭祝日には全囚人を此處に集めて有難い御法話や名士の講演などがあるのださうな。堂の正面高欄に掲げられた扁額に「悉令就善」とある。所長さんを眞先に教誨師さんも作業の先生も取扱ひの看守さんも皆が力を合せて囚人を悉く善人にしようとして一生懸命になつて居られるんだ。此處で陛下の御恩や親の慈悲や人の道を懇々と説き諭されてむびせ泣く者がどの位あるか知れない、と忠さんが云ふ。……入口の扉が開いて法衣を纏つた教誨師さんに伴はれて一人の囚人が靜かに這入つて來た。教誨師さんは囚人を阿彌陀様の前へ坐らせると靜かに立つて御燈明を上げ、除ろに讀經を始められた。森閑とした教誨堂、立ち上る香煙、肺腑を衝くやうな鉦の音、囚人は聲をあげて泣いてゐる、親御さんでも亡くした人だらう。刑務所では父母の遭喪の時には斯うして懇ろな供養をして呉れると同時に、この機會を促へて本人の改悛を促すのださうな。不幸な親御、不孝な兒よ早く眼覺めて親御の墓前に更生の誓を實行して呉れ……

教誨堂の大きな建物の傍らには一千坪にも餘らうかと思ふ芝生の圓形運動場、其の青芝の盡くるあたりに築山と泉水と數十株の樹木とに圍まれて淨らかな静けさを保つ一廓がある。小鳥の啼く聲も澄み透る程の静けさ鬱蒼たる常磐木、新芽ほの萌ゆる木々の梢を抜いて神々しく仰がれる白木の大鳥居、神宮遙拜所だ。天照大神をおろがみ國體の尊



ちゆう、囀つてゐます。

むら雀さらにまゝ子はなかりけり (一茶)

恵まれない家庭に人となつた小林一茶には、これ等雀の嬉戯する無心な有様がどんなに幸福に思はれた事でしょう。いや一茶ばかりではなく一度び逆境に浮沈する時誰れでもが感ずる気持ちではないでせうか。

私は免業日の居房配置を終へて、ちつと雀だちのホームを見守つて居ます。我儘氣隨の斷じて許されない自由刑の執行場にこれはまたあまりに自由に営まれる小鳥の生活を思ふとき、尊い法を犯し、六親の恩愛にそむいた七百餘の不運な人々の身上をしみじみ考へさせられるのです。私はある學者が次の様に言つたのを記憶します。

こゝに十人の嬰兒を集め同じ慈愛の搖籠に同じ衣食と同じ教育と、そして其他の必要なものを均衡に施してゆく事が出来たなら、この子供達が成長した場合、知識、感情、意志其他の點に大差を見出せないであらうと。これは實現の出来ない單なる理論ではありませんけれども、境遇がその人の一生に大なる影響を及ぼすことは争へぬ事實であると信じます。

一茶は俳句を作るために生れて來たのでは決してありません。寶曆十三年五月五日信濃の國に生れ、三歳の

み、貧は貧、苦は苦として、堪へて生きる事の出来なかつた弱い人間なのです。私達は凡夫である以上、時々人間としての慾念が頭を擡げて來ます。たゞそれを抑制し得るか否かによつて、その人の生涯が東にも行き西にも行く、最も大切な岐れ路となるのであります。

休日の内は嵐の後の様を静けさです。私達が毎日目にする新聞紙上に、大きな活字で而も三段四段ぬきで「怨みの放火だ」「殺人だ」「覆面の強盗だ」と恐しくもまた興味的、獵奇的に報道せられたその主人公が多數に集めらるゝ所、それは赤鬼青鬼の住む地獄そのものゝ様な犯罪者の坩堝と社會の一部の人々からは想像せらるる事です。現在の行刑が密行主義によつて行はるゝ以上いたしかたもない事ですけど實際はそれと大變相違してをります。

今教誨が終りました。彌陀の前に今日の祈りを捧げ、心の糧を得て各自の居房に靜かに歩をはこぶ彼等の顔にはどことなく朗かさがうかがはれます。私はこれから行刑區域を一巡して貧しいペンをつゞけ様と思ひます。

毛頭嘘を書く考へはありませんけれど現に收容され他日必ず更生さるゝ人々ですから番號と氏名は私の勝手に變更することを御許し下さい。

時生母に死別し、祖母の貰ひ乳に依つて養はれました。八歳の時繼母が出來、十歳の時異母弟仙六が生まれまし。仙六が生れてから、繼母の一茶に對する態度は日に冷たくなつてゆくのでした。親のない子はどこでも知れる、爪を唾へて門に立つ、と子どもらに唄はるゝも心細く……、と一茶自身が言つてゐる様に、十四歳の時たつた一人の味方である祖母が死んでから放浪の旅に出るべく餘儀なくされました。

乞食遍路にも似た生活から産れ出たもの、即ち運命と云ふ經緯を十七字の緯絲をもつて織りなしたものが、彼の名を後世まで残した俳諧だつたのです。もしや一茶が慈母の温き御手に養育さるゝが事が許されたなら、俳人一茶の名はこの世に見當らず彼も單純な一百姓として信濃の片田舎に一生を終つたかも知れません。

一茶は一面、世に拗ぬたひねくれ者の様にも思はれます。しかし彼は運命を在りの儘に受取つて正しく生きました。

受刑者の大部分は身上關係のあまり良くないものです。縦令可なりの家に生育を受けてゐても自ら吾家の闕を高くし、故郷は住み難いものと僻んでしまつてゐます。彼等は一茶の様に悲しみは悲しみ、淋しみは淋し

こゝは大正十四年に建築されました。コンクリートの放射状式で總房數が五百二十房約九百人を收容さるゝ事になつてをりますが、理想近く配置しますと八百人がよろやくです。

最初の一房を覗いて見ます。

六二九番北村定治、放火詐欺で懲役六年の刑を受けてをります。小さな窓にさし込む陽を浴びながら一心に本を讀んでをります。こちらを向いてほゝ笑みつゝ軽く禮をして本に眼をおとしました。クリーム色の表紙に朱色の背「歎異鈔講話」と書いてあります。

彌陀の本願には老少善惡のひとをえらばれずたゞ信心を要とするべし、そのゆゑは罪惡深重煩惱熾盛の衆生をたすけんがための願にまします。

親鸞上人の御教は罪にもだへる彼の心に慈父の様によびかけ、もろもろの惱みに迷ふ闇路に慈悲の光明を與へてくれます。

しかれば本願を信ぜんには他の善も要にあらず念佛にまさるべき善なきゆゑに、惡をもおそるべからず彌陀の本願をさまたぐるほどの惡なきゆゑに。彼は口の中で南無阿彌陀佛と唱へました。手にはつゝ

ましく珠数がかけてあります。

獨居るだけの小春や窓の前 (一茶)

カタンと冷たい床にし、み入る様な音をたて、報知板が下りました。眞白な板に洋數字で十三と讀まれます。受持看守は居房の前に立つて和らかに用件を聞きます。御役人さん針と糸を貸して下さい、衣物のほころびを縫ひますから。

早速針と糸とが貸し與へられます。特殊竊盜逃走罪で懲役五年の刑に處せられた累犯八入の三九〇番有村金雄です。有村と云へば吾々同僚の誰れでもに深い印象を與へてゐる男です。何故と云へば去年の三月、彼がまだ被告の時、居房の窓を破り高塀を乗り越えて故郷に走つた事があるからです。

南國と云へど彌生の空はまだ寒く冷たい雨がしとしとと降る晩でした。あまり自慢になる話でもありませんけれど、私も松山を去る六七里の山間、龜岡とよぶ部落に夜通し見張つた事があります。彼はなにがために刑罰の加重さるゝ事を知りながら大それた逃走を爲したでせうか、當時調査した思ひ出のまゝを簡単に記して見ませう。

へ、漁師仲間からは博突をうつ事を習ひ、大漁の夜には酒の味を知り、鎮守の森の祭の果てには女をこよなきものと思ふ様になりました。濱の眞砂の様に希望もなければ理想もない。無意味な彼の生活に何時も思ひ出さるゝのは故郷とただ一人の父の事でした。

橙の眞白き花の香りが懐郷の念を甘やかにそくりてどうする事も出来ず、夢遊病者の様に故郷の村に逃げて歸つたのです。彼が丁度十七歳の時でした。しかし故郷の山河が、父の手が、金雄を温くいだきしめてくれたでせうか。父こそはさすがに嬉んではくれたものゝ春の園の様にも思はるゝ父の心には繼母がすでに座を占めて居たのです。親類縁者としてない彼、今は散々になつて便るべき友の一人とて持たぬ彼でした。昨日までは夢にまで見た故郷の色々な事どもが今は無情にも毀されてしまひました。

故郷やよるもさはるも茨の花 (一茶)

爲す事もなく不平不満な日を送るうち漁村で培れた悪の花はたうとう彼の心に開いたのです。竊盜賭博、懲役十月、これが金雄の人生記録に犯罪として載せられた第一頁です。

御前さんは今清き身體になつてこゝを出るのです。再

食ふや食はずでその日を送る貧しい生活をしてゐても子に對する愛情だけは變りないものです。金雄は今治在の小さな村、一荷商人の家に生れました。古い言葉にある様に、蝶よ花よとまではゆかなくとも這へば立て立てば歩めの親心、やがて十一歳の春を迎へました。人世がこのまゝ順調に進んで行つてくれたなら悲哀と云ふ言葉はこの世から忘れられたでせうに、無常の風は貧富の差別なく吹きすさびます。裏の垣根の山吹が風もないのにほろほろと散る夕べ慈しみ深き母は金雄を残して未知の國に旅だつたのでした。幼ない彼はどんなに歎き悲しんだ事でせう。掌中の眞珠の玉を急に奪ひ去られた様な思ひ……。母よ、母さんよと呼べどさらに答へだになくその聲は裏の小山にこだまして淋しく歸つて来るのみでした。その悲しみが漸くあきらめられた頃、彼はなつかしい故郷を去らねばなりません。山口縣に大島と云ふ漁村があります。そこに舵子として賣られて行つたのです。

起きても寝ても波の音を聞きながら、月日は流れてゆきました。

照る日も曇る日も濱に出ては荒仕事をさせられました。事々に叱り飛ばす親方にはいつしか媚をうる事を覺

び刑務所に來る様な事があつてはなりません。御前さんはまだ若い、これからどんなにでも成功されます強く正しく生きて下さい自ら前科者となつて下さるな。岩國をはなるゝとき涙を流して教誨師様が諭してくれ、先生方も情ある言葉で送つて下さつた、二度と再び悪い事はせまいと心に誓つた金雄でありましたのに……。

故郷は蠅まで人をさしにけり (一茶)

さうでなくつてさへ故郷人の心は冷淡に思はるゝのに刑餘者と云ふ悲しい僻みも手傳つて故郷を追はるゝ思ひで、旅から旅へ職を求めてさすらひつゞけねばなりません。晒職工から炭坑工夫そして藝は身を助くる不仕合せとか、浪曲師となつて轉々するうち、人生記録にも犯罪の頁が増してゆきました。竊盜懲役九月、傷害懲役一年、再び傷害懲役一年六月、猥褻誘拐詐欺竊盜懲役四年と云つた具合に前半生は刑務所から刑務所へのリレーに過ぎた譯です。

いかなる放浪者も最後は必ず自分の故郷に舞戻つて來るものさうです。岐阜の刑務所に四年の刑を終へた有村金雄にも故郷は忘れきれないものだつたのでせう。

彼は十何年ぶりで故郷の土地を踏みました。出雲の神様は刑餘者の差別がありません。夫に死に別れ四人の子

供をつれ生活に喘いでゐる貞子と同棲する様になつたのです。

汚れ猫それでも妻はもちにけり (一茶)

過ぎ來し三十五年をふりかへつて考へるとき砂漠を行く旅人がオアシスを捜し求めた様にかすかながら心の安定がありました。

妻と呼び得る一人の女性に罪と罰とに荒んだ彼の心をどんなに慰めてくれた事でせう。やがて二人の仲には玉の様な男の子も生まれました。たゞ一つ彼等の生活を脅かすもの、それは貧の一字でした。彼は汗みどろになつて働きました。前科者と云ふ名に邪魔されながら……。親子七人の口を糊するには並大抵の苦勞ではありませんでした。

小川のせゝらぎに芦の芽がびよんびよんと姿をあらはす頃、平靜になりかけた彼の心にまたまた盜癖が頭をもたげて來たのです。生きるために、食はんがために、妻や子を養ふために。しかし如何なる理由にもせよ法は嚴として動かすべくありません。

八回目の刑務所生活に今までの刑に感じた事の無い思慕の情、妻子戀しさのあまり今犯を取てした意志薄弱な彼だつたのです。

罪業の報ひとして來るべき必然的結果ですが犯せし罪は私にあつて決して妻子の者にはありません、然るに罪無き妻子が世間の人達から指彈されつゝ面白からぬ悲しい日を送らぬばならぬとは實に可愛想でなりません。生活難の叫ばれてゐるこのごろ弱き女の手一つで五人の子供達を養育してゆく事は一通りの艱難苦勞ではなからうと思ひます。愚妻は子供の爲に粉骨碎身になつて働いております。夜半靜かに寂寥の氣到る時、追想の糸を辿り又妻子の身の上を思ひますとあゝ濟まない悪かつたと翻然として反省悔悟の涙に咽んで一睡もせぬ夜は幾度あるか知れませんが。聖代の今日其罪を憎んで其人を憎まずとか、極悪人の私にまで粗衣粗食ではあります。三度三度温き食物を戴かせて下され不自由無く作業に勉勵して居ります。けれど、悲しい運命のもとに沈淪して惱み苦しんでゐる妻子の事を思ひ起すと折角の御飯も咽喉をこさず、なんだか温き御飯を戴くのが濟まぬ様な氣がいたします。

あれを思ひこれを思ふと全く斷腸の念がいたします。早やすでに舊歲暮です、妻の苦勞はさる事乍らせめて無邪氣な子供達にはさもしい饑しい思ひをさせたくない、形ばかりの餅の一つなと搗き正月らしい心持

再び居房を覗いて見ますと懸命に針をはこばせてゐます。擔當臺の壺に投げさゝれた紅梅が微香をたゞよはせて居ます。

梅が香や針穴すかす明り先 (一茶)

逃走の虞あるものとして特に注意の彼ではありますけれど今は前非を悔ひ謹慎に作業に勉め釋放の日をひたすらに待ちわびて居ります。これは免業日を幸ひ、特別發信を許可されて逮捕さるゝ當時暴行を爲した一警官に書いた謝状ですが、近頃の彼の心境を知るよすがにもと思ひ書き寫して見ます。

寒氣凜冽骨に徹すとか申しますが今年の冬は寒さも輕くて大變凌ぎよう御座みます。さて御尊家皆々様御揃ひにて無事新年を迎へられた事と祝福致します。私も御蔭様にて無事年を越しました。他所乍ら御放念下さい、過去を回顧致しますとかつては貴官に對し暴行を敢行し大變御難儀を相かけ誠に言語同斷の極みであります。今更御詫びの言葉もありません。どうぞ御許し下さい。斯る私の過去の亂行重罪を御咎めもなく温き御同情を以て私達一家の者の爲め何かと御世話下さるとはなんと云ふ佛の如き慈悲心でせう。只々感謝の涙にくれるのみです。現在の私のこの苦役はすぐる日の

ちがさせてやりたいとそれのみ思ひます。大罪人とは云へやはり子を持つ親の心、何卒御笑ひ下さい。

毎日毎夜御迷惑をかけし御方々の御幸福と家内の無事を念じて居ります。それに御教導下さる御役人様は現代の刑務官にふさはしい温厚篤實な人格者で大變よき感化を受けて居ります。今度こそは死んでも罪は繰返しません、善き夫として善き父として餘生を送り御恩の萬分の一なりと御報ひする決心です。(略)



階上の窓から獨居拘禁者の運動場が見おろされます。虚子の句碑を真中にした築山がありその周圍が池になつて居ります。今は霜枯れて、花の一輪だに見る事が出来ませんけれど、やがては櫻の蕾に逸早く春を知り池面に浮びし病葉の一片二片に夏の訪づれを感じ、木々の葉の色づきしを見てはそゞろに秋の深みゆくをしのぶ、この狭い庭こそ彼等にとつて無くてはならぬ自然なのです。兩側にすらりとならんだ居房の一つ一つにはそれぞれ私の駄筆では到底書きあらはす事の出來ぬ更生への努力と精進物語りとが秘められてゐるだらうと考へながら歩を炊場の前に運びます。鰯を焼く煙が低く流れて來ます。

畑が五六畝、今年は肥料の關係か種子が悪かつたのか、いつまでたつても太らぬ大根が葉ばかりは青々としてゐます。

我庵の冬は來りけり瘦大根 (一茶)

暮るゝに早き冬の日の太陽は西山に没し、はるか松山城には灯がともされました。

一人の收容者が居房の高い窓から私が近づいたのも氣づかずに薄墨色の大空を眺めて居ります。またゝく彼方の街の灯が、遠く離れた妻や子が自分を案じて泣いてゐる、その涙のあとの瞳の様にも思はれるのでせう。

窓から外をのぞくことは刑務所の規律上許されてをりません。私が注意しますと、"ハイ"と答へて窓から顔をかくしました。彼等が規律に反すると知りながら外をのぞくやるせない心、あの星の下には、あの山の麓には、兩親がそして妻や子がどんなに自分の歸りを待つてゐるだらう、あゝ會ひたい、一日も早く此處を出たいと云ふ氣持ちこそ人情即ち善心のあらはれでなくてなんでせう。年老ひし父母を想ひ妻や子を戀ふる心にこそ始めて改悛の芽がめばへるのではないでせうか。許してやりたい様な犯則、しかし規律は飽迄規律として守らすところ

に行刑の生命があります。

リゾールの強い香が流れ、力ない咳が寂寞の壁に響きます。淡い五燭光の下に書信を見ながら泣いてゐる休養者があります。

六一九番妻本勸です。何故の涙ぞと言葉やさしく問ひたゞせば

ア、擔當さん警察やそして保護會の方々はその行方をさがしていたゞいてをりました父よりの父よりの……と云ひ乍ら彼の差出せし手紙

寒さの折柄御身には御變り無之候や、父は御身の再三の犯罪に身の置きどころとてなく世間に對し申譯も無之候、御身が犯せし罪の消滅を祈り大師の慈悲に御すがりいたし四國通路の旅に出で候てより早や半歳と相成り申候。御身も御承知の通り一文の貯へとて無く今回の四國詣りも野に臥し山に起き温き人々の喜捨によりて旅をつゞけ居る次第に候。父も七十八歳、御身が出所致され候ても會ふべき機會のめぐまるゝか否かは分り申さず、いづれは名も所も知らぬ旅の地に相果つべきものと覺悟致居候。

槍一と筋の家に生れ、中學校まで卒へし御身が罪を

累ぬるとは如何なる宿世の因縁か如何なる天魔の惡戯かと今更の如く愚痴をこぼし居候。御身の母死してより親一人子一人、成功のみ祈り來り候に御身は法に逆ひて獄に泣き、年老いし父は乞食にも劣るこの姿、身も心も狂ほしく眠られぬ夜の旅枕、父なればこそ獄よりの便りなと知りたく胸も亂れ候も御身の心を正しきものにいたすにはこの愛着も断たねばならず、父は涙をのんで住所を明記致さず候。父をたづぬる意志有之候は、一日も早く眞人間に立歸られたく御身が眞人間に相成り候節には父が冷たき石と化し居候とも靈はよろこびて御身が手向けの花なりと受くべき所存、たとへ僥倖にしてこの命御身の出所までながらへばとて御身の精神正しきものにならざる場合は決して御會ひ致

さず親でもなく子でも無之候。父は明日より又々果しなき旅をつゞくべく父が老骨を大師に捧げての一つの願ひは御身が眞人間と相なる事に候……

讀む私の眼頭らも熱くなります。  
六一九番よ、私は何も言へません今度こそは父上の御心を裏切らぬ様にして下さい、君の釋放も近い筈です。徒らに悲しむよりしつかり靜養して元氣な身體になり社會への第一歩を雄々しく踏み出すことです。君が眞面目な正しい人間となり得る日こそ、君がたづねらるゝ父上に會ふ事の出来る日なのですから。

“わかりました”と力強く頷く言葉を後に外に出ました。寒風一陣、遠くから寒行の鐘が聞へて參ります。

—— 二等當選 ——

X  
X  
X  
X  
X  
X

府中 泉 原 浩

粉雪の散らつく二月の朝——煙突がまつて居るのか、ストーブの火も消え勝ちに、冷い空氣が部屋一杯に

流れて居る。  
丸椅子に腰をかけた六四五番の目には、微な涙が光つ

て居た。出迎へに來た其の弟は、日々の勞働に追はれるのか陰影の濃い蒼白い顔を、しよんぼりと傍の五六才の女の子に向けながら

「私もまだ二階借りして工場に通つて居るやうな有様なので、此の子を一年の間面倒を見るのも仲々の事でした。兄貴が出獄する迄と思つて、ちつと苦しい中を辛棒して來たのです。兄貴も困るでしょうが實際私も困るのです」

「併し本人も刑務所から出て、直ぐにこんな小さい子を連れて働くと云ふわけにも行かないだらうから、お前さんも氣の毒だけれど、今暫らく此の子の面倒を見てやつて下さい」と重苦しい沈黙の後で課長が初めて口を開いた。

誰も何も云はない。其の時ふと私は女の子のぱつちりと開いた可愛い瞳が、涙で濡れて居るのに氣付いた。可愛さうにこんな罪の無い幼い子供でさへも、自分の事を話されて居るのを感じて居るのに違ひない。

昨年暮に、教誨事務囑託の辭令を貰つてからまだ二ヶ月あまりしかならないけれど、何時の間にか仕事を事務的にやつてのける事を覚え、そしてはじめの間は受刑者に向つて、「あなた」と思はず今迄の口癖となつて云

先だつて、大阪の所長さんが來られた時の御話に

東北院の菩提講はじめける聖はもとはいみじき悪人にてひとやに七度ぞ入りける

と云ふ宇治拾遺物の一節は、いたくわれわれの胸に迫るものがあつた。もとは牢獄に七度も入つた程の竊盜累犯者であつて、膝の骨を切られて甞なる可き場合に直面して、或る僧が身を以て此れに代はらんとした爲め危ふく助かる事ができ、其れに感激して遂には東北院の菩提講を行ふ程の聖者となつたと云ふ話だつた。

獻身的な努力なくして人間を對象とする徳化改善の出來得るものでは無く、われわれに與へられた行刑教化の仕事の尙前途洋々たるものであり、且つ其の任務の重大なる事を痛感させられた。

昨日も或る人がストーブの傍で  
「現在の教務課なんかやつても無くてもよいやうなものだ。一體教務の仕事は何をして居るんだ」と笑ひながら云つたので

「僕等の仕事を一と一を加へて二となると云ふやうな、そんな簡単な考へ力をして居る君の方が餘程どうかして居るよ」とまぜつかへしたものだ。

つて居たのに、此の頃では「おまへ」とすつかり慣れ切つて呼びかけるやうになつてしまつた私だつたが、今父親に手をひかれ、すぐごと散らつく粉雪の中を遠ざかつて行く子供の姿を見て、急に立ちあがつて後を追つた。

「いゝ子だね。これで御菓子でも買つて貰ひなさい」と子供の手に五拾錢銀貨を握らした。

「そんな事をして戴いては——ほんとに濟みません」と云ふ言葉を後に聞き流して、何だかいゝ事でもしたやうな明るい氣持になり、又其の反面で餘計な世話をしたなど軽い淋しさが心に浮んだ。

古い文句ではあるが昔から子を思ふ親心を、よく「燒野の雉夜の鶴」とか云つて居る。今の女の子の涙が楔となつて、六四五番がこれから更生の生活を送る事が出来るならば、無邪氣な小さな童心を蝕んだ事も決して無駄にはならないだらう。

どんな累犯者でも一人一人向きあつてしんみりと話して見ると、人と云ふものは仲々憎めるものではない。旬子の所謂「性は悪なり」は、どんな氣持から云はれた言葉かわれわれには解せないものがある。

教育行刑の眞の目的は、どんな環境に於ても強く生き

抜き、どんな苦難にも闘ひ續ける事の出來得る人間を作る事だと思ふ。其の事に考へ及ぶ時人を教化する事の如何に難しいか、そして其れに對して自分達の力の如何に微弱であるか、靜かに考へさせられるのである。

現在の如く累犯者の増加するとも決して減少しないと云ふ事實、そしていく度か更生を誓つて社會へ出て行つた者が、實に呆氣なく再び入つて來る事實を眼の前にして、われわれは社會人の理解が足りないとか、或ひは保護機關の設備が不充分だと云つて、そこへ逃避し自ら慰めて居るわけには行かないのだ。

此の二月の空のやうに暗慘たる現在の行刑が、どんな難しい仕事であつてもわれわれは決して絶望してはならない。行刑に對する強い熱情を失はず深い愛と力を以て、一步一步努力を續けて行つたならば、陰鬱な空を破つて聞えてくるあの雲雀の聲のやうに、必ずや近き將來に於て現實に實を結ぶ時が來るであらう。

ちゝのみの父はひとやにとらはれて明るみを見ず二月を経て  
悲しさは獄舎ヒトヤの父の襟元に縫ひつけられしナンバーの

札

夢にして夢みる如くさふらふと刑務所の門を外に出にけり

何時だつたか、妹に送る雑誌の頁をめくつて拾ひ読みして居た私は、ふと片隅に「牢獄ひとがの父を憶ひて」と題してつゞられた歌を見いだしてノートの端に書きつけた。無名の人の歌ではあるが、作者の父を憶ふの情はひしひしと讀む人の心を打つものがある。

全國約五萬人と云はれる收容者の其の子其の母を憶ふ

時、そして其の人達の迎る悲しみの一日一日を考へる時、われわれ刑務官は決して安閑として過さる可きものではない。より貴いものを求め、其れは何時かは達せられるに違ひない光明の彼岸を目ざして、努力し闘ひ續けて行かねばならないのだ。

散らついで居た粉雪も先刻さつきから降り止んで、正午ひる近い二月の微な陽光が、茂つた楠の葉を通して部屋の中に淡い光を投げこんで居る。

### 記念懸賞論文隨筆入選者略歴

#### □第一部

**藤山ユキ** 大正二年十二月生、昭和五年埼玉縣立久喜高女卒業、同十年三月明治大學女子部法科卒業、同時に宇都宮刑務所看守を拜命今日に至る。

**橋本義二** 明治廿八年十二月生、大正十年神戸監獄看守拜命、同十三年刑務官練習所卒業、同年看守部長、同十五年看守長に任じられ奈良刑務所勤務、その後徳島、小倉、大阪の各刑務所を歴任し昭和十年宇治山田刑務支所長に轉補せられ同時に三重刑務所兼務を命ぜらる。昭和十一年一月作業課長を命ぜられ現在に至る。

正十年神戸監獄看守拜命、同十三年刑務官練習所卒業、同年看守部長、同十五年看守長に任じられ奈良刑務所勤務、その後徳島、小倉、大阪の各刑務所を歴任し昭和十年宇治山田刑務支所長に轉補せられ同時に三重刑務所兼務を命ぜらる。昭和十一年一月作業課長を命ぜられ現在に至る。

下行刑諸科學を研鑽中。

**村松万壽治** 明治三十四年十月生、昭和四年高等試験司法科合格、同六年日本大學法學部卒業、同年四月豊多摩刑務所囑託、同八月第六回刑務官特別練習所卒業、八年十月高等試験行政科合格、同十一月看守長、市谷刑務所勤務、同九年横濱刑務所勤務現在に至る。讀書スポーツ（特に硬球）に興味あり。

**武子喜久治** 明治三十五年七月福島縣安達郡高川村の農家に生れ、尋常小學校卒業後家事手傳に従事すること一年餘、十五歳にして上京小店員となる。後歸郷して十九歳の折小學教員に轉じ傍ら獨學を續け大正十五年専門學校入學者檢定試験合格、昭和三年日本大學專門部法科第二年に編入し同五年三月卒業、同年七月公民科中等教員試験合格、同年十月高等試験行政科合格、昭和七年六月看守長に任ぜられ今日に至る。

**南直市** 明治四十一年八月生、大正十三年三月鹿兒島縣大島郡灣尋常高等小學校卒業、昭和四年九月神戸刑務所看守拜命、昭和十年四月橋通刑務支所勤務被命、同年十月第二十七回刑務官練習所へ入所、昭和十一年二月右同所卒業、同年三月部長被命、同年五月看守長特別任用に關する實務考査合格證授與、同年十二月看守精勤證書授與。

**福井徹** 明治四十四年一月九日呱呱の聲を葉隠榮城の地に擧げて以來佐賀中學、佐賀高等學校を経て昭和九年京都帝國大學法學部卒業まで全くの平穩無事、一年浪人の後昭和十年四月感ずる所あつて府中刑務所看守を拜命、

#### □第二部

**梅村重義** 氏は明治三十三年愛知縣に生れ高等小學校卒業後東京市東部通信局通信生養成所より東京中央電信局に勤務せるが二ヶ年にして辭職其後木工業を自營し昭和七年八月豫ての志望たる胸に鬱勃たる熱情を秘めつゝ二年の尊い看守生活を送る。昭和十二年四月行刑事務修習の爲行刑局に入り同年九月看守長に任官中京區刑務支所に入る。人間への完成、行刑への沈潜以外取立てゝ感じる程の熱情も持つてゐない。

**横山和義** 大正十五年六月看守拜命、昭和五年三月刑務官練習所卒業、同六年六月任看守部長、同年八月任看守長、その後市谷、浦和、巢鴨、府中等に轉じ昭和九年八月司法屬に任ぜられ今日に至る。趣味ザル碁。

**福井徹** 明治四十四年一月九日呱呱の聲を葉隠榮城の地に擧げて以來佐賀中學、佐賀高等學校を経て昭和九年京都帝國大學法學部卒業まで全くの平穩無事、一年浪人の後昭和十年四月感ずる所あつて府中刑務所看守を拜命、

りし刑務界へ入り、名古屋刑務所看守を拜命したのであつた。其後職務精勵の傍ら己れの趣味とする文學に、創作に孜孜として研鑽を続け就中刑政紙上に作品を提供する事幾度終に今回記念論文入賞の榮冠を捷ち得たのである。氏不斷の努力は酬みられ昭和十年二月選まれて刑務官練習所を卒業し本年部長に昇進同九月には皇軍勇士として應召、暴支膺懲の聖戰に参加し今は江南の地に渾身活躍中である。

**大福規一** 明治三十七年三月十八日山形市香澄町に出生、山形縣立女子師範附屬小學校尋常科並に高等科を卒業後山形市立山形商業學校三年に入學し大正十一年三月同校を卒業、直に株式會社兩羽銀行庶務課に採用され勤務中大正十二年三月父の死去によつて同行を退社し、實兄朝一、規造の任地松山市に轉居したり。昭和七年六月十五日松

山刑務所看守に採用され昭和十一年二月十四日精勤證書を授與さる。

**泉原 浩** 明治四十四年一月、廣島市松川町一番地法正寺に生る。昭和十一年三月、大谷大學歴史學科を専攻卒業す。同年十二月二十七日より滋賀刑務所教誨實習となる。昭和十二年十一月十一日より府中刑務所囑託教誨師に轉ず。

**渡邊克己** 大正二年生、昭和五年一月十一日東京府下名教中學二年家庭の事情により中途退學す。昭和九年一月十三日朝鮮總督府看守を命ぜられ同年四月本府刑務官練習所を優秀の成績を以て修業、同時に西大門刑務所在勤を命ぜらる。同十二年六月三十日看守精勤證書附目下拘置監に勤務し被告人の處遇に改善に日夜精進しつゝある。

**中村松太郎** 明治三十八年秋北海道余市に呱呱の聲をあぐ。公立教育所卒業後凶作地雨龍で農耕に従事、その後旭川工兵第七聯隊入營、大正十五年陸軍工兵學校教導大隊に下士候補者として入隊、小學卒のため勉學に非常な苦心を嘗めた。昭和二年秋同隊を優等で卒業、同年十二月伍長、同三年軍曹に昇進、その後兩親の希望により現役を退き父母兄弟と共に農業に従事、昭和八年八月旭川支所看守拜命、今回滿洲國刑務官を志願し近日中に渡滿の筈。

**及川政雄** 明治四十四年一月生、大正十五年高等小學校卒業、昭和五年一月北日本自動車學校卒業、同六年七月輜重特務兵として入營、同年十一月甲種自動車運轉手免狀下附、同十年七月看守拜命、同十二年充員召集により〇聯隊に入隊出征、同九月休職、目下第一線にあつて奮戰中である。

# 明治監獄年譜(十)

二九 明治二十九年

一月

監獄の新築を内議せしむ。監獄の新築並改築を爲す時は、其議案を府縣會へ提出に先立つて、豫め内務省へ内申せしむる事とした。これは當時内務當局が階級處遇制度採用の意圖あり、將來築造する所の監獄は成るべく該處遇制度に伴はしむる爲、獨居房數を多からしめ、且諸建物の位置、其他監房工場の構造を統一せんとする趣旨に出でたものと傳へられてゐる。

○北海道集治監名稱並監督官廳變遷

| 年 月     | 監 獄 名 稱   | 分 監 名 | 監督官廳  | 備 考                                       |
|---------|-----------|-------|-------|---|
| 明治十四年八月 | 樺戶集治監(新設) |       | 内務省直轄 |   |
| 明治十五年七月 | 空地集治監(新設) |       | 同上    | 二月開拓使廢止、札幌、函館、根室三縣ヲ置ク、集治監以外ノ北海道監獄署ハ各縣ニ分屬ス |

三月

(1)北海道集治監を拓植務省に屬す。戰勝の結果遼東半島、臺灣及澎湖島の我が領有に歸したる爲、我國植民政策振興を圖るの必要上、新に拓殖務省の設置を見るに至り、未だ開拓途上にありし北海道所在諸機關亦之が所管に屬せしむることとなつたのである。北海道所在の集治監は、創設以來屢々其名稱所屬等を換へ、考證等に頗る不便なるを以て、茲に明治年間に於ける名稱變遷の跡を圖表することにす。

辻 敬 助

|          |                |                     |       |   |
|----------|----------------|---------------------|-------|---|
| 明治十八年九月  | 釧路集治監(新設)      |                     | 同 上   | 北海道廳ヲ置キ三縣ヲ廢止ス   |
| 明治十九年一月  | 樺戸、空知及釧路集治監    |                     | 北海道廳  |   |
| 明治二十年一月  | 樺戸、空知及釧路監獄署    |                     | 同 上   | 集治監ヲ監獄署ト改稱ス   |
| 明治廿三年七月  | 樺戸、空知及釧路集治監    |                     | 同 上   | 三月網走外役所ヲ置ク<br>七月集治監ノ舊稱ニ復ス                             |
| 明治廿四年七月  | 北海道集治監         | 空知分監、釧路分監、網走分監      | 同 上   | 新ニ網走分監ヲ設置シ空知、釧路兩集治監ヲ分監ト爲ス                             |
| 明治廿八年七月  | 同 上            | 空知分監、釧路分監、網走分監、十勝分監 | 内務省直轄 | 廿六年三月帶廣出張所ヲ設置ス<br>廿八年三月帶廣ニ十勝分監ヲ設置ス                    |
| 明治廿九年三月  | 同 上            | 同 上                 | 拓植務省  | 拓植務省ヲ置ク   |
| 明治三十年八月  | 同 上            | 空知分監、釧路分監、十勝分監      | 内務省直轄 | 拓植務省廢止、六月網走分監閉鎖                                       |
| 明治三十一年九月 | 同 上            | 空知分監、釧路分監、十勝分監、網走分監 | 同 上   | 九月網走分監開設、十一月網走分監、釧路分監ノ出張所トナル                          |
| 明治三十三年四月 | 同 上            | 空知分監、釧路分監、十勝分監      | 司法省直轄 | 四月司法省官制改正<br>監獄ハ全テ司法省所管トナル                            |
| 明治三十四年十月 | 同 上            | 十勝分監、網走分監           | 同 上   | 九月空知及釧路兩分監廢止シ十月網走分監ヲ設置ス                               |
| 明治三十六年三月 | 樺戸監獄、十勝監獄、網走監獄 |                     | 同 上   | 三月集治監假留監官制廢止、監獄官制制定<br>ト同時ニ各監獄ノ名稱、種類ヲ指定ス、大正八年一月樺戸監獄廢止 |

(2) 獄事幻燈宣傳。大日本監獄協會編輯主幹佐野尙氏は、當時流行の幻燈映畫に依り、監獄改良の急務並に囚徒保護事業の必要に付、一般社會の認識理解を深めんとし、内外監獄の印畫其他二百餘種を製作し、自ら之を携へて各地方に出張し、寢食を忘れて之が宣傳に力めた。この新奇なる宣傳方法は氏の熱意と相俟ちて、到る所好評を博し、當時監獄改良運動の最も有力なる推進力となつた。明治三十年以後に於て各府縣會の監獄費國庫支辨の建議を提出するもの續出するに至つたのは、全く氏の幻燈行脚の影響であるといはれてゐる。後の衆議院議長小山松壽氏は當時未だ白面の法律學徒なりしが、同じく監獄改良を志し、空手空拳全國を周遊し佐野氏の舉を佐けた。

四月

第三回典獄會議開催。會議劈頭に於て、板垣内務大臣は「典獄の職は博愛慈善の人に非ざれば良果を見る事を得ざる事、又能く久しきに堪えて経験を積むに非ざれば、効蹟を見るを得ざる事」を説き又「看守の教習等に付ても博愛慈善を以て、遇囚の精神と爲すべき事を指示せよ」と訓へ、経験の尊重と博愛主義とを強調せるは、

流石に一世の政治家たるを思はしむるものがあつた。諸問事項及指示事項の重なるものは、

- 一、諮問事項、
  - 1、教誨師は主として佛教徒より之を採用するを可とすべし實際の便否如何。
  - 2、土木工事に外役を許可するの利害如何。
  - 3、看守長定員を設くるの標準如何。
  - 4、未丁年囚處遇の實況及懲戒教育の方法並に結果如何。
  - 5、行狀調査規程改正案に關する意見(内務省草案を提示す)。
  - 6、支署査閱事項に關する意見(同上)。
  - 7、監獄則の範圍内に於て階級處遇を實施する方法如何(同上)。
  - 8、内務報告例改正に關する意見(同上)。
- 二、指示事項
  - 1、看守教習上實務の教習を忽にせざる様注意し、尙典獄自ら時々教習に當るを要す。
  - 2、典獄自ら一週間に一回看守の訓授に當り教養の効を擧ぐべき事。
  - 3、在監人の取扱は各地の民度を顧みる事。
  - 4、炊事夫、掃除夫等に使役する囚人は、賞表を有し、行狀善良にして刑期半以上を経過したる者なる事を要する事。
  - 5、十日毎に一回被告人滞獄日數を檢事に送付すべき事。

尙會議の席上大臣より一、在監人に正座を強制するの可否。二、短期囚に對しては作業に代へ罪石を運搬せしむるのむの可否。三、既決囚へ差入を許すの可否。四、監房内拘禁分類方法如何等極めて適切なる實際問題に付て口頭諮問ありて議場頗る緊張し活氣を呈したと傳へられてゐる。

五月

(1) 監獄協會總會。典獄會議開催を機として監獄協會は總會を上野櫻雲臺に開催し、先最初に討論會を行ひ、看守講習會開催の件、及保護會の實況並將來維持の見込如何の二問に付熱心討論を重ね、終りて岡田助教の隱語に付て、穂積博士の監獄改良策、後藤衛生局長の監獄衛生に付て、並に岸小三郎氏の社會と監獄と題する講演あり、尙懇親會席上に於ては佐野氏の獄事幻燈の映寫等ありて盛會であつた。

(2) 看守服務要綱の出版。坪井、印南兩氏の合著にて監獄協會の出版であつた。看守養成に適當の教科書なきを遺憾として、編修されたものにして、主として實務の取扱を基礎とし、之に聊か理論を加味したるものであつた。即ち緒言に犯罪の意義、刑罰の要旨、監獄の目的に

就て簡單なる説明を與へ、其他を三編に分ち、獄監管理の方法、遇囚の要旨、日常服務の心得等、獄務の全般に互りて懇切に説述し餘す所なく、尙參照の便に供する爲、監獄關係の法律規則を附録として掲載したるものにして、常に看守養成の良教科書なるのみならず、實務家の好指針として好評があつた。

六月

(1) 臺灣に於ける監獄署位置名稱を定む。明治廿八年七月軍政開始後陸軍法官部の所屬として兵民混同の假監獄を設置せられ、同年十一月臺灣監獄令發布に依り監獄は民政局長の監督に屬し、其所在地行政廳長官之を管理せしが、未だ完全に兵民の分離を見るに至らず、此年四月に入り漸く衛戍監獄を分離し、且臺灣總督府地方官々制の公布に依り監獄署長及監獄支署長は看守長(判任官)を以て之に充つることとなし、越へて六月一日監獄署、位置名稱を定むるに至つた。監獄署は臺北、臺中及臺南に置き、支署は基隆、淡水、宜蘭、新竹、臺東外七箇所に置いた。其後三十年五月に至り、三監獄署に新に典獄(奏任)を置くこととなつた。

(2) 板垣内相の住職等招請。板垣内相は夙に我國出獄人

保護事業の發達の極めて遅々たるを憂へ、四月大命を拜するや直に斯業の發展を策し、先以て宗教家の奮起を促して、之が振興を圖らんとし、此月府下主なる寺院住職其他基督教の有力なる牧師數名を官邸に招請し、保護事業の斡旋方を懇請する處あり、尙引續き巢鴨、小菅、市谷、大阪、奈良、各監獄を巡視し、之より大に爲すあらんとせしが、九月伊藤内閣の瓦解に因り在職僅に五月にして辭職の已むなきに至り、監獄改良並に保護事業の振興計劃も茲に一大頓挫を來した。因に當時出獄人保護事業を經營せる團體は左の如くであつた。

○出獄人保護事業團體一覽表 (明治二十八年末調査)

| 團體名     | 創設年月     |
|---------|----------|
| 東京感化院   | 明治二十三年五月 |
| 京都感化保護院 | 明治二十二年二月 |
| 大阪感化保護院 | 明治二十年十二月 |
| 大阪工業館   | 明治二十六年一月 |
| 大阪慈惠授産館 | 明治二十七年六月 |
| 大阪慈救館   | 明治二十六年四月 |

|            |           |
|------------|-----------|
| 長崎佛教慈善會    | 明治二十七年六月  |
| 新潟感化院      | 明治二十二年九月  |
| 埼玉慈善會免囚保護院 | 明治二十三年一月  |
| 千葉感化院      | 明治十九年一月   |
| 奈良自立社      | 明治二十六年五月  |
| 三重免囚保護會社   | 明治二十七年五月  |
| 愛知縣出獄人保護會  | 明治二十七年七月  |
| 靜岡縣出獄人保護會社 | 明治二十一年二月  |
| 山梨出獄者保護慈善會 | 明治二十三年二月  |
| 宮城保護匡救院    | 明治二十二年六月  |
| 鳥取縣出獄人保護會  | 創立年月不明    |
| 岡山感化院      | 明治二十三年九月  |
| 岡山保護院      | 明治二十六年十月  |
| 廣島感化保護院    | 明治二十三年九月  |
| 愛媛保護場      | 明治二十八年七月  |
| 福岡縣出獄人保護場  | 明治二十二年十一月 |

|            |           |
|------------|-----------|
| 大分縣出獄人保護會社 | 明治二十二年八月  |
| 沖繩放免者保護會   | 明治二十二年十一月 |

(8) 宮城集治監雄勝出張所海嘯に襲はる。三陸地方大海嘯あり、全潰家屋二千四百餘戸、流失家屋一萬六百餘戸、死者二萬七千餘人の多きを算した。宮城縣桃生郡海岸所在の雄勝出張所亦海嘯の襲ふ所となり、建物の半を流失し、看守三十四名中八名、囚徒百九十五名中四名の溺死者を出した。同所は雄勝灣の盡る所の平坦部に位置しを以て、海水の襲來最も劇甚を極め、最初東方の外圍を倒して構内に漲溢し、看守合宿所、工作場及病監等を流亡し、獄舎二棟炊場一棟は山手へ押上られて大破を來した。當時監房當直看守部長一名看守二名は監扉を敷石を以て破壊し、囚徒を解放したるも容易に戸外に出づる能はず、一同辛じて屋根裏を突き貫き屋上に出で、附近の山上天雄寺に避難し、萬死に一生を得たと傳へられてゐる。當時囚徒四名は此機に乗じて逃走せるも、間もなく警察の手に逮捕せられた。大日本監獄協會は海嘯被害者弔慰金の募集斡旋の勞をとり、三百圓餘を同集治監に贈つた。越へて七月、同監に於ては、是等殉職者の爲に、莊嚴なる追弔法會を、仙臺市西本願寺別院に營んだ

が、參拜者は遺族を併せ三百名の多數に上り稀なる盛儀であつた。

七月

(1) 十勝分監の間歇熱止む。十勝分監は先に帶廣外役所として、創設以來間歇熱に侵さるゝ囚徒夥しく、毎年新患者六、七百名を算したが、昨年三月分監開廳後專任監獄醫を配置し、之が豫防上に特に注意を拂ひたると、新築に際し獄舎、工場等の排水に留意したる爲、本年に入り殆ど其跡を絶つに至つた。

(2) 東京集治監水害を免る。東京府下連日の降雨の爲各河川の増水氾濫あり、東京集治監に接する綾瀨川上流堤防一部決壊し、同監は一時頗る危険に瀕した。内務省警保局は此報に接し監獄課員を急派し、尙東京府廳よりも屬官數名空俵一萬俵を携へて同地に急行し、共に囚人を指揮して防禦に力めたが、水勢水戸街道の右手に向て流逸したる爲、遂に同監内は浸水を免がれた。當時治水事業未だ極めて幼稚なりし爲、同監は屢増水に脅かされた。

八月

(1) 群馬縣監獄署看守の殉職。群馬縣監獄署新納看守は

夙に精勤の聞え高かりしが、偶々休暇に該り看守合宿所に在りて、竊盜被告人一名裁判所より歸監の途、監獄附近鐵橋の傍なる崖より河中に飛び入りたりとの報を聞き、直に之を追跡し、身を挺して利根の奔流に入り、相接して之を逐ふこと數間なりしが、不幸にして大渦流に陥り、竟に溺れて歸らず、其遺屍又搜索するも終に發見するに至らなかつた。僚友相謀りて君の神靈を祭り、十一月殉職の碑を合宿所附近に建てその名を千歳に止めた。

りしが、威嚴の保持、監獄紀律の勵行振作を圖らんとし、之が服制の制定を見るに至つたのである。尙看守長、看守の服制も十九年制定の服制を根本的に改め所謂肋骨式を陸軍式に改められたのである。是等服制の施行に伴ひ、十一月之が施行の細則たる典獄看守長及看守の服裝規則を定め、越へて三十年十月典獄、分監長、看守長の略服の制を定めた。

十一月

(2) 身分帳其他諸帳簿の改正。從來の身分帳様式は、實施以來各地の經驗に徴し、調査の繁雜なるに比し効果を收むる事難く、且取扱上不便の點少からずとの批難ありたるに鑑み、典獄會議に諮問の上之が一部改正を爲すに至つたのである。之が改正の重なるものは一、行狀表の改正。二、出獄受書の廢止。三、貨物領置表の分離。四、説示要旨の廢止。五、表紙様式の改正等であつた。尙同時に監簿をも改正した。

十月

典獄等の服制を定む。典獄、分監長、看守長及看守の服制並提燈、徽章を定め、三十一年四月一日より施行することとなつた。從來典獄及分監長には服制の定めな

(1) 寺原氏警保局長に任ず。明治廿六年三月多大の輿望を負ふて局長の重任に就きたる小野田氏は、突如依願本職を免ぜられ、滋賀縣書記官寺原氏其の後を襲ふた。寺原氏は先に警保局長として、久しく警察監獄の事務に鞅掌し、後獨逸に留學する事三年、行政學を專攻せる最近歸朝者にして、大に前途を囑望された。小野田局長の在職は三年八ヶ月、敢て長しと謂ふべからざるも、警察監獄兩事業に多大の功績を遺こされた。就中監獄事業としては一、典獄諮詢會を復活し、在職中前後二回之を開き行刑の統一と改善とに資したる事。(二)、典獄を任用するに當り、監獄事務經驗者より詮考の方針をとりたる事。(三)、萬國監獄會議に専門委員を派遣せる事。(四)、看守長

以下の服制を改め、新に典獄、分監長の服制を定めたる事。(五)北海道集治監を内務省の直轄となしたる事等の事績が挙げられてゐる。

(2) 古事類苑を發行す。本書は天部、歳事部、地部、神祇部、帝王部等の部門を立て、各部門又之を數百の項目に分ち、其一々に就き、群籍中關係ある要文を原文のまま抄出載録したる一大類集書にして、明治十二年文部省に於て小中村博士主任となり之が編纂に従事し此月初めて帝王部を刊行し、爾來引續き刊行、大正三年まで前後三十年の歲月を経て大成したものである。法律部は上中下の三編に分ち、神代より安徳天皇迄を上編とし、後鳥羽天皇より後陽成天皇迄を中編とし、以下孝明天皇慶應三年迄を下編とし法律に關する所有文献を網羅し、我國獄制研究資料として最價値多き参考書である。

(3) 再び看守定員を改正す。集治監並廳府縣看守定員を改正し、一、定員算出の基準を既往三年の平均數に依らしめ二、教習中の看守を定員外とし三、且監獄の構造、役業の種類其他特別の事情に依る増置を認むる等、從來の不便を改めた。尙女監取締人員をも改め、拘禁人員二十五人以下二人を三人に改めた。  
(4) 看守給與品及貸與品規則を定む。從來看守の給與品

對し依囑する所あつた。斯くて蒐集せられたる資料は岡田教授等の手に依り整理せられ、斯學の研究に資する所少なからざりしが、大正大震災に際し、悉く烏有に歸したるは遺憾である。

○寄贈希望圖書物件

- 一、刑具
  - 死刑—刀、鎗、絞首の柱木、懸鐘、身體刑—管杖、入墨に使用せし各種の器具其他捨札、磔柱等一切の附屬品
- 一、戒具
  - 現行法の採用する覆面、懲鎖（繚帶、鎖、鈇）窄衣舊法時代の手錠、棒、短銃、小銃其他
- 一、牢間
  - 蔽用の苧繩、箒尻、伊豆石、（俗に算盤責と稱す）其他
- 一、雛形
  - 新舊監獄の雛形、制服の雛形又は見本、絞首臺の雛形其他刑具戒具刑場一切の雛形
- 一、古文書
  - 舊諸侯の刑律、獄則、判決文揭示布達、士民の見取書、聞取書等其他
- 一、囚人の文書製
  - 古今を問はず獄内に於て囚人の手書製作したる圖書其他の物品

貸與品並其保存期間は各府縣適宜に委されありしが、今回初めて統一的規程の發布を見たのである。爾來時代の要求に従ひ其品目、保存期間等に多少の改正を見て今日に至つてゐる。

十二月

(1) 保護會に對する縣費補助の嚆矢。静岡縣會及埼玉縣會は各縣下静岡縣出獄人保護會社及埼玉縣善會免囚保護院に對し、年額五百圓の縣補助建議案を可決した。これ府縣費補助の嚆矢にして、金原明善翁並大島寬爾氏の創業以來血みどろな努力が、漸く酬ひらるゝに至つたのである。

(2) 救世軍の保護事業開始。救世軍は小石川區音羽町に、第一社會事業出獄人救濟所なるものを設け、保護事業に着手することゝなつた、爾來其業績は特に見るべきものなかつたが、明治四十年ブース大將の來朝を機として一大飛躍を遂ぐるに至り、大正期に於ては、有力なる保護機關の一に算へらるゝに至つた。

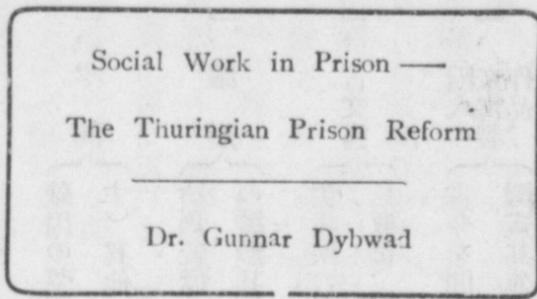
(3) 法科大學の刑事參考品蒐集。東京帝國大學法科大學内刑法研究室は、刑法研究上の參考品蒐集に着手し、左記物件、圖書等の寄贈若くは一時借用方を、各廳府縣に

◇十三年度司法省豫算査定額

——總額四千三百二十餘萬圓——

昭和十三年度一般會計歳出豫算大藏省査定案中、司法省豫算として認められたものは、新規認定額九十九萬五千圓を加へ、歳出豫算の總額四千三百二十一萬七千圓に上り、十二年度よりは百萬圓の増加となつてゐる。新規要求の主なるものは

- 一、區裁判所及び同出張所設置に要する經費三萬一千圓
  - 一、農地に關する法律施行に要する經費十八萬圓
  - 一、刑務所作業職員増員に關するもの四萬七千圓
  - 一、名古屋拘置所設置に伴ふ經費二萬六千圓
  - 一、保護觀察所の整備充實費四萬六千圓
  - 一、司法保護事業に關する經費十一萬六千圓
- その他裁判所登記諸費刑務所の收容費の如き充實費の増加、既定計畫に基く判事その他職員充實に要する諸經費等である。



# 刑務所に於ける社會事業 (下)

—テュウリンギアの行刑改良—

ドクトル・グンナール・デイブワード

## (四) 階級 (累進) 制度

—“Stufensystem”-Grade System—

前號に述べた「フェウルゾルガー」即ちソーシアル・ワーカーは、ウンテルマースフェールドに三人ゐるのである。此等のソーシアル・ワーカーは其の任務として断えず受刑者と接觸を保つてゐなければならないのであるが、團體としての受刑者並びに個人としての受刑者各自と接觸を保つていくのは所謂彼の「階級制」(“Stufensystem”-Grade System)なる媒介方法によるのである。行刑處遇に於けるあらゆる最近の努力は、歐洲大陸

及びイングランドにしろアメリカにしろ、いづれも或る點で分類の方法を採用してゐるのである。テュウリンギアでも、また、この方法を以て處遇のプログラムを強化するの恰好な手段なりと信じたのであるが、しかし、主としてアメリカで行はれたやうな、心理學上又は精神病學上のタイプロジー(型態論)に従つて施設の内、幾個かのグループを分ち而して施設へ收容の際又は收容直後各受刑者を此等のグループの一つに屬せしむるといふ努力に於ける經驗に倣はうとはしなかつたのである。テュウリンギアでは、この方法によらず、久しくアイルランドに行はれてゐた累進制を採り而して近代的行刑政策の必要に應じてこれを變改加減したのである。かくして、ウンテルマース

フェールドには、受刑者のタイプによるクラス(部類)が分たれたのではなく、處遇のグレード(等級)が設けられたのである。このグレードは三級に分たれてゐて、各グレードに一人のフェウルゾルガーが割りあてられたのである。

此等の三つのグレードは、正式には、第一級を「觀察級」(“Observation Grade”)、第二級を「處遇級」(“Treatment Grade”)、第三級を「試験級」(“Probation Grade”)と名づけられてゐる。しかし、これは只だ大ざつばな區別で、普通、觀察、處遇及び試験の方法は總ての三つのグレードで用ひらるゝことが願はしいとは始終注意されてゐたことなのである。グレードを三つに分けた本来の意義は、先づ收容の初期に於て、各受刑者を嚴密な研究のできる條件の下に在らしめ、然る後、強いきびしい處遇を受けるグループの中に進ましめ、而して最後に、制縛の少ない氛圍氣の中に置いて、施設に於ける受刑者のための更生の努力の成果の現はれ且つ證明せられうる試験臺としてのグループをこしらへようといふのであつた。單にこの案が紙の上

のこの興味のある發達の経路について詳述してゐる邊はないので、ドクトル・クレイブスの所長時代の最後の數年に互るウンテルマースフェールドに於ける彼の事業の發展について語るだけに止めなければならぬ。その當時、グレード・システム(階級制)は次のやうな實狀に在つたのである。

第一級(Grade I)はIIICのグループ(組)から出來上つてゐたのである。グループを二つに分つた目的は、先づ、第一の組では診査と處遇のプログラムの立案のための基礎として新收容者を一つ一つのケースとして慎重な研究を施すため、而して後、嚴重な個別的處遇(Einzelpädagogik-individual treatment)を必要とするものとして第二のグループを設けたのである。この第二のグループのメンバーは、更らにまた、第二級(Grade II)への進級を待つてゐるものと失敗者として上の級から貶されてきたものとに分たれる。

に開陳せられたのでなく、最初に二ヶ所の施設で試みられた後にはじめて案出されたのがこのウンテルマースフェールドにとつて有利であつた點で、立案の初めから新しい處遇のプログラムとなる諸のプリズン・ルール(規則)が臨機に必要な改變の施され得るよう伸縮自在に作られてあつたのはこれが爲めであつたのである。茲處にはテュウリンギアのプリズン・リホーム

刑者が教化の處遇に順適する十分の資格あることを實證し、且つ、他の受刑者との協同の生活を妨げる重大な個人的難問題の存してゐた場合、この問題の解決された時に、彼は第二級(Grade II)へ進むのである。この第二級では、第一級のケース・スタディ(個別研究)並びに第一級のトリートメント(處遇)の結果に一致してゐる處遇が全體としての受刑者に施されるのであつて、大して強いきびしいものではなく、むしろ集團

處遇 (Massepaedagogik—mass treatment) として見るべきものである。茲處にもまた重要な小分けがある。即ち、試験期の上級への段階へ進んでも差支へないほどに與へられた處遇に積極的な反應を示したものの、次に、右のグループと異り、單に「御し易い受刑者」である段階を越えて進むに適するものと認められ得ないもの、最後に、其の年齢の弱少なるの故を以て(ウンテルマースフェールドへは三十歳までの青年を收容する)、第二級の他の残りのメンバーに與へらるゝよりも更らに一層直接な個人的の指導の必要なりと思はるゝものと分たれる。

第三級 (Grate III) は收容者中の極めて限定された部類で、僅かに其の一〇乃至一二パーセントに過ぎないのである。しかしそれにも拘らず、級付きのフェウルクザルグラーがあつて、最もはげしい「分團處遇」(Gruppenpaedagogik—Group treatment) が施され得ることになつてゐる。このグループ・トリートメント(分團處遇)の中心となつてゐるのは、施設の管理當局の同意を得て受刑者によつて起草せられた憲法 (Constitution) に基いて定められた廣い範圍の自治制である。憲法は、このグループの活動の一切に關する限り所長(フェウルクザルグラーにも)に對して責任を有つてゐる第三級の會議と其の議長を規定してゐる。この第三級は、假釋放又はあらゆる形式の赦免の與へらる以前にこの級に達する必要があるために、受刑者にとりては特に意義の重要なものがあるのである。

多くの點に於て、第三級のメンバーは他の級の收容者に比して一層自由な獨立の立場に在るもので、更生事業に於けるフェウルクザルグラーとの彼等の協力は更に親密となり、かくして他のグレードに於けるよりも一層精到な觀察を可能ならしむるのである。この點だけでも、第三級が「試験級」と呼ばれたのは正しいのである。釋放に先立つ最後の段取りとして、第三級の受刑者は獨り選まれて施設から數マイル距つたファーム(農場)へ指し向けらるることになるのであるが、其處には四人の受刑者がファーム・バンド(農場夫)として使用されてゐて、此等の者は同じ家屋に住み、別にこれといふ警備もなく、只だ午後九時になると簡單なドアが鎖されるだけである。この生活は、實際、拘禁生活と自由生活との間の段階で、拘束も監視も極めて輕微なもので、フェウルクザルグラーの手からも全く離れたものなのである。

茲處で言ひ添へてきたいのは、各グレードは自然と累進的に多くの「特權」と共に一層廣い活動範圍を受刑者に與へるのであるが、しかしまた之と共に一層重い責任をも負はせるのである。しかしながら、特權は進級の際そつくり全部を與へるのではなく、教化の見地からして階級制を許されてゐる限りでできるだけ伸縮自由なものにしてをくために、グレードの内に種々の段階を設けて漸次に與へられるのである。

ラムであるかの如く見ゆるけれども、これを以てテウリンギアの行刑改良の本質的な特色とするのは誤れるの甚しいものである。ソーシアル・ワーカーたるフェウルクザルグラーは、たとへばグレード・システムがなくとも、自力で多くの仕事を成し遂げるこゝとができたろうが、しかし、ソーシアル・ワーカーのないグレード・システムなるものは大した意味のないものとなるであらう。アメリカの刑事學者のキャンターの曰つたように、「グレード・システムは其れだけでは成功を期することはできない。それは教化的努力の遂行を容易ならしむる機構たるに過ぎない」のである。

(五) 職員會議と審判廷

フェウルクザルグラーが受刑者と接觸を保つのはグレード・システムに由るのであるが、彼の管理當局との關係は施設の職員會議(“Anstaltsrat”—prison council)と施設内の審判廷(“Anstaltsgericht—prison court)とに於て結びつけられてゐるのである。職員會議は所長、副所長、フェウルクザルグラー(三人)、戒護課長(chief officer) 用度課長(business manager) 看守長(二人又は二人)より成り、受刑者の改善福利特に各級への進陞貶下に關する事項について所長に助言するのが其の職能であつた。最も重大なケース即ち下級への貶下が考慮さるゝ場合

には、このカウンシル(職員會議)は單に助言するに止まらず、實際に投票によつて決定を作成することになつてゐるのは極めて興味のあることである。(この決定に反對の意見を持つてゐるときは、所長は司法省に上申することができるのであるが、この事は嘗てなかつたのである)。この會議は疑もなく改良事業の重要な役割をためてゐたもので、ケース・ワーク(ケースとしての受刑者に關する一切の調査)の手續になくてならないものであるが、テウリンギアの改良方針がケース・ワークの事項に於ては所長の意見が下僚のフェウルクザルグラーのために覆へさるゝといふことの可能であるといふ程度にまでこの主旨を認容したのは驚くべきものといつて可いのである。

この正式の會議は時日を定め屢々行はれたのであるが、この外に、別に受刑者の作業割宛の變更、あらゆる種類の特別情願の如き事項に限り、他の形式の職員合同の審議があつたのである。これは豫め前記のカウンシルのメンバーの間に廻付せられてゐた書式用紙に前記の事項に關し決定の與へらるゝ以前に所長に助言を致すためにそれ／＼各自の意見を記入するのである。

職員會議其者が已にすばらしい一個の業績であつたとしたならば、施設内の審判廷(“Anstaltsgericht”—institutional court)の設立は、ソーシアル・ワークの方法の採用がテウリンギアのプリズン・リホームの眞摯なる努力であつたといふ事實の更

に驚くべき明證であつたのである。この審判廷は所長を議長として別に四人のメンバーより成つてゐる。この四人の内二人は職員中から選ばれ、他の二人は第三級の自治團の代表者である。フェウルツルガーは審判廷のアドバイザー（助言者）として臨席を許さるゝのである。審判廷では證據調をなし被告たる收容者を訊問する。被告は第二級又は第三級の受刑者を自分の辯護人として選ぶことを許されてゐる。先づ第一に、罪の有無について、次いで懲罰について投票が行はれ、而して後、議長たる所長はメンバーの意見を參酌して判決を下すのである。この審判廷の成績については、それが數年間満足に其機能を發揮した事實を述べれば足ることであつて、受刑者と職員との協力に基いて立案せられた新しい更生事業のプログラムの顯然と表現せられたものといつていゝのである。

(六) ウンテルマースフェールドの生活

凡て受刑者の拘禁生活は三つの單位に分たれる。作業、休養、餘暇の三つである。一日二十四時間の平衡を得た分配が試みられなければならないのであつて、若し、時間の按排に甚しい不同があつた場合には、重大な失敗をかすことになるからである。作業時間は一日八時間で、時間中は決して役所の用事

で妨げられることはない。作業の種目も極めて多種多様で、生産甲斐のある仕事で、熟練した職長と専門の職工の指導の下に、近代式の機械で行はれたのである。――要するに、自由労働の競争市場に受刑者を落伍せしめないといふ條件の下に經營されたのである。これは、テウウリンギアの行刑當局の當時の經濟事情の下に出來得る限り維持せんとした政策なのであつた。受刑者の労働に對しては賃金（*Wage*）が支拂はれたのであるが、それは受刑者の達した級で定まるのではなく、全く彼の作業の製品の品質と數量によつて定まるのである。仕事の出來ばへが良好で優れてゐれば第一級のものも第三級のものよりも多くの賃金を得るのである。たゞ第一級のものも自分の私用で所得中より費消する金額に於て第三級のものよりも餘計の制限を受くるだけである。かくして、一日八時間制の労働は普通の商賣本位の基礎の上に置かれてゐたのである。作業に關するフェウルツルガーの義務は受刑者の素質技術に相應した作業の割當て、及び、其後になつて、本人の利益に於て必要と認めらるゝ作業の變更を進言することである。

フェウルツルガーの主たる活動は、受刑者の一日の内の餘暇の時間に集中してゐるのである。茲にクレード、システムの特色が最も善く現はれるのである。第一級は、作業を終つてから一時間の運動の後、大體それ／＼のセル（居房）に拘束せられ、第二級は廣いデー・ルーム（晝間の拘禁室）に集る。之に

反して、第三級は彼等のために別に指定された場所であらういふ行動を取るも自由である。例へば自分の室（セルにあらず）に止まらうと、レクリエーション・ルームに（娛樂室）に止らうと、又は、音樂等の彼等の嗜好のために彼等に宛てがはれてゐる場所ならどんな所にもあつて差支ないのである。また、特殊の特權として彼等自身で作つたガーデン（花園）（古いコートヤードを作り直したもの）に出でることも許されてゐる。

フェウルツルガーのオフィスは、受刑者は誰でも容易に近づけるように、各グレドの宿舎に密通した所に位置してゐる。茲處で、フェウルツルガーは、彼に願ひの趣があつたり又は色々な難問題について相談するために、呼ばれたり又は呼ばれずとも自分の方からやつてくる受刑者と面談するのである。また屢々受刑者の家族の福利問題について談合するのも茲處であつて、これは、家族の面倒を見ることを彼等に忠告し且これが爲めに助力を惜しまないのはソーシアル・ワーカーの義務の最も重要なものであるからである。この目的のために、フェウルツルガーは斷えず公私保護團體と接觸を保つて必要な報告を受けてゐるのである。更らに、彼は受刑者の書信は發受共一切これを檢閲することになつてゐるので、受刑者の家庭の事情は熟知してゐたのであつたし、また、屢々極めて打解け難い受刑者でさへも、フェウルツルガーが級のグループの家族の幸福を眞實心に掛けてゐることが氣に附いたならば、自然心を打明けてくることにもなるのである。

更らにまた、フェウルツルガーがウンテルマースフェールドの學校の種々のクラスの課業の教師とならなければならぬといふ規定のあるのは等しく重要なことで、これも受刑者に近づく一つの道で、其の目的物となつてゐる課業は彼等に歡迎されるものであり、延いては受刑者の一身上に關する事項を理解し易からしむるすべともなるのである。クラスへ出席することは凡ての受刑者にとつて強制的のもので、教程は一般受刑者の興味を持つてゐる題目の討論に出來るだけ多くの時間を捧げることになつてゐて、初歩の小學程度の課程は極めて少數のグループに授けらるゝに止つてゐる。ライブラリー（看讀書籍）は質も量もしつかりしたもので、且つ、特に善いために文學の鑑賞が獎勵されたのである。

スポーツ並びに音樂は主として第二級と第三級のために開かれてゐて、この二つのものゝ心身治癒の手段としての價値が高く尊重されてゐるのであつて、従つて、單に娛樂としては見られないで、むしろ受刑者の努力精進の一方法として組織されてゐたのである。受刑者の嗜好も決して忽にされてはゐないの

で、良い趣味の養成に重きが置かれたのである。一ヶ所のコートヤード（中庭）は何もなかつた空地から手入の行届いた芝生に生れ變つて、天氣の好い暖い日には第二級のものゝための戸外のデー・ルームとなつたのである。も一つのコートヤードはスポーツヤードとして使用されてゐた。

凡て此等の活動は、「その者の適應和順の明白になつたまで受刑者は教化的機會から除外されてゐなければならぬ」といふ了解の下に、何等かの形式で受刑者の参加できるようになつてゐたのである。只だ學課のみは強制的で、この教化活動に協力することを全く拒みたる場合には、單に深慮を缺くことを示すものと看做さるゝばかりでなく、同時に不良な行爲として認められ、其結果懲罰を加へらるゝこととなるのである。猶ほ別に、受刑者は自ら進んで有效な運動競技を選むことが獎勵された。凡て此等の機會特權は、級の内に在つても、單に消極的に「行狀が良い」といふことによつてはなく、進んで積極的な興味と努力とによりて獲得せらるべきものであるといふのが根本の原則で、時としては受刑者は或る種の催し物（演奏會又は講演）には入場料を拂はしめられたのである。これは、自由な社會生活に於ては當然さうなつてゐることを彼等に思ひ起させるためである。（この入場料の収入は運動器具の買入れに用ひられたのである）。此等の活動の多くは「自治」本位で組織されてゐたのであつて、自ら治むることにより自ら學ぶといふ第三級の精神が等しく他の級へも深く滲みこんで行くためである。

(七) 日曜日のハイキングと  
受刑者の新聞紙

以上のように有益な休養による教化的な努力は色々あつたの

であるが、そのクライマックスとも稱すべきは正規の「日曜日のハイキング」(“Sunday Hike”)であつた。このハイキングでは、サード・グレード(第三級)の内では選ばれたグループが、他の目に立つ看守の監視のあるでもなく、只だ所長と一人のフェウルゾルガーのみに引率されて、美しいテウリンゲンの森林の中を歩くのである。このハイキングは受刑者を極めて寛大な態度で自由な生活へ近づける最後の特權であつて、しかしまた同時に、プリズンの拘束を逃がれようとする誘惑に近づけるものもあるが、この特權の各自の受刑者に負はせた重い責任、言を換へれば、大きな自由を受刑者に與ふるにも拘らず、未だ嘗つてこの特權の濫用されたことはなかつたのである。

これは、餘暇の時間に受刑者を壁外へ出させる唯一の行動であるが、外界との交渉を結ぶ機會は施設内に在る間に多く存してゐたのである。第一に、宗教であつた。テウリンゲンのプリズンでは何處でもチャプレン(禮拜堂牧師)は職員のマムバーではなかつたのである。種々の宗派の代表者が入つてくることになつてゐるが、これとてもチャーチに事へるサーパント(僕)として來るのであつて、國家のサーパントとしてではないのである。深い衷心からの宗教的態度への道を開くのはこの施設の目的の一つであつたが、チャペル(禮拜堂)に於けるサーピス(勤行)への参加は受刑者の自由となつてゐて、本人自

身の決定に俟つ特權とされてゐたのである。

ウンテルマースフェールドに於ける更生事業の最も特色のある産物は、「橋」(“Die Brücke”)と名づけられる、施設の新聞紙である。第二級及び第三級の受刑者中から選ばれた一つのグループによりて編輯せられてゐるもので、施設と自由生活との間をつなぐ連接物となつてゐたのである。寄稿者は受刑者と施設の贊助者として、兩方の側から毫も包み藏しのない驚くべき淡白さでプリズンをめぐる色々の問題について論じ合つたのである。この討論から、受刑者と受刑生活の特質を理解し多大の興味を有つてゐる外部の人々との間に意義の深い通信が開けたのである。かゝる人々は、また、日曜日の午後の催しのプログラムの一つを寄附すべく時々施設を訪問したものである。

しかし、ウンテルマースフェールドが外部との交渉を持續したのは助力を受けるといふ關係ばかりではなかつたのであつて、毎年大勢の受刑者が考案して作つたクリスマス・プレゼントをテウリンギアの託児所や孤兒院へ贈り、又は、ウンテルマースフェールドの村の小供達に人形芝居を仕組んで觀せてやつたといふことは特記するに足るのである。

ウンテルマースフェールドでは外部の社會との交渉を必要で價値多いものと思つてゐたのではあるが、しかもそれにも拘らず、外部の篤志のソーシアル・ワーカーの組織的な助力を更生事業のプログラムの一部としようとは試みなかつたのである。

といふ理由は、プリズンに於けるソーシアル・ワークは熟練した専門家を必要とするものであるといふ原則を認めてゐたからである。

この報告の終結に際して、讀者は或は話題となつたこの數年の期間中釋放せられた受刑者の成功並びに失敗についての明細な統計上の摘要を期待してゐられるかもしれないが、しかし、かかる統計は存在してはゐないのである。その理由は、こゝ最近數年間の社會的並びに經濟的狀態の急激にして、ために一方では或る年度と他の年度との満足なる比較をなすことを妨げ、他方に於ては評價の有效なる因子を發見することを困難ならしめた爲めである。且つや、ウンテルマースフェールドではその結果についてかゝる「匆急」なる評價について大して興味を有つてゐなかつたのである。といふのは、ウンテルマースフェールドでは新しく發明された方法の専門的な實驗を行つたのではなくして、幾世紀を通して人類の活動の他の分野に發達したもので、決して數年といふような短い年月の間に成果を結ぶべく期待することのできないやうな思想方案を實行してゐたからである。是に於てか、受刑者の僅かに四〇パーセントが「試験級」(第三級)に達し、他の六〇パーセントは別に喜ぶべき豫後の存せざるにも拘らず釋放せられなければならかつたといふ事實は(一九二九—一九三〇年)、新しい處遇の方法を阻害する

不良な因子とは考へてはなかつたのである。反對な證明とさへ思つてゐなかつたのである。ウンテルマースフェールドは決して「理想的」なプリズンではなかつたのである(そういふものがあるとするならば)。國庫の窮乏、職員達の多くの點で合理的な行刑處遇に對する傳統的な偏見を棄つる能はざりしこと、關係科學の十分なる援助を得る能はざりしこと、時代後れの刑法の觀念によつて支配されてゐた司法部よりの非常なる反對ありしこと、及び、最後に、職員並びに受刑者の共に等しく影響を蒙つたドイツに於ける一般的な不安困惑の時期に在つてその改良事業の實行せられなければならなかつたこと、——此等の錯綜した事情によつて、ウンテルマースフェールドは其活動努力を妨げられてゐたのである。

固より、犯罪者の或るタイプのものについて處遇の難きものあるは、ウンテルマースフェールドに於ても、人はそれを思はないではなかつたのである。「限られた期間の處遇によりて多年久しきに亙る誤れる教育を矯正せんとするは、決して爲し能ふことではない」と所長のクレープスも言つてゐるのである。

しかしながら、ウンテルマースフェールドに於ては、そのケース・スタディ(受刑者の個別研究)をなすに當りて、或るタイプのグループを「改善不能」又は「制御不能」として教化處遇の利益より除外しようとは試みなかつたのである。而して、行刑理論並びに行刑實務の兩方面に於ける専門家の強い反對を推

し切つて、受刑者は何人たるを問はず、彼の明かに精神錯亂又は白痴にあらざる限り、建設的なる指導に親しましむべきで、さすれば何にかしらの好ましい反應はあるものであるといふ所信を固く持して動かかなかつたのである。

ウンテルマースフェールドに於ける行刑改良の主たる價值を要約すれば、次の三點に歸することにならう。即ち

- 一、施設に於ける行刑實務の基礎として健全なる行刑理論の必要を認めしこと
- 二、行刑に關する常識とサイエンス(學的知識)とを混同せずして、しかも、客觀的科學的方法より仁慈の本義に基ける純然たる個人指導を明かにし區別するに努め、且つ、その處遇の方針に於て兩者を融合せしめたること
- 三、他の幾多の提案に比して其の實用的なると財政上の根據の正當確實なるとに於て勝り、且つ、今日の行刑當局によつて慎重に研究せらるべき一個の解決案を提供するものといふべきプリズンに於けるソーシアル・ワーカーなる職制の發達充實を謀り、由て以て困難なる刑務職員問題の解決(一時の?)に努めたること

是れである。 —(完)—

Howard Journal (Annual), 1937.

## 檢察制度の回顧

前檢事總長 光 行 次 郎 氏 談

行刑とは多少縁遠い氣味もあるが、今日は檢察制度の沿革を、實務の上から振りかへつて見て、私達の先輩が、如何なる苦心と努力を拂つて來たかを偲んで見ることによらう。

○ 檢察制度といふのは、これを國家の事務といふ點から見れば、檢事の權限に屬する公訴事務と捜査事務とに關する制度をいひ、又これを國權の作用といふ點から見れば、檢事の行使する公訴權と捜査權とに關する制度をいふのであるが、更に公訴事務と捜査事務とは併稱して檢察事務といひ、又公訴權と捜査權とはこれを併稱して檢察權と呼んでゐるのである。檢察權が、我が憲法第五十七條に規定されてゐる司法權の中に含有されて

かどうかといふことについては、多少議論の餘地もあるのであるが、少くとも檢事局の構成は、裁判所構成と同じく、憲法第十條但書の法律に該當する一獨立機關であると解釋するのが至當であらうと私は信じてゐる。尤も司法省官制第一條には「司法大臣は檢察事務を指揮す」と規定してあるので、檢察制度は獨立的存在ではないといふ議論もあるにはあるが、しかし裁判所構成法第八十二條及び第八十四條の規定に依ると、司法大臣はたしかに檢事の上官ではないと解し得るのであるから、やはり檢察制度は裁判所制度と同じく、獨立的存在であると解釋するのが妥當であるやうに思ふ。

○ 檢察制度の沿革といふも、明治五年の

官制「司法職務官制」の發布以前に在つては頗る混沌たるものであつて、殆んど制度と呼ぶにふさはしくないものであつたので、こゝにくどくどしく叙述する必要はない。明治五年の司法職務定制によると、檢事の職掌といふ章に、檢事を分つて大檢事、中檢事、權中檢事、少檢事、權少檢事となし、そして(一)檢事は各裁判所に出張して、聽斷の當否を監視す(二)檢事の職は罪證事端の發生に始まり裁判處分に止り未發を檢察すること(三)に干與せず(四)檢事は罪犯の探索捕亡を監督指令す、と規定してゐる。又檢事章程の章においては(一)檢事は法憲及び人民の權利を保護し、良を扶け惡を除き、裁判の當否を監するの職とす(二)檢事は裁判を求むるの權ありて裁判を爲すの權なし、故に判事に向つて意見を陳述するには判事の取捨に任じ、論斷處決は判事の專任として檢事これを預るを得ず、と規定してゐる。以上の規定の中、檢事は

各裁判所に出張して聽斷の當否を監視すといふのは、聽訟に立會ひ、訴狀を檢査し、情狀を視察し、意見を陳述し、裁判を求むる等公訴權の行使を指していふのであり、又罪證事端の發生に始り、裁判處分に止り、未發を警察することに干預せずといふのは、職務權限の始期と終期を明にし、檢事は豫防警察に干預するの權限なきことを示したものである。更に罪犯の探索捕亡といふのは、犯人を捜査して逮捕するといふ意味であるが、當時罪證は主として被告人の自由因つてゐたのであるから、いはゆる罪犯を探索捕亡することは、殆んど捜査又は司法警察の全部であつたといふことが出来るのである。尙ほ右の官制に依ると、上級檢事即ち正權大檢事は、司法卿の指揮監督の下に服屬すべきことになつてゐる。これは檢察制度の中央集權ともいふべきものであつて、檢察に對する思想も制度も未だ十分發達してない當時としては或は當

然なことであつたかもしれぬが、それは幾多の弊害も伴ひ、今日から見れば、決して良制度といふことが出来ない。司法職務定制は、明治七年の太政官達及び同八年の司法省達第十號を以て改正された。改正規則に依ると、司法警察官規則といふものが出來て、檢事はその職能においては、大體従前と異るところはないのであるが、唯新に司法警察に關する職務權限が附與されて、萬一行政警察の豫防力が足らずして、法律に背くものがあるときは、檢事はその犯人を探索してこれを逮捕することが出来るといふことが規定されてゐる。尙ほ檢事の職務權限については、檢事職制章程第二十八條において「警保頭助警視長及び大警視、地方知事令參事は、檢事の叶示により司法警察の事務を兼行す、但急迫に出づるものは檢事の叶示を待たずして直に司法警察官吏をして其事を行はしめ、後檢事に報告することを得べし」と規定され、

又其第二十九條には「少警視、警部及び附屬官吏地方行政官吏は司法警察の事務を兼行し、これを司法警察官吏と稱す、司法警察官吏は檢事の指令により罪犯を探索逮捕す」との規定がある。更にこの改正規律によつて、檢事に對する本省の指揮監督權は、従前から見ると非常に縮少せられて、檢事が本省の決を待たねばならぬのは、僅に重大事件と、規則外のものゝ二つに限定さるゝことゝなつたのは注目し得る。

然るに明治八年五月の司法省達では、單獨檢事局官制を司法省官制と併合して、檢事はその地位の上下、事件の大小に拘らず、すべて司法卿の指揮命令を受けねばならぬことゝしてしまつた。ところが同年太政官布告を以て更に檢事職制法が制定せられた。それは従前の規則と大差ないものであるが、唯次ぎの二點が注目される。(一) 檢事の職務權限を限つて檢彈及び公訴のことを掌るとなした。

檢彈といふのは、案檢と彈告といふことの略稱である。外に公訴といふのが加はつてゐるが、實質的には二者同一である。(二) 司法卿の指揮權が縮少されて、重大犯罪のみに限ることにした。この官制は、明治十三年太政官達第六十號を以て更に改正せられたが、これによると、檢事は檢察事務について司法卿の指揮監督を受くべしといつた規定は何處にもない。

次で明治十三年太政官布告第三十五號を以て、治罪法なるものが發布せられた。檢察事務に關する我國の官制が稍整頓を見るに至つたのは實にこの時からである。この治罪法といふのは、裁判所の官制、檢察局の官制及び訴訟手續の三者を一緒に規定したもので、その内容は頗る進歩的なものであつた。現行裁判所構成法や刑事訴訟法の如きも、その根本精神はすべてこの治罪法に淵源してゐるといつても決して過言ではあるまい。但し

治罪法には、判事、檢事の身分上の保證については未だ何等の規定がなかつた。治罪法の第一條を見ると「公訴は犯罪を證明し、刑を適用することを目的とするものにして、法律に定めたる區別に従ひ檢察官これを行ふ」とあるし、又第六十條には「東京警視本署長及び府縣長官は、各其管轄地内において司法警察法として犯罪を捜査するにつき檢事と同一の權を有す。但し東京府知事は此の限に非ざ」とあつて檢事の職務權限を明記してゐるが、要するにこの治罪法において特に注意を要すべき點は(一) 司法大臣(司法卿が司法大臣と改められたのはこの規定に由る)は、檢察事務につき、檢事に對して指揮命令權なきことを明にした點(二) 公訴の目的及び機關(第一條)を明定し、且つ不告不理の彈劾主義を採用した(三) 司法檢察官吏を定めて檢事の指揮の下に捜査事務に従事せしむること

等がその主なるものである。

治罪法は明治二十三年舊刑事訴訟法の施行によつて廢止となつたが、舊刑事訴訟法ともその趣旨においては治罪法と異なることなく、第二百七十八條において、公訴は檢事これを行ふと規定し、他に公訴提起の機關なきことを明にしてゐる。但し附帶犯についてのみは、檢事の起訴なくとも、公訟ありたるものとしてゐる、しかし現行刑事訴訟法は、附帶犯についてもこの主義を採用してゐない。又舊刑事訴訟法においては、現行犯につき豫審判事が先きにその事實を認めたる場合には、公訴の提起を待たずに檢事その旨を告げて豫審處分を爲すことを得て規定されてあつたが、現行刑事訴訟法はその主義を採用してゐない。これについて私に一つの思出がある。私が神戸にゐたときに、米騒動が起きて鈴木商店が焼打ちを喰つた。しかし檢事が出動を躊

踏してゐると、裁判所長は、検事正に向つて、若し検事が出勤しないといふなら、舊刑事訴訟法の規定に従つて豫審判事をして出勤せしむるがどうかといふと、検事正も大に困つて検事を出勤さして捜査さしたといふことがあつた。かうした事件の勃發した際には、検事が先きに出張すべきものである。それを少し怠つてゐたので所長から一本やられたわけである。

又検事は、起訴猶豫處分を爲し得るか否かについては、舊刑事訴訟法には何等の明文もないので、従つていろいろ議論もあつたが、明治三十五年頃であつたか、私が長野にゐた頃は、検事は起訴猶豫處分を爲し得ないといふことになつてゐた。苟も罪ありと認むるものに對しては検事は假借するところなく起訴の處分を行つた。だからその時分は起訴件數が非常に多かつた。それだけ公判になる、無罪となるものが又ワリと多かつ

た。検事の仕事は要するに、警察から送られて来る事件を、これは罪があるから公判へ送る、これは罪がないから不起訴にするといふ風に、唯事件を二通りに振り分けるだけのものではあつた。尤も検事は當時は人手も少く、旅費も少なかつたので出張はしなかつた。それで昔の裁判所では検事正の官舎と豫審判事の官舎とが隣り合つてゐて、事件の報告があると検事正は豫審判事に電話をかけて、豫審判事に出張を命じ、犯人の捜査に當らしめたものだ。検事の方は却つて犯人の捜査には無關係で、唯公判の辯論に立會ふのみであつた。検事は司法警察官を指揮すと規定されてゐるにも拘らず、事實は唯豫審判事の記録を見て、公判で論告を行ふのみであつた。警察官の報告も亦豫審判事宛になつてゐたといふやうな様であつた。だから豫審判事は相當威張つたものだつた。検事となると次席以下な

事實であつた。檢察權の主體が検事であるといふ原則は、制度の上に儼として存してゐるに拘らず、上には司法大臣の指揮命令があり、下は、司法警察官が行政警察官を兼ねてゐるといふ事情のため、捜査權の運用は、上下から壓迫を受けて、とかく思ふやうには實行されなかつたのであつた。司法大臣に指揮命令權があるといふことも、それがうまく行はれなかつた一つの理由であるが、一方司法警察官が行政警察官を兼ねてゐるがために、その任命黜陟の權は行政府に握られてをり、従つて検事の指揮命令はとかく徹底しないといふ事情に在つた。立法、司法、行政の三權が互に鼎立し相犯さないといふところに立憲政治の本質があるのであるが、それが必ずしも理想通りには行かなかつた。殊に瀆職罪その他位ある人の犯罪乃至選舉違反等の如きは、檢擧に公正を缺く事が頗る多かつた。實際罪を犯してゐるにも拘らず、司法大臣

どんで存在を認められてゐなかつた。

だが、それにも拘らず、検事を捜査の主體なりとする趣旨は、前述の如く治罪法、舊刑事訴訟法の共に認むるところであつたが、明治二十三年十一月、裁判所構成法の施行を見るに及んで、検事局は司法省から分離して裁判所に附置せらるることとなり、完全なる一獨立官廳としての存在を保つに至つた。同時に検事の任用資格も判事と同様となつたし、又身分の保障も、判事とは違ふが、退官は出来ないといふことに規定せられた。尙ほ司法行政の職務及び監督權については、検事總長、検事長、検事正は司法大臣の由つて以て司法行政の職務を行ふの官吏とす（第三百三十四條）とか、司法大臣は各裁判所及び検事局を監督す（第三百三十五條）とかいふ規定はあるが、司法大臣が檢察事務を監督するといふが如き規定は何處にも見當らない。然るに實際

においては、司法大臣は檢察事務を監督し、検事に向つて指揮命令を爲しつゝあつたのである。検事總長は「其検事局及び下級検事局を監督す」といふ規定があるに拘らず、事實は司法大臣の許可を得て始めて起訴が出来るので、検事總長のみでは出来ない。何故さうなのかといふのに、それは司法省官制第一條に「司法大臣は各裁判所及び検事局を監督し、檢察事務を指揮す」とあるに緣由してゐるので、決して裁判所構成法や刑事訴訟法の規定から出てゐるのではない。司法大臣は檢察事務に對し、果して指揮命令權を有するや否やについては、昔から學者間にも議論の存するところであるが、事實は指揮命令權を有するものとしてそれが慣行されて來たのである。今更何とも致し方がない。

檢察制度の如何に拘はらず、檢察權の實際上の運用は必ずしもその法制通りに行つてゐないのが、多くの場合、過去の

が捜査してはならぬといふと検事はその權能を封鎖されねばならなかつた。政黨内閣時代には特にさうした場合が多かつた。選舉違反などがあつても、檢擧されるのは主として反對黨の人々ばかりで、與黨には及ばない。検事が偶々與黨の人を檢擧しても、時の政黨大臣はこれが起訴を躊躇するといふ有様で、檢察權の行使に公正を缺いたことは知る人ぞ知るで、決して珍らしいことではなかつた。従つて検事が行政警察官を指揮する場合には非常に頭を痛めたものである。普通の犯罪ならばとにかく、大事件となると、行政警察官はなかなか検事のいふことを肯かない。といつて検事が自分單獨で捜査するだけの力があるかといふにさうは行かない。でその間、右と左へ振り分けに、検事は相當苦心を拂つたものである。勿論檢察權が公正に行はれないといふことには、幾多の弊害も伴ひ、世間からもずい分非難を買つたので、原大臣

實際罪を犯してゐるにも拘らず、司法大臣

の時代に、検事直屬の司法警察官を設置しようとして企圖したのであつたが、實現を見るに至らなかつた。

然るに今日となつて見ると、弊害の多かつた政黨内閣はなくなり、従つて司法大臣の指揮命令も、必ずしも一黨一派に偏するといふことなく、司法警察官亦検事の指揮命令を奉じて、公正な態度で檢舉に従事するやうになつた。かくあつてこそ始めて檢察權の嚴正公平も確保せらるゝわけであつて、私共檢察事務に従事するものにとつては洵に欣快この上ない次第である。檢察事務が今日の如く、偏私的傾向を脱して、嚴正公平に行はるゝこととなつたのは、檢察權獨立のため、私共の先輩諸氏が、幾多の苦難を忍びつゝ、頑張り／＼通して來た御蔭によるものであつて、私共後進としては、これに對し深く感謝するところがなければならぬ。元來檢察權の嚴正

公平に行はれねばならぬことは、裁判權の嚴正公平に行はれねばならぬこと、何等選ぶところがない筈である。否むしろ、公訴なければ裁判なしと原則が嚴として失はれざる限り、檢察權の公正は、裁判權の公正よりも一層願はしいことではない。裁量の公正といふもそれは結局起訴された範圍内に於てのみ公正である。それに比すれば、検事の公訴はその行はるゝ範圍が頗る廣汎である。檢察權が獨立嚴正に行はれ、始めて裁判も獨立嚴正に行はるゝのである。従つて先づ檢察權の獨立嚴正を期するのがその順序であらう。かつて松室檢事總長は、全國的にスリを一舉に檢舉したことがあつたが、それ以來スリは非常に減つた。それまでは、スリは大體刑事と關係があつたので、警察でも、大がいの事は、大目に見てゐた。尤も刑事側から見ると、平常からスリと關係をつけておくのが、便宜な點もあつたらう、何故なら、

大きな犯罪などで、犯人が容易に見つからぬときでも、スリ仲間あたりから聞き出すと、案外判ることがあるからである。しかし勿論これには幾多の弊害が伴はざるを得なかつたので、松室檢事總長は、この一齊檢舉を斷行し、且つ相當重刑を加へたのであつた。警察側としては或は痛手であつたかも知れぬが、同時に多年の弊害が除去されたといふ點もあつた。

捜査の主體として活躍するやうになつたのだ。今日、選舉違反の檢舉などは何れも検事の指揮を仰いでやることになつてゐるが、こゝまで來るには、私共の先輩が、相當苦心したもので、その間には幾多の經緯を経てゐるのである。例の幸徳事件などは、全部検事の手で檢舉したのであるが、それは松室檢事總長の決死的覺悟の下に爲されたのであつた。松室總長は、この事件が若し失敗に歸したら、切腹する覺悟であつたといふ。又以前は警察に對する手入れなどはとても出來ないことであつたが、大正三四年の頃であつたが、私は大阪で、幾通かの脅迫狀に見舞はされたながら、斷然警察官を檢舉して、大阪の警察署を根本から立直したことがある。その他福岡製鍊所事件とか、北濱事件とか、政黨に關係ある大事件はみな検事の手で捜査したもので、それ等は平沼檢事總長の下に行はれたのである

が、何れにしても、檢察事務が今日の如く嚴正公平に行はるゝやうになつたその土臺を築いた人は、松室、平沼その他の諸先輩である。政黨時代のやうに検事の活動が政黨關係で壓迫を受けるやうなことでは、社會正義も保たれなければ、政黨の改造も六ヶしい。司法大臣が検事に對して指揮權をもつてゐるのは、官制上或はさうであるかもしれぬが、しかしそれではいかにも弊害が續出するので、その後、司法大臣は檢事總長に、檢事總長は檢事長に、檢事長は檢事正に命令することは出来るが、司法大臣は、直接檢事長に命令することが出來ないといふ風に決めた。それで、多くの弊害も非常に緩和されるやうになつた。司法大臣が何といつても檢事總長がウンと頑張ればよいのである。それ以前は大臣が直接、電報一本で檢事正に命令を發するといふ有様であつたから、檢事もやり切れなかつた

ものである。檢事直屬の警察官を置けばよいとの説もあつたが、内務省で首を縦にふらなかつた。私も、檢事が僅か數十名の警察官を有つよりも、むしろ現在の制度を善用する方がよくなるかと思へる。今日では大さう良くなつた。みな先輩のお蔭である。こんなことを話してゐれば、回顧談はそれからそれからそれへといろ／＼あつて全くキリのないことだが、今日は、これ位にしておかう。

(文責在記者)

本會々則第八條ニ依ル十二月分

表彰慰藉者

一、銀杯壹箇宛(退職)

石井徳次郎外二十四名

一、金壹百八圓也(死亡)

故濱本佐一外三名



### 刑務所便り

#### 国民精神作興週間

##### 松江刑務所

去る十一月十日より十六日に至る一週間全国的に舉行された國民精神作興運動に合流して松江刑務所にては全職員收容者協力のもとに左の五大要項に重點をおき、それぞれ具體的行事の力行に努めた。先づ「日本精神を發揚せしむること」に於ては、昭和十二年九月五日、内閣總理大臣の發せられたる「内閣告諭」を各舍房、事務室に貼添し、各工場の中

の丸に「祈武運長久」「國威宣揚」と印した一對の吊旒旗を垂下げ、職員收容者は赤き日の丸に「精神作興」と染出した「マーク」を佩用し、各事務室、教誨堂、工場、廊下、其他見易き場所には「時局の打開は吾々精神の緊張に待つ」「國家の興隆は國民精神の作興にあり」「苦勞で磨け、力行で勝て」等幾種の標語、格言を刷込みたる「ポスター」を揚げ又今次の事變に關する地圖を各工場、就業者に回覽せしめ、その第一回の十日には午前八時全職員登壇、教誨堂に於て整列し「精神作興週間」の式を擧げ先づ東方に向つて遙拜、高野瀨所長の大正十二年十一月十日御發布になつた國民精神作興の御詔勅を拜讀訓話ありて後、「ラヂオ」體操を爲せり。遙拜と「ラヂオ」體操とは職員は毎朝午前八時登壇直後、收容者は毎朝食前これを實行せり。

を平素より回數を増加し毎日晝食後休憩時間に左の日割に依り放送せり。即ち第一日、精神作興、第二日心身鍛練、第三日忍苦力行、第四日規律嚴守、第五日皇軍感謝、第六日生活反省、第七日勤勞報國、猶この週間一層、禮儀、姿勢、言語、時間、規律の肅正に努め、工場、舍房、の巡視、教誨を頻繁に行ひたり。

又本週中に當る第二日曜日を即ち十四日を第三免業日と繰返へ、午前九時、教誨堂に職員收容者集合し陸軍中尉小松潔氏の「日支事變と吾人の覺悟」と題する講演を聴取し、現地における認識と皇軍感謝の念並に吾々生活の反省に大なる感銘を受けたり。

場、洗面所、浴場、便所、屋外運動場、下水溝等の清潔、拘置場の疊、工場舍房の圓座は日光消毒を行ひ、四、工場舍房及び事務所其他の採光燐氣、照明等の可否を研究し、五、食器類の蒸氣消毒、六、除塵並に被服臥具等の溼濯の適否を調査實行し、七、保健衛生に關する智識を普及せしむる爲に十四日收容者職員を教誨堂に集めて、醫務課長衛生講話をなし、其他、保健技師以下週間中毎日工場舍房を巡視して不衛生の點を注意し、食事時間の長短に依る個人の健康状態に就て調査し食物咀嚼と健康上に關する智識を一般に與へ、差入糧食營業者の炊事場を檢査、投藥診察並に治療事務の適正、寄生蟲の驅除、運動の勵行に努め「守れ衛生、努めよ健康」「日々、衛生、輝く日本」の精神喚起に努力せり。

し、又收容者の親族にして出征せる者に對しては特に慰問激勵の書狀を發信せしめ、職員としては本支所を通じ應召職員の名を大日章旗の下に記載し事務所廊下に掲揚して、之等に對する憶念、武運長久の祈念の資としこれは、週間後と雖も掲揚することにせり。更に出征中の職員に對し慰問狀を發送する外所長幹部職員は出征職員の家慰問をなせし處、皆感激して謝意を表せり。その他十二日の日には縣社阿羅波比神社に於て出征將兵の武運長久祈願祭舉行せるに付職員一同參拜せり。

期せしめ賦課の作業は須く勤勞報國の精神を以て勞作上心魂を打込みしめ能率の向上を計り他面、非常時國家の資源節約觀念の涵養上器具機械の愛護と素品濫用防止等の目的達成のため是又本省指定の力行週間を具現して之に代え、その具體的要綱は作業戒護兩課にて立案せり。要するに今度の週間は國民精神作興、資源愛護に重點を置いて精神作興週間を施行せるもので、これが具體、實現には身體の強健を目的とせる衛生週間、忍苦力行を目的とせる力行週間を併合しその實行に努めしところ、時局の認識感を一層強め、作業への力行健康への反省等職員收容者に精神緊張上大なる効果を與へたり。

#### 第四の「銃後の後援を旺盛にせしむる」の要望に關しては、戦死者の氏名及び國際情勢、戦線ニュースの畫報板を従來よりも頻繁に取り替へ各工場に掲示

第五「非常時の經濟政策に策應せしむる」要項に就ては、一般職員は勤勞奉公の實を擧ぐることに努むると共に、各職分に應じ事務の刷新を計り、事務に従事する者は執務時間前後各一時間延長執務して整理整頓を爲し、消費節約の實を擧ぐるため、用紙、薪炭、油、其他の消耗品並に電氣の消費を極力節約に努めたり、又收容者に對しても本趣旨の徹底を

當所に於ては今次事變に際し〇〇名の應召者あり、之等遺家族の慰問に付ては

#### 銃後の奉仕

##### 岡山刑務所

適宜其の方途を講じつゝあるも、時恰も國民精神作興週間に該當し、且秋季農繁期に遭遇せるを以て、之等の中相當廣範



園に農作に従事する五名の家族に對し稲刈麥蒔等の勞力援助を爲すこととせり。十一月十六日——週間掉尾の行事とし

て先づ第一回に今井一等兵の宅を選定す。同君の家庭に於ては、目下稻作二町八段歩を耕し、更に之が大半を麥作爲すものにして之に従事するは同君の兩親及同君夫婦なり。

此日天氣晴朗小春日和の空は飽く迄澄み渡り絶好の穫入日にして、當日非番者河本部長外二十二名は各自日の丸辨當携帶自轉車にて勇躍刑務所より約六軒の同君宅に至る。途中市内某金物店に稻刈鎌十五挺の購入に立寄りしに、制服の一部隊の突然の入來と不似合なる器具の註文に呆然として暫しは之を眞に受けず、漸くにして事情を知り痛く感動し、相憎店內には數挺より無かりしを以て直に附近信用組合より取り寄せ辛ふじて所定數を取り揃へ得たるが如き一場の喜劇を残して午前十一時目的地に至る。此處に於ても亦意外にして突然の應援に啞然たり、恰も翌十七日より附近部落よりの援助の豫定なりし由にして、全く絶好の機會なりき。直に所携の晝食を終へて稻

田に散開刈取りを開始す。又一部は馬を驅使して鋤耕に従事し、午後四時に至り稻刈七段五畝、麥蒔四段歩を了して、感謝の辭を後に残して引上げたり。

次で翌十七日第二回目に野崎特務兵の宅を選定す。本日は多少の雨雲去來しつゝあるも、同君宅方面は雨天にても稻刈を爲す慣習あり、依つて前日同様本日の非番者板野部長外二十二名各自々轉車にて刑務所より約八軒の同君宅に應援に至る。本日の非番者中には農業に經驗なき者大半なりしも粉骨碎身手に豆作り流汗淋漓の程に豫期以上の成木を納め午後四時迄に四段歩刈取りを前日迄に家族に於て刈取りありし約四段歩の稻の結果、積込み(雨除け)を了し、前回同様深甚の感謝を受け引上げたり。

尚同君宅にては兩親及同君夫婦にて稻作一町歩餘及之が大半に麥の植付を爲しつゝあり、突然の應援に多大の感激を與へたり。其他の家族宅は未だ刈入れ時期に至ら

ず適當の機會を見て應援の見込なり。尙前記二回共秘密裡に行動せるも第一回今井一等兵宅の應援は逸早く新聞記者の探知する處となり、翌十八日當地合同新聞朝刊には直に之を報道し、一般民衆に多大の衝動を與へ、國民精神作興週間を最も有意義に終了し得たり。

### □本願寺大谷光照法主の教誨

鹿兒島刑務所

本願寺派管長大谷光照法主は鹿兒島別院に於ける明如上人三十三回忌法要、支那事變戰病死者追弔會並に傳燈奉告慶讚會親修の爲め十一月二十一、二十二兩日間鹿兒島市に駐錫せられ、二十二日には收容者に慰問教誨の爲め當刑務所に立寄られた。

當日、法主には午前十一時三十分雨村所長、佐藤教務課長の先導にて當所到着、會議室に少憩後、教誨堂に臨場、所



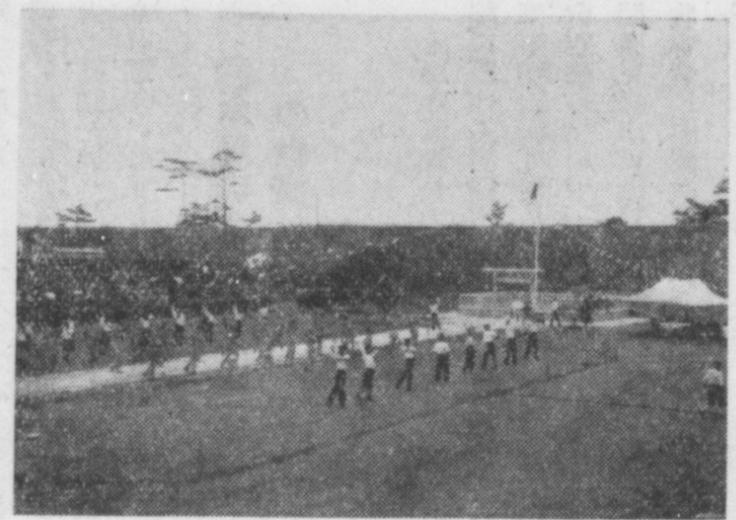
長紹介の後、懇切なる教誨あり、一同に甚大なる感激を與へ、終つて幹部職員と記念撮影の上、午後零時過陸軍病院に向はれた。教誨堂では引續き布教使井上徳命氏の約三十分互る復演あり、多大の感銘を與ふるところがあつた。

### □受刑者運動會の記

沖繩刑務所

- 一、施行日時 昭和十二年十一月二十一日
- 一、場所及參加人員 遙拜所前當所構内運動場一
- 二級者合計四十一名
- 一、競技プログラム 徒歩競争(百五十米)四組
- スプリンレース 千鳥

蹴毬（三十米）毬送り 投越送毬  
 リレー 進級競争 達磨太鼓打  
 一、施行状況 どんよりとした晩秋の空



に、金風和やかに吹き渡り、清新の氣自ら全身を躍動せしむる絶好の運動日和を迎へて、我が沖繩刑務所第一回受刑者運動會は開催された。場内は紅白に彩られ

たアーチや中空高くへんぼんと舞へる日章旗や目覚むるばかり鮮かな萬國旗のひらめく情景は、無限の歡喜と明朗な希望に満溢してゐる様に見える。やがて零時五十分を期して一同指定の運動場に集合、整列して開會を待つ、定刻午後一時所長以下各幹部臨場と共に、レコードに依る行進ラッパの歩調に全員肅々として入場、正面遙拜所に向つて壯嚴なる遙拜を行ひ、引續き一同國旗に注目君ヶ代の奏樂裡に肅然として襟を正し嚴かに國歌を奉唱する事二回嚴肅なる入場式を了へ、教務課長の開會の挨拶に續いて所長より親しく累進處遇令に據る運動會の趣旨並に運動競技の精神に就き懇々訓示あり後直に競技に入る。

たる正氣は、全面にみなぎり満面朱をそそぎて疾走する様いぢらしく、同じく四組のスプリンレースの競技に、あやしげなる手附や老年組の足どりも可笑しく、取り落したる球を取らうとしてあわてふためく滑稽さにドット爆笑の聲が擧る。緊縛されたる兩脚でびん／＼する千鳥の越躍も奇抜に、三十米蹴毬競技は、イロ、二組に分ち行はれたが一蹴數米を轉がす精練者も珍らしく中には右往左往見當なく蹴りまくり線外に飛ばして同組を狼狽せしむる者もあつて面白い。赤白二組に分つ毬送り競争の頃に至れば技いよいよ白熱化し、或は頭上を或は股下をと交互に操つる毬の捌きに紅日何れも劣らず、思はず回唾をのみ手に汗を握らしめる。投越送毬では意外な新競技に緊張の色みなぎり、二丈程の線上を投越して受球する鮮かさ、或は精一杯の力もて投付くるも數回落下し、まぐれ當りに受け取りたる球を大事相に抱へて走り出づる劇輕さ實に和氣瀟々たるものがある。

次で赤白黄青黒の五組に分かれたリ

一は、工場競技の事とて老若何れも腕を撫し手に唾をつけ合圖を待つ間の緊張は息づまるばかりである。ズドンの一發にさながら飛ぶが如くスタートを切る。青年の元氣旺盛空を蹴つて走るものもしく、老年組のわれまけじと弱腰を張りつつ息せきながら駆くるも殊勝である。進級競争も此れと同じく五組に分ち、一組八名とし緒淺葱の長衣作業衣霜降普通衣に袴と下駄を携帯して出場、一發の合圖と共に驅出だし前方十五メートルの地點にて互に衣を着換へ、周到に服裝を正して走る者あり、注意を受けていよ／＼慌てふためき抄取らず最後迄残りて轉げる如く走るもあり、決勝組が袴をひきづり下駄履姿で走るも可笑しい。

次の達磨大鼓打の競技に入れば運動會はいよ／＼佳境に入り、達磨の面を被る二組の勇者が大鼓の有場をはき違へて互に頭打ちを演じ、或は敵方の大鼓に突當りて減多打ちし又は見當違ひて盲滅法

縦横無盡に走り廻るも面白い。をりしも黒雲低くたれて危しげなりし天候は、遂に驟雨さへ降り出したるも意氣いよ／＼に壯に勇壯果敢に競技の幕を閉ぢ、續いて一同嚴肅な號令下に整列し、行進の歩調も勇しく、隊伍堂々全員の軍歌は志氣頓に昂り音吐朗々四隣に響き、國家總動員の戰時體制下に於ける銃後の國民たるの意氣を十二分に發輝せり。終りに戒護課長より今日の運動競技に就ての講評があつて午後三時三十分深い感銘と歡喜の裡に滞りなく閉會した。

本運動會は人員の募少なりしと時間の關係上全く休憩の餘裕もなかつたにもかかはらず渾身の勇を奮ひ疲労の色、更になく、競技の正戦に没入せる緊張の面を眺めし時、かゝる心境こそ純なる彼等が童心の閃きであり、人の性即ち善たる實相ではあるまいかといぢらしくも又可隣なる心情に感動せしめられた。愛の行刑即ち行刑教育の眞髓に觸るゝとはかゝる場合を言ふならんか。

山形刑務支所の皇軍

武運長久祈願祭

山形刑務支所に於ては去る十一月三日の明治節佳辰を卜して、出征將士の武運長久祈願祭を舉行した。當日は重大なる時局に處する覺悟を深く認識せしめ以て日本精神を涵養せしむるため收容者一同を神前に參列せしめ、先づ野村支所長始め神前に向つて最敬禮を行ひ後、國歌二唱と同時に國旗を掲揚し、嚴肅裡に我が將士の上に神靈の御加護深からんことを祈念し、默禱を捧げたる後、野村支所長の訓辭、終つて松永教誨師の教誨あり最も感激裡に祈願祭の擧式を終了したり。

(H・T生報)

年末賞與を割いて出征

職員に慰問品贈呈

千葉刑務所

當所では本年末賞與支給に際し全職員

應分を據金し、目下江南及華北に出征中の同僚職員〇〇名に對し慰問品を贈り、左記の慰問狀を添へて日夜皇國のために奮戦しつゝある勞苦を感謝することとした。

拜啓江南華北の冬既に深く寒風一入戎衣の袖に凍る時屢々各位の武勳の報に接し洵に感激に堪へざるもの有之候

抑々日支兩國は同文同種にして唇齒輔車の關係にあり其の興廢は亞細亞全民族の安危に關すべく候然るに其の傳統的國民性とも謂ふべき以夷制夷の外交政策は僅かに一時の渝安を貪りて國力の大なす所以に非ざるは夙に其の歴史の證明する處に有之候其の弊や連綿として革めず徒らに老大國の面子を誇り國力を過信して赤魔の跳梁に魅惑せられ好んで事を構へ全土民衆を驅使して抗日開戦の愚を敢へてし悠久五千年の文化を破壊し東洋永遠の平和を攪亂致候其の罪や正に青史に垂れて萬世に盡きざる處に有之候皇軍遙けくも萬里の異境に進み 聖業今や成ら

んとす 皇恩四百餘州を光被するの日亦遠からざるを確信致居候

各位は選ばれて此の聖業を翼賛し或は江南に或は華北に奮戦せらるる男子の本懐洵に之に過ぐるもの無之候家を棄て身を忘れ至誠一貫只君國に報ずる其の赤心に對し我々銃後國民の齊しく感謝する處に御座候本省當局に於ても夙に其の忠誠と御家族の御心勞を諒せられ國費多端の砌特に應召職員の待遇に考慮せられ恒例の年末賞與に付ても現職者同様支給すべき旨御指令あり貴下に對しては左記の通り行賞し本月十日御家族へ交付致候間折角當局の意の存する處を體せられ今後充分の御奉公祈上候尙我々職員に於ても輕少には候へ共小官親ら撰定したる別紙品目の慰問袋壹個東京白木屋に托し昨十三日御手許へ送付候間戦線小閑の折有之候へば御笑覽御使用被下度候

「首都南京」も既に陥落致候其の忠烈に對する國民の感謝は全國に氾濫し旗行列に提灯行列に正に感激の坩堝に奔流致居

候然し乍ら戦局は必ずしも未だ樂觀を許さず國際關係益々多事にして國運の消長は實に今後に於ける全國民の努力如何に繫り居り候外野戦に従ふ各位、内銃後に努むる我等眞に一丸となりて皇運を扶翼し奉り東洋平和の理想に邁進致すべく候

此の尊き 聖業建設の前衛として第一線に御活躍せらるる貴下に對し一層の御奮闘を御願ひ仕ると共に貴下に對する神冥御加護の程職員一同と共に希願仕る次第に有之候

昭和十二年十二月十四日  
千葉刑務所長 安東福男

一金 圓也

# 書道講坐

## 書道の變遷

### ◇王羲之

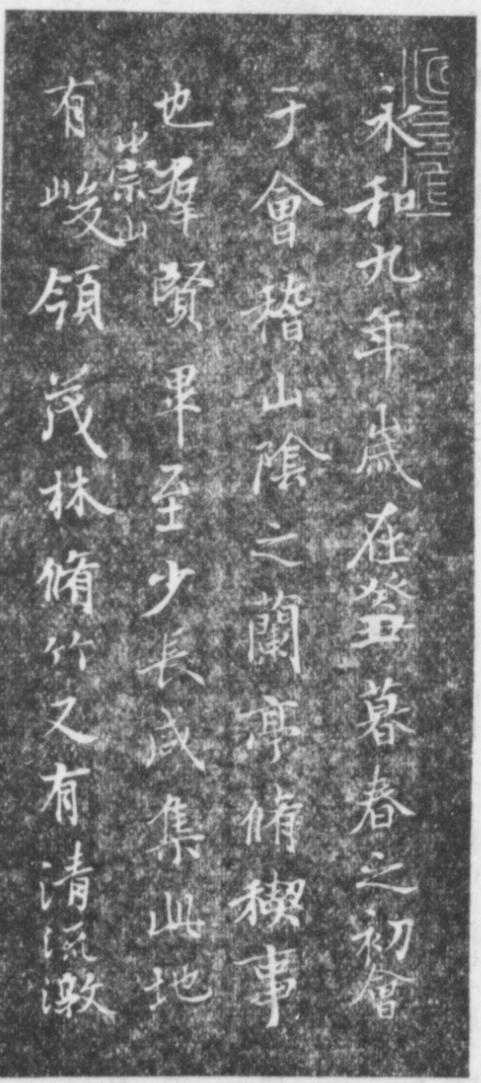
王羲之、字は逸少、右將軍に任せられ會稽内史となつた人である。幼少の頃衛夫人に書を學び、其の後衆碑を師として學んだ。各體に通じ以來書聖として仰がれ太元四年五十九歳にて歿した。王羲之は、王右軍とも云ひ武人としても一方の重鎮であつた。王羲之には七人の子供があつて、七人の中王獻之が一番書を能くした。惜しいことには王羲之の書として金石に刻されたものが殆んどなく、覆刻轉摹された法帖の類が今日に傳はつてゐる。今其の有名なものを擧げて見ることにする。

樂毅論、黃庭經、孝女曹娥碑、東方朔畫讚、告誓文、蘭亭帖、聖教序、興福寺斷碑、喪亂帖、九月十七日帖、遊目帖、十七帖、其の外諸帖の中にあるものを擧

高橋白鷗

げると、行穰帖、胡母帖、思想帖、遲汝帖、膽近帖、奉橘帖、遠宦帖、遠生帖、遠音帖、霜寒帖、快霜時晴帖、姨母帖、初月帖、等は代表的のものとして擧げることが出来る。蘭亭帖、又蘭亭叙とも云

つて居る。王羲之の諸帖中これ程有名な帖はない。東晋穆帝、永和九年暮春の初め、時の文人墨客四十餘人と、會稽山陰の蘭亭に會して禊事を修めた。その時會する各々が詩を作り羲之がその序文を書いた。それが蘭亭序である、時に羲之は僅に三十二歳の若年であつた。蘭亭叙は其の後唐の太宗皇帝の愛玩するところとなり太宗の死と共に昭陵に殉せしめた。今日に傳はる蘭亭は其の數二百種の多きに及んでゐるが何れも太宗在世當時に諸家に臨書せしめたものである。寫眞に掲載したるものは張金界奴本、蘭亭叙であります、この本は一般に多く習はれてゐるやうです。





毎月 募集  
**刑政詩壇**  
 ノ切 毎月十日限  
 用紙 隨  
 姓名 雅號併記  
 コト

雪山川田瑞穂選

元旦口號 醉處 辻村勇五郎 久留米  
 一陽來復啓鷄晨。淑氣山川萬象新。仙樂韻清籠宸極。幽歌聲靜出郊闌。三分春色梅綴玉。減地韶光雪鋪銀。無限靖康欽聖世。新詩恭賦太平春。穆肅典莊。眞是雅頌之音。可誦川謠。  
 歲晚書懷 岩川 江村繁太郎 高松  
 匆匆又遇歲星移。客裡功名只鬢絲。獨坐芸窓幾回首。平生心事一燈知。無限感慨。以深穩出之。故佳。  
 塞下曲  
 轉戰連旬來解鞍。旌旗映雪朔風寒。城頭一片陰山月。又把長刀仔細看。  
 語有古調。尋味不盡。  
 恭賦勅題神苑朝 岩軒 清永德太郎 福岡  
 雪堆神苑曉玲瓏。時奮龍簪十八公。拜跪階前祈戰捷。

崑々居詩話 (八)  
 唐以後の詩風

支那四千年間の詩を分ちて三段とする。前に述べた黃歌斷竹の詩一たび出で、より、堯舜禹湯文武の頃まで凡そ一千八百年、詩體は太だ備らず、然るに孔子出で、詩經三百篇を刪定し、賦比興を以て緯とし、風雅頌を以て經としてから、體裁は稍や整つた。之を詩の一大變遷とし、第一期と名づける。  
 詩經以前の詩は四言が其の主なるものであるが、三言、五言、六言、八言等も間出し、一定する所は無かつた。春秋戰國を経て秦漢に至るまでの間に七言、五言の端を啓き、柏梁體、樂府の體も出で、三國を経て六朝に入り、音韻學の研究から四聲を分ち平仄を嚴にするに及び、古今體の分立を見るに至り、此に再び詩體の一大變遷を致す。之を第二期と名づける。  
 唐以後清朝までが第三期で、これから説かんとするは其の第三期の詩風である。先づ唐から始める。  
 唐は詩を以て士を取れるが故に、仕を求むる者は勢ひ之に熟せねばならぬ。且つ今體の創成により、新奇を好む人情の自然よりして、天下靡然として風に向ひ、自由自在に其の才を奮ひ、前に古人なき盛觀を呈するに至つた。明の

朝。嗽。已。有。帶。春。風。  
 景象森嚴。令人正襟。

題仙厓和尚畫

畫出一瓶兼一觴。慙慙諷諫酒中狂。輕輕着筆眞無碍。欽仰厓公獨擅場。  
 輕輕着筆。而諷諫之意十分。是其所以無碍。詩能傳神。  
 恭賦宸題神苑朝 愛日堂 南 松太郎 大邱  
 來拜南鮮第一宮。松聲吹起萬年風。崇祠夙仰綏民蹟。嚴祀長傳護國功。白鶴携雛寶井地。仙琴和瑟瑞初空。炳焉神德如明鏡。照徹茫茫入道中。  
 辭氣謹嚴。筆力雄放。亦可以見其爲人。

遠征軍人

一扇題詩送遠征。豈無伏櫪老駢情。即今禹域戰方急。男子功名在此行。  
 吐出性靈。咄咄迫人。  
 拜受勳記感而作 高橋 龜貴 高田  
 委身刑政廿餘年。欲效微忠夢未圓。皇澤如今賜勳綬。槐門何必羨前賢。

守歲

至誠奉職。優恩錄功。洵聖代之美事。此詩亦能寫葵心。  
 已見梅花月。將回柏葉春。黃金隨得擲。白髮每梳新。誰是知音友。豈無同調人。一燈空守歲。耿耿古精神。青厓曰。志氣仇爽。風調古勁。作者全貌。躍然楮表。

高廷禮は唐三百年を分つて初唐(高祖の武徳元年から玄宗の開元二十九年まで一百二十年間)、盛唐(玄宗の天寶元年から代宗の太暦末年まで四十年間)、中唐(徳宗の建中元年から文宗の大和末年まで五十六年間)、晚唐(文宗の開元元年から昭宗の天祐末年まで七十六年間)の四期とした。初唐の詩は六朝の風を承けて綺麗である。就中陳子昂の五古は建安の風ありと稱せられてゐる。此の外、王勃、楊炯、盧照隣、駱賓王を合せて王楊盧駱と云ひ、沈佺期、宋之問の二人を合せて沈宋と云ひ、各一體を成した。王楊盧駱は七古を以て勝り、沈宋は五律、七律に獨特の手腕を示してゐる。唐詩選の開卷第一に載つてゐる魏徵も亦名人で、王績、劉庭芝、杜審言、郭振、賀知章、張説、張九齡、王翰等も代表的作家である。玄宗皇帝も中々の詩人で、誦すべき作も鮮くない。在位四十餘年の間、前半の二十餘年は政治にも心を用ゐ、天下は頓る治まつたが、楊貴妃が宮中に入つてから、玄宗は其の色に溺れて全然別人の様になり、後半の十餘年は政治上にも失敗多く、遂に安祿山の大亂を生ずるに至つた。その前半までが初唐で、後半は盛唐に屬するのである。天下は亂れたが、詩は盛んで、此の間に杜甫、李白、王維、高適の如き一代の名家を出したのである。次號に於て少しく其の來由を述べよう。(川田 瑞穂)

# 選歌しつ

大翼

銃後の春が明け、われわれの上には最も記念すべき偉大なる太陽が、新しい年と共に輝かしい光を投げかけた。容共抗日の本據であつた敵都南京も舊臘すでにわが手に歸し、それと共に北京には全支四億の民生の聲をあつめて新政權の樹立があり、痛ましく荒らされた戦後の野に、日滿支一體の理想の芽生えが力づよく起ち上つた。この新しい芽生えこそは實に東亞百年の平和のために、また人類の永き福祉のために、われわれが全力的な熱意で大切に育て上げねばならぬものである。それが嫩葉から若木となり、枝が伸び葉が繁り、やがて逞ましい幹根を地ふかく張り、つひに鬱然として東亞の護りとなる時は決して遠くはない。

芽生えの成長になくてならぬものは太陽である。今年の太陽はこの意義ふかき芽生

毎月 募集  
**刑政歌壇**  
 當季雜詠  
 締切 毎月十日限  
 用紙ハガキ一葉三首

## 心升たるよ選

- 一 三 重 半 風 子
- 二 京 城 今 府 劉 一
- 三 東 京 採 水
- 秀 逸 冬 籠りの藁施ししこの家の庭の蘇鐵に入陽の射せる
- 秀 逸 我が歸る電車の外に戦捷を祝ふ火の波渦まき過ぎぬ
- 小 菅 兼 平 義 郎
- 岐 阜 無 子
- 練 習 生 高 島 明 峯
- 重疊たる山のはさまをひたに行く登山電車に霧霽れて来し(箱根)

えを照らす第一の太陽である。記念すべき偉大なる太陽、ここに年と共に新しく来る。戦線における將兵の勞苦を常に新たなる感情をもつて感謝する一方、この銃後戦捷の春の慶びを國民と共にわかつと共に、われわれはさらに時變終局の目的にむかつて覺悟をあらたにし、堅忍持久相いませめて、これが貫徹を期したいとねがふものがある。

さて舊年の論稿において、私は歌の道に初心者の無邪な作意の尊ぶべきことを繰返し述べたつもりであるが、いづれも選歌の暇に筆をとつたもので、系統のある理説といふものではなかつた。今年も同じやうに隨時隨感的に稿を進めたと思ふが、趣旨としては常に、實際に歌を作り歌を考へる場合の助けとなり心得となるやうにと心がけてゐるのであるから、そのつもりで讀んでもらひたい。

けふはまづ新春に因んだ頭の一つ二つについて話さう。新年といへば人の心もあらたまり、新しい年の希望に力づけられて明

- 滋 賀 樋 口 柏 葉
- 佳 作 雪解けの軒の雫も寝入りたる子等の息吹もやすき宵かも
- 青 森 一
- 久方の天の白雪しん／＼とものを清けて降る新嘗祭
- 札 幌 佐 竹 綠 坡
- 下 關 登 喜 興 志
- 朝空に高きボプラの尖頭のそよ風に居る二羽の鶴
- 福 島 木 下 白 馬
- 群 山 小 杉 天 涯
- 道民の赤誠こもる献納機爆音高く大空翔る
- 山 形 野 村 生
- みやしろにあさまだき祈る賤か女は夫の武運を祈るにかあらむ
- 旅 順 野 田 稔
- 凍て徹る太原の夜は寒月の鋭く冴えていねられもせず
- 富 山 竹 枝
- 天高く祈願のみ旗なびく見ゆやしろの杜の明初めにつゝ(神苑朝)
- 札 幌 來 生 忠 次
- 初鴉啼たからかになきいてて朝風きよきうふすな森(神苑朝)
- 岐 阜 加 藤 しの ぶ
- しはれたる花瓶の白菊を見つつ居て去ぬらむ秋を思ひかなしむ

るいよろこびに満たされるのが普通である。従つてさうした心を詠んだ歌は古來その數も決して少くないが、さうかといつて、いつの世にも諷誦せられて人の心を高めることき力のこもつた名歌はさう多くはない。さうした中で、私は二人の先人の歌から自分の好む一二の作品を挙げようと思ふ。その一人は本居宣長翁で、もう一人は井手曙寛である。(この項つゞく)

半風子のこの一首は地味な境地を地味な詠み口で行つたもので眼には立たないが、相當の沈澁があるので、そこを採つた。ただ類歌の多い境地であることを言つておく。

次位の劉一氏についても前と同じことがいへる。無難といふだけを取柄とする。三位の歌は前の二首に比べれば、把み方にく分飛躍性があつておもしろいが、二句を「庭の蘇鐵」へかけたのは工夫が足りない。

八句を評す

花蓑

眞つ暗き徑を鳥屋師に従ひぬ 洗 陽  
 惠那山を想像します、惠那に遊ぶ人は大概の人が鳥屋場を見に行くやうです、早曉から小鳥狩をして一日山で遊び暮らして夜に入つて眞つ暗な徑を鳥屋師について戻つて行くところです、嶮岨な山道を戦々競々として鳥屋師について行く有様なども想像されて面白いです、そんなこともこの日の樂しかつた一日の出来事として後になつては思ひ出の一つとなるでせう。  
 病みてある我身恥かし稻の秋 秋葉子  
 今は秋の獲り入れ最中でお百姓は忙しいです、老も若さも男も女もみんな野に出て働いてゐます、小學兒童でさへも學校から歸れば稻運びのお手傳ひです、その中に在つて獨り病ひを得て病床に呻吟する身に取つては肩身の狭い思ひがするのでせう、病ひは生身を持つ人間の免れ難い不幸の一つでありますがその不幸を嘲つよりも病の爲に働くことの出来ない我身を恥かしく思ふといふその強い道義心には人の心を打つものがあります。

勤め終へて歸る我家の門口に足にもつるる犬の愛らし 高知 北村高月  
 出征ゆかす人の思ひはおなじならむたゞ一筋に國のみ桶と 川越 つねじ  
 嬉しげに密柑を吸ひしみどり兒は思はず顔をしかめけるかな 下關 ときよし  
 男子われ召されて嬉しすめらぎの大聖戰の晴の門出に 在上海戦線 梅村春汀  
 囚人の歌の軍歌の聲とゞろ秋日の下にききのわびしさ 名古屋 みどり  
 敵前に弾を抱きて進む子に夜すが馳せなん母の心は 三重 橋本鶯城  
 祓川澄みわたりたる若水に初日かゞやく神苑の朝(神苑朝) 大阪 足立碩花  
 ぬかづけば御靈香ぐはし靖國の宮殿に晴るゝ朝を 練習生 本間曉雨  
 國分寺の落葉の道のほの暗く訪ひし御堂の荒れてひそけき 府中 泉原ひろし  
 いそ畑に戸を閉めてある家にして豆よる乙女留守をもるらん 京都 平井鶴宗  
 新玉の年を迎へて立ち直る心勵まむ罪の子汝等と 鹿兒島 翠 嵐  
 軍旗ゆく所敵なし御代の春を銃後にいのる神苑の朝 新義州 珠鷹 蘇  
 瀧の道に迷ひつゝをればあなたよりをしへて呉れし野良の人かも 宇和島 今津頼風

毎月 募集 刑政俳壇 題當季 隨意 用紙官私製葉書

俳小と選

松の間に黄葉紅葉や嵐山 滋賀 壽美  
 夕紅葉龜の尾の山庭つゞき 同 同  
 清瀧の兩岸狭き紅葉かな 同 同  
 花八ツ手くゞりて蜂の羽音かな 同 樋口 柏葉  
 掛け並ぶ劍の光や夜半の冬 同 同  
 冬枯の湖畔に白き艇庫かな 同 同  
 ながくと沼にうつれる稻架の列 同 同  
 箒草色づきカンナ衰へず 同 同  
 湖に霧の流れて膳所の朝 同 同  
 嵐山は松の間がくれ紅葉寺 同 同  
 刈田道兼平塚へうねりけり 同 同  
 茶の花に歌碑の建ちたる木幡道 同 同  
 スキー船夜のデッキに比良白く 同 同  
 落葉する木々を揺りつゝ庭を掃く 同 迷羊





### 海外異聞録

#### ◇囚人の文學熱

強盗でギヤングの親方であつたピアネキが、現代ポーランド文學に一時代を劃する程の作品を獄中で書上げ、そのため出獄の恩典に浴し今では押しも押されぬポーランド國民作家として噴々の名聲を轟ち得てゐるのに刺戟されて、目下ポーランドの監獄ではどこへ行つても囚人間にすさまじい文學熱が高まつてゐる。そこで、どの監房を覗いても囚人は革命のことやハンガア・ストライキのことなんか考へないで、専ら創作のことばかり考へて、インクと紙をやたらに欲しがつてゐる。そして、勞役のない時間には必死になつて金釘流の文字を紙の上にならべてゐるが、この大部分は勿論ピアネキ流に

その創作によつて出獄の恩典を得よとすると、ずるい遣口に外ならないものだとのことだが、中には内的要求のまゝにその精神的體驗や過去の現實的事實を書いてゐるものもあるもので、第二のピアネキは現れないにしても、ポーランド文學への何かの示唆と寄與をなすに違ひないと見られてゐる。

#### ◇乞食税の金

ハンガリー内務省では目下「乞食税」といふ前代未聞の新税を考慮してゐる。尤もこの「乞食税」は乞食に賦課するといふ譯ではなく、乞食を無くするため要する費用をこの税金で賄はふといふのである。首府ブタペスト市當局ではこれまでも乞食撲滅のため熱心な運動をつづけ、一年前には寄付金の形式で任意「乞食税」を創めたが、その成績あまり芳しからず、乞食は増加する一方なので、遂に強制的な「乞食税」の徴収を内務省へ申請するに至つたものだといふ。

#### ◇こゝにも乞食撲滅策

トルコの古都イスタンブール市は従

來歐州第一の「乞食の都」と言はれて來たが、この汚名に奮起した市民と市當局では今後徹底的な乞食退治に乗り出した。まづ仕事の出来るものは全部道路人夫に採用、不具者は市費で施療院へ收容、健康でありながら尙且つ乞食をしようとする者は容赦なく監獄へぶち込んでしまふ筈で、今度こそ「乞食の都」でなくなるといふ話だ。

#### ◇波蘭伯爵夫人スパイで逮捕

ポーランド隨一の美人で歐州社交界の華と謳はれる明眸の伯爵夫人が、最近ドイツで「佛探」の名の下に逮捕され、非常なセンセイションを起してゐる。彼女はワルシヤワに由緒を誇る名家の出でオクタヴィア・ウイェロボルスカ夫人(三〇)と呼ばれ、數ヶ月前パリからベルリンに赴き豪華なホテル・アドロンに滞在中であつたが、その間ドイツ軍の機密情報をフランスに賣つたといふ嫌疑でゲシユタポ(ドイツ秘密警察)の手に捕はれ、二ヶ月前モアビット監獄に幽閉されてしまつた。最近愈々取調べを終りベルリンの「ナチ・人民法廷」に於て公判に付される

ことゝなつたが、スパイに對する刑罰はドイツに於て最も重く、彼女を生んだポーランド社交界を擧げての助命運動にも拘らず、彼女に對する死刑の宣告は免れないと見られて居る。尙夫人の美貌のために多くの男性が惱殺され今日までに既に十名の男性が決闘の場句自滅してをり、彼女こそまさに第二の「マタハリ」だとして人々の話題のぼつてゐるといふ。

#### ◇値段は一封度二片

##### 「娘の秤賣り」

ユーゴースラヴィア南部地方のジブシイ部落では人間の賣買はおろか、娘の秤賣りさへ行はれてゐるが、賣りに出される娘達は總じて結婚期に達した、所謂妙齡の娘で標準相場は目方一封度につき二片乃至三片、容貌並びに唄、ダンス等手藝の有無で値段に高低がつくのだ。ボゴエヴォといふジブシイ村の女酋長の如きはこの秤賣りの公正を期するため特別製の秤を備へ、部落内で行はれる娘賣買には他の秤の使用を絶對に禁止してゐる。ユーゴースラヴィアの南部地方では花嫁の賣買は

極く普通に行はれてゐるが、流石に目方賣りだけはジブシイ村に限られてゐるさうである。

#### ◇新商賣「人肉賣買斡旋業」

近頃ニューヨークに人肉賣買斡旋業といふ變つた新商賣が出來た。これは外科醫のストッター博士によつて開業されたもので、賣り手は耳の軟骨や肋骨の一部を提供、買ひ手はこれを怪我をした四肢その他鼻の頭の補強工作等に用ひるのであつて、開業早々賣肉の方は既に十五名も申込みがあつたといふ盛況ぶり、輸血用血液賣買の向ふを張つた珍商賣である。

#### ◇物忘れの親玉

物忘れの大家は大學の教授にあるらしく、中でもテエツコスロヴァキアのプラハの町の一教授は徹底的な物忘れの大家で、電車、タクシー、バス等々、乗れば必ず帽子、ステッキ、鞆のアリツ丈けを忘れて歸る。ために警察の方にも教授の忘れ物が山積し、特にその爲の置物を作つて保管してゐるといふことだが、教授は教授でまた心得

たもの、家には澤山の帽子やステッキ等を準備してあり「そろそろ、警察に集まつてゐる頃だテ！」と警察から貰つて來ては、また置忘れを續けてゐるといふのだ。一寸ウソみたやうだが本當の話ださうだ。

#### ◇増俸で官吏に早婚 獎勵の獨逸

ドイツ政府は、産兒獎勵は先づ足下から實行せねばならぬといふことかから、最近國民の模範たるべき官吏の早婚を獎勵するに決し、任官後二年以内に結婚する者には特別の増俸を行ふ旨發表した。從來結婚した官吏には特別にボーナスを與へてゐたが、これでさへ相當の効果を擧げて來たのだから、増俸すれば益々効果が著しいことゝ豫想されてゐる。

#### ◇多産兒禮讚時代

デイオンヌ姉妹の五兒が世界的の話題となつてから、世はあげて多産禮讚時代となつた。即ちニュージブラントの南島に四ツ兒誕生、ロシアでも樺太領カタンダレリに最近四ツ兒誕生、ソヴィエツト保健人民委員部では御褒美として乳牛一頭をこの親達に贈るといふ騒ぎ方であつた。

敍任辭令

|            |         |     |       |         |
|------------|---------|-----|-------|---------|
| 從七         | 十一月十五日  | 看守長 | 吉岡利兵衛 | (名古屋)   |
| 小菅         | 十一月十七日  | 看守長 | 山口英三  | (廣島府中)  |
| 看守長(廣島)    | 四七      | 看守  | 保坂孝吉  | (豐多摩)   |
| 同(小倉支)     | 四七      | 同   |       |         |
| 小菅         | 十一月二十六日 | 看守長 | 上澤隆人  | (大阪府小菅) |
| 兼任司法屬(行刑局) | 同       | 同   | 田中幸信  | (橋通支)   |
| 水戸         | 同       | 同   | 佃中幸信  | (大阪府)   |
| 看守長(橋通支)   | 五三      | 看守  | 鈴木一郎  | (橫濱)    |
| 同(大阪)      | 四七      | 同   | 山永重保  | (水戸)    |
| 願免         | 十二月九日   | 看守長 |       |         |
| 願免         | 十二月十日   | 教誨師 | 菅原唯定  | (甲府)    |
| 願免 七〇      |         | 看守長 | 芝哲朗   | (大通支)   |
| 同 七級       |         | 同   | 上野德   | (函館)    |
| 同          |         | 同   | 吉田清麻  | (靜岡)    |

|      |          |    |       |         |
|------|----------|----|-------|---------|
| 同看守長 | (東京) 九級  | 看守 | 錦織譽富  | (東京) 拘置 |
| 同同   | (甲府) 九級  | 同  | 岡諄    | (甲府)    |
| 同同   | (新潟) 同   | 同  | 坂井忠平  | (新潟)    |
| 同同   | (福岡) 同   | 同  | 濱地信   | (福岡)    |
| 同同   | (熊本) 同   | 同  | 染川直人  | (熊本)    |
| 同同   | (同) 十級   | 同  | 堤一行   | (同)     |
| 同同   | (鹿兒島) 八級 | 同  | 元吉佐平次 | (鹿兒島)   |

滿洲國司法部次長更迭

司法部次長 古田正武

任參議

任司法部次長

最高法院院長 及川德助

刑

政

第五十卷 總目次

(昭和十二年)

# 犯罪學雜誌

論說  
 日本監獄内に於ける特別豫防の原則……………原嘉道…  
 指紋・掌紋・足紋の綜同的分類法……………北條春光…  
 血液型……………鈴木壽六…  
 家鶏正常血清中に發見せる抗Q凝集素に就て……………吉川克巳…  
 豚血清中に發見したる正常抗M……………鈴木壽六…  
 抗N及び抗Q凝集素に就て……………鈴木壽六…  
 犯罪研究  
 明治の疑獄事件(10)……………高田義一郎…  
 迷信と犯罪……………西山爲一…  
 探偵奇運物語……………湯川四郎…  
 犯罪捜査實話……………安東禾村…

# 法曹會雜誌

○滿洲國民法規概観……………  
 ○ボワソナード「新法に對する批評に答ふ」  
 ○日本固有法に於ける法人の觀念(一)……………  
 ○如何にして國民の信頼をつなぐべきか……………  
 ○名判官物語(三十一)○大岡忠相(その二)……………  
 ○最近に於ける内外經濟の機動的並に思想的變化……………  
 ○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨 ○新法令 ○雜報

第十一卷 第六號  
 定價 一冊……………六十錢 (送料共)  
 一ヶ年(六冊)……………三圓零錢  
 (三四) 兇惡!! 山のギャング……………永山長三郎…  
 法醫學講座……………古畑種基…  
 第十八講 多胎産に就て(二)……………山崎 佐…  
 檢視史資料類纂(三一)……………  
 抄録  
 ○妊娠の早期診斷(九〇) ○新産兒、乳兒及び胎兒の血清の補體  
 曹(九二) ○血清學的型物質の排出型、非排出型の解釋に對する一考  
 察(九二) ○ラノリン及びステリン類に依るデフテリー毒素中和、  
 並にデフテリー免疫能力に及ぼすコレステリンの影響に就て(九二)  
 雜報  
 ▽騒音防止(二八) ▽人事消息(九二)

第十五卷 第一號  
 昭和十三年一月一日發行  
 定價 金 五拾錢  
 司法省構内 法曹會  
 振替口座東京一五六七〇番

# 法學新報

中央大學法學部門機關  
 第四十八卷 第一號 昭和十三年一月  
 法と道徳と技術……………講 師 高柳賢三  
 遅延利息を論ず……………教 授 岩田 新  
 統治の機關概論……………教 授 天野徳也  
 實質的違法理論の法規的展開……………安 平 政 吉

刑事判例研究  
 内容虚偽なる口頭辯論調書を作成せしめたる場合の罪責(草野  
 豹一郎)——濫に馬車を道路に置く罪(吉田常次郎)  
 民事判例研究……………民事判例研究会  
 質權者の賃貸と民法第三百九十五條(吉田久)——藝妓の賣淫  
 行為に因り取得したる金員(花代) 分配契約の違法性(岩田  
 新)——競賣開始決定に對する異議の申立と訴(前野順一)  
 ——商業組合の過怠金賦課と其の匡救方法(梶田年)  
 本邦西洋法制史學界録事……………講 師 矢田 一 男  
 近着外國雜誌法律論題要目

# 正義

○卷頭  
 年頭の辭……………  
 ○迎春所感……………名譽會員 原嘉道  
 昭和十三年と學國一致……………名譽會員 土方寧  
 刑事訴訟法の運用と人権蹂躪問題……………名譽會員 泉二新熊  
 理想と現實……………名譽會員 岩田宙造  
 新年所感……………名譽會員 鶴澤總明  
 新年東亞の動向と辯護士の職務……………有馬忠三郎  
 迎春所感……………高窪喜八郎  
 迎春の辭……………  
 ○報 告……………  
 ○論 說……………  
 帝人事件の判決……………島田武夫

昭和十三年一月號  
 定價 金 五十錢  
 帝國辯護士會發行  
 東京市麴町區西日比谷町一番地  
 電話銀座四三八〇・二二五五番  
 振替口座東京七二三九〇番

支那民族の特性と其法制……………村 上 貞 吉  
 司法官の常識養成論(一)……………柴 田 義 彦  
 英國の司法制度(四)……………小 林 一 郎  
 ○時 評……………  
 ○法曹年頭……………  
 司法法規整備に關する所見——辯護士試補指導に關す  
 る所見……………會 員 諸 家  
 ○資 料……………  
 續法曹瑣談(其十二)……………山 崎 佐  
 裁判官素描……………近 藤 綸 二  
 ○戰線通信……………  
 ○刑事要旨……………  
 ○民事要旨……………  
 ○文 苑……………  
 ○雜 報……………  
 ○會 報……………  
 ○新 法……………

東京帝國大學 教授法學博士 小野清一郎著

# 訂全刑事訴訟法講義

菊判總布裝函入  
總紙數六七八頁  
定價金四圓  
送料内地廿二錢

## 好評

訴訟法學の理論的構成の困難と其の政策的的重要性には、實體法のそれに優るとも劣らぬものがある。本書の高き學問的地位については更めて喩々を要しない。「全訂第三版」に於ては新刑事訴訟法施行後の判例學說を参照せられたるは勿論、最近の訴訟法學殊にドイツ訴訟法學に於ける理論的及政策的方面の發展を充分に濾過せられつゝ、益々其の理論的構成の完成と實踐への指導性を高むるに至つた。學徒、法曹、學生は勿論、法律實務家諸氏の見逃すべからざる斯學の好著である。

法學博士 小野清一郎著

- 刑法學と「文化」の概念
- 刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫
- 刑法に於ける名譽の保護
- 刑事判例

|       |        |      |    |
|-------|--------|------|----|
| 菊判總布裝 | 定價四・〇〇 | 送料内地 | 二二 |
| 菊判總布裝 | 定價三・八〇 | 送料内地 | 一四 |
| 菊判總布裝 | 定價二・五〇 | 送料内地 | 一四 |
| 菊判總布裝 | 定價三・八〇 | 送料内地 | 二二 |
| 菊判總布裝 | 定價四・八〇 | 送料内地 | 三〇 |

東京・神田・神保町 有斐閣 振替東京三七〇番

### 編輯後記

◇噫、南京は遂に陥落した。永久に記念さるべき昭和十二年十二月十三日の上海軍の發表に曰ふ「我が南京城攻撃軍は本十三日夕刻南京城を完全占領せり。江南の空すみ日章旗城頭高く夕陽に映じ、皇軍の偉容紫金山を壓せり」と。誰か感激なくして此公電を讀み得るものぞ。

◇事變勃發以來我が將兵は寡兵能く到るところに大敵を撃破して歴史的な大勝を博しつつあることは、全く我が國家的理想の顯現に歸すべきものである。今や赫々たる皇威の下に著としてその功を收めつつあるにつけても、我々銃後の國民は打つて一丸となつて奮戦してゐる陸、海、空の將兵の忠誠に齊しく心からなる感謝の意を表するとともに、益々銃後の任の重且つ大なることを思はねばならぬ。

◇外に皇軍大捷の報を聞き、内には大本營の設置により愈々最高統帥の陣營を整備し、長期策戰の覺悟をもつて一路皇威の發揚に奮進せんとするの秋、恭しく、聖旨を奉戴して茲に國政諸般の上に不動の指標を立て皇軍の使命を果さしむることは、懼れ多くも上廣大無邊の皇恩に酬ひ奉り、將士護國の忠魂を慰むる所以なりと考へる。

◇讀つて我が行刑の方面を見るに、昨年は眞に多事多端の一年であつた。すなはち、此間にあつて行刑の該部門も亦非常時を経験せざるを得なかつたのである。しかるに銃後に在る刑務職員一同は異常の緊張味をもつて此局に當り戒護その他に支障を來さずしてしかも平素に勝る多大の實績を挙げ得たことは、かの減私奉公の精神がいかに行刑部内に澎湃たるかを物語するものとしてひそかに心強さを覺えしむるものがある。

◇乾坤一轉して茲に昭和の第十三年を迎ふ。此新しき日において我々は唯徒らに戰勝に酔つて非常時の認識を見失ふべきではない。帝國の前途はまことに洋々たりと雖も、未だに幾多の險難を控へてゐるのである。此時に當り我々の覺悟は愈々固かるべくして、進んで行刑各般の刷新に向はなければならぬ。

◇時今や漸く嚴冬に向ふ。北支に將た南支に力闘奮戰中の將兵の上に想ひを馳せ感激の涙なきを得ぬ。切に將兵の雄健を謝しその艱苦を憐ひ、武運の愈々長久ならんことを祈る。昭和十二年十二月二十日 日沖生

| 定價表           | 廣告料       | 注文規定                 |
|---------------|-----------|----------------------|
| 一冊(稅共) 金二十五錢  | 一頁 金五圓    | ●御注文は總て前金のこと         |
| 六冊(稅共) 金一圓五十錢 | 二頁 金十圓    | ●御注文は郵便爲替ならば司法省郵便局   |
| 十一冊(稅共) 金三圓   | 三頁 金十五圓   | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 一冊(稅共) 金二十五錢  | 四頁 金二十圓   | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 六冊(稅共) 金一圓五十錢 | 五頁 金二十五圓  | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 十一冊(稅共) 金三圓   | 六頁 金三十圓   | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 一冊(稅共) 金二十五錢  | 七頁 金三十五圓  | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 六冊(稅共) 金一圓五十錢 | 八頁 金四十圓   | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 十一冊(稅共) 金三圓   | 九頁 金四十五圓  | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 一冊(稅共) 金二十五錢  | 十頁 金五十圓   | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 六冊(稅共) 金一圓五十錢 | 十一頁 金五十五圓 | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |
| 十一冊(稅共) 金三圓   | 十二頁 金六十圓  | ●御注文は郵便爲替ならば、但しなるべく振 |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十二年二月二十八日印刷  
昭和十三年一月一日發行

編輯 伊藤忠次郎  
印刷 東京市葛飾區小菅町一八四番地 印刷所  
印刷 東京市葛飾區小菅町一八四番地 印刷所  
發行所 東京市葛飾區西日比谷町一番地 印刷所

電話銀座 二三四・三八二五番  
振替口座 東京二五〇五九番

